

令和二年

# 第1回大津町議会定例会会議録

開会 令和二年三月五日

閉会 令和二年三月十八日

大津町議会

## 令和2年第1回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
3月 5日	木	午前10時	本会議	開会、提案理由説明	
3月 6日	金	午前10時	本会議	・先議議案第1号から議案第9号まで 質疑、討論、表決 ・議案第10号から議案第47号まで質疑、 委員会付託	一般質問締切日 正午まで
3月 7日	土		休会	議案等検討	
3月 8日	日		休会	議案等検討	
3月 9日	月	午前10時	委員会	各常任委員会	午前9時 議運 一般質問順番等
3月10日	火	午前10時	委員会	各常任委員会	
3月11日	水	午前10時	委員会	各常任委員会	
3月12日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
3月13日	金		休会	議案等整理	
3月14日	土		休会	議案等整理	
3月15日	日		休会	議案等整理	
3月16日	月	午前10時	本会議	一般質問	
3月17日	火	午前10時	本会議	一般質問	
3月18日	水	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				14 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更について
- 議長行事報告
- 専決事項の報告（7件）
- 陳情書（1件）
- 令和元年度定期監査報告書
- 令和元年12月例月出納検査の結果について
- 令和2年1月例月出納検査の結果について
- 令和2年2月例月出納検査の結果について

# 令和2年第1回大津町議会定例会会議録

令和2年第1回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第1日)

令和2年3月5日(木曜日)

出席議員	1番 三宮美香      3番 山本富二夫      4番 金田英樹 5番 豊瀬和久      6番 佐藤真二      7番 本田省生 8番 府内隆博      9番 源川貞夫      10番 大塚龍一郎 11番 坂本典光      12番 手嶋靖隆      13番 永田和彦 14番 津田桂伸      15番 荒木俊彦      16番 桐原則雄
欠席議員	2番 山部良二
職務のため出席した事務局職員	局長 矢野好一 書記 府内淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入勲      総務部総務課主幹長 伊東正道 副町長 田中令児      総務部総務課部長 本司貴大 総務部長 藤本聖二      総務部財政課部長 本司貴大 住民福祉部長 豊住浩行      教育長 吉良智恵美 経済部長 田上克也      教育部長 市原紀幸 土木部長 村山龍一      教育部次長 野村宗生 併任工業用水道課長      農業委員会事務局長 荒牧修二 総務部総務課長 坂本光成 選挙管理委員会書記長 総務部財政課長 白石浩範 会計管理者 坂本一正 兼会計課長

## 会 議 に 付 し た 事 件

議案第 1 号	大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2 号	令和元年度大津町一般会計補正予算（第6号）について
議案第 3 号	令和元年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第 4 号	令和元年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第2号）について
議案第 5 号	令和元年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）について
議案第 6 号	令和元年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
議案第 7 号	令和元年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
議案第 8 号	令和元年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
議案第 9 号	令和元年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）について
議案第 10号	大津町立保育所の延長保育事業、一時保育事業及び休日保育事業の利用者負担に関する条例の制定について
議案第 11号	大津町病児・病後児保育事業の利用者負担に関する条例の制定について
議案第 12号	大津町立幼稚園預かり保育事業の利用者負担に関する条例の制定について
議案第 13号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 14号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 15号	技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び大津町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 16号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 17号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 18号	大津町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 19号	大津町収入証紙条例の一部を改正する条例について
議案第 20号	大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 21号	大津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 22号	大津町立公園条例の一部を改正する条例について
議案第 23号	大津町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 24号	大津町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について
議案第 25号	大津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
議案第 26号	監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 27号	大津町子育て・健診センター条例の一部を改正する条例について

議案第28号	大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第29号	大津町町民交流施設条例の一部を改正する条例について
議案第30号	大津町町民集会所条例の一部を改正する条例について
議案第31号	大津町公民館条例の一部を改正する条例について
議案第32号	大津町総合交流ターミナル条例を廃止する条例について
議案第33号	大津町農畜産物処理加工施設条例を廃止する条例について
議案第34号	大津町市民リフレッシュ農園条例を廃止する条例について
議案第35号	大津町乳幼児健康支援訪問ヘルパー事業手数料徴収条例を廃止する条例について
議案第36号	大津町子育てサポート事業手数料徴収条例を廃止する条例について
議案第37号	大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について
議案第38号	財産の無償譲渡について
議案第39号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第40号	令和2年度大津町一般会計予算について
議案第41号	令和2年度大津町国民健康保険特別会計予算について
議案第42号	令和2年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について
議案第43号	令和2年度大津町介護保険特別会計予算について
議案第44号	令和2年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第45号	令和2年度大津町工業用水道事業会計予算について
議案第46号	令和2年度大津町公共下水道事業会計予算について
議案第47号	令和2年度大津町農業集落排水事業会計予算について

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 2 年 3 月 5 日 (木) 午前 1 0 時 開会  
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号 大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 2 号 令和元年度大津町一般会計補正予算 (第 6 号) について
- 日程第 6 議案第 3 号 令和元年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 7 議案第 4 号 令和元年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 8 議案第 5 号 令和元年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 9 議案第 6 号 令和元年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 1 0 議案第 7 号 令和元年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 1 議案第 8 号 令和元年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 2 議案第 9 号 令和元年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 大津町立保育所の延長保育事業、一時保育事業及び休日保育事業の利用者負担に関する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 大津町病児・病後児保育事業の利用者負担に関する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 大津町立幼稚園預かり保育事業の利用者負担に関する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び大津町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改

正する条例について

- 日程第19 議案第16号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第17号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第18号 大津町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第19号 大津町収入証紙条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第20号 大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第21号 大津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第22号 大津町立公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第23号 大津町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第24号 大津町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第25号 大津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第26号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第27号 大津町子育て・健診センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第28号 大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第29号 大津町町民交流施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第30号 大津町町民集会所条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第31号 大津町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第32号 大津町総合交流ターミナル条例を廃止する条例について
- 日程第36 議案第33号 大津町農畜産物処理加工施設条例を廃止する条例について
- 日程第37 議案第34号 大津町市民リフレッシュ農園条例を廃止する条例について
- 日程第38 議案第35号 大津町乳幼児健康支援訪問ヘルパー事業手数料徴収条例を廃止する条例について
- 日程第39 議案第36号 大津町子育てサポート事業手数料徴収条例を廃止する条例について
- 日程第40 議案第37号 大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について

- 日程第41 議案第38号 財産の無償譲渡について
- 日程第42 議案第39号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第43 議案第40号 令和2年度大津町一般会計予算について
- 日程第44 議案第41号 令和2年度大津町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第45 議案第42号 令和2年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について
- 日程第46 議案第43号 令和2年度大津町介護保険特別会計予算について
- 日程第47 議案第44号 令和2年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第48 議案第45号 令和2年度大津町工業用水道事業会計予算について
- 日程第49 議案第46号 令和2年度大津町公共下水道事業会計予算について
- 日程第50 議案第47号 令和2年度大津町農業集落排水事業会計予算について  
一括上程、提案理由の説明

午前10時00分 開会

開議

○議長（桐原則雄君） ただいまから、令和2年第1回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

なお、山部良二君より欠席の届けがっておりますので、報告します。

ここで、去る2月14日に熊本市で開催されました熊本県町村議会議長会第70回定期総会において、地方自治振興の功労者として表彰された議員各位への表彰状の伝達を行います。

荒木俊彦君、永田和彦君、大塚龍一郎君、演壇の方までお進みください。

表彰状、熊本県大津町、荒木俊彦殿。

あなたは、町村議会議員として長年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に貢献された功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和2年2月6日、全国町村議会議長会会長松尾文則。

代読。おめでとうございます。

（拍手）

○議会事務局長（矢野好一君） 荒木議員におかれましては、27年以上在職した表彰になります。

続きまして、町村議会議員として15年以上在職した表彰です。

大塚龍一郎様、演壇のほうにお進み願います。

○議長（桐原則雄君） 表彰状、熊本県大津町、大塚龍一郎殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和2年2月6日、全国町村議会議長会会長松尾文則。

代読。本日はおめでとうございます。

(拍手)

○議会議務局長（矢野好一君） 以上で、全国町村議会議長会表彰の伝達を終わります。

次に、令和元年熊本県町村議会議長会表彰の伝達を行います。

町村議会議員として23年以上在職者表彰です。

永田和彦様、演壇の前にお進み願います。

○議長（桐原則雄君） 表彰状、菊池郡大津町議会議員、永田和彦殿。

あなたは、23年以上の長きにわたり町村議会議員としてよくその職責を遂行され、もって、地方自治の振興発展に尽くされた功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和2年2月14日、熊本県町村議会議長会会長稲田忠則。

代読。本日はおめでとうございます。

(拍手)

○議会議務局長（矢野好一君） 続きまして、町村議会議員として15年以上在職者表彰です。

大塚龍一郎様、演壇の前にお進み願います。

○議長（桐原則雄君） 表彰状、菊池郡大津町議会議員、大塚龍一郎殿。

あなたは、多年、地方自治の振興に貢献されたその功績は顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和2年2月14日、熊本県町村議会議長会会長稲田忠則。

代読。おめでとうございます。

(拍手)

○議会議務局長（矢野好一君） 以上で、表彰状の伝達を終わります。

3名の方の記念撮影をしたいと思いますので、演壇の前にお揃い願います。

(拍手)

○議長（桐原則雄君） 受賞各位におかれましては、大変おめでとうございます。

引き続き、会議を開きます。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（桐原則雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番豊瀬和久君、6番佐藤真二君を指名します。

## 日程第2 会期の決定

○議長（桐原則雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長津田桂伸君。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告します。

当委員会は、令和2年第1回大津町議会定例会について、新型コロナウイルス感染症拡散防止策についても議会としても十分な対策を講じるため、2月26日午前10時から及び緊急に3月3日午前10時から町民交流施設集会室において、桐原議長も出席を願い、開催し、審議しました。

2月26日の会議では、私が欠席であったため、源川副委員長に会議の進行を委ねましたが、報告を受けておりますので、両会議について、あわせて報告いたします。

まず、町長提出議案について執行部から説明を求め、取り扱いについて協議しました。また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般について協議をいたしました。

なお、町長提出議案について、議案第1号から議案第9号まで9議案は、先に議決すべき案件でありますので、6日の本会議において質疑、討論のあと、表決することに決しました。

一般質問については、本日の町長の施政方針を聞いたあと、6日の正午まで提出といたしました。したがって、9日の午前9時から議会運営委員会を開催し、一般質問の順番等を決することになりました。

会期日程については、議席に配付のとおり、本日から3月18日までの14日間といたしました。なお、最終日に契約案件並びに人事案件等が追加提案される予定です。

次に、定例会会議運営における新型コロナウイルス感染症対策についてご報告いたします。

定例会においては、感染症まん延防止を図るため、室内の換気の徹底、議員及び執行部職員のアルコール消毒及びマスク着用等を求めています。すでに通知のとおりですが、ご協力をお願いいたします。

また、傍聴については、今回は特に配慮を行い、本会議においては、議場での傍聴は記者席のみとし、一般傍聴は行わないこととしました。一般者におかれましては、マスクの着用を行うなど配慮のうえ、1階談話室でのテレビ傍聴のみとさせていただきます。

常任委員会審議においては、マスクの着用を義務づけ、体調確認のうえ、委員長の許可を求めることとしています。

一般質問については、各議員の質問時間を答弁も含め30分以内と短縮することにしました。執行部席の変更も行っております。

以上、桐原議長に答申いたします。

これで、議会運営委員会報告を終わります。議員各位のご協力をよろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から3月18日までの14日間をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの14日間に決定しました。

### 日程第3 諸般の報告

○議 長（桐原則雄君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

### 日程第4 議案第1号から日程第50 議案第47号まで一括上程・提案理由の説明

○議 長（桐原則雄君） 日程第4 議案第1号、「大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第50 議案第47号、「令和2年度大津町農業集落排水事業会計予算について」までの47件を一括として議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。先ほど長年の議員活動として功績もあられ、全国あるいは県の町村議会議長会から表彰を受けられた皆様に心よりお祝いを申し上げたいと思います。おめでとうございます。

さて、今回の定例会に提出しております議案の説明に先立ちまして、町政の基本姿勢について、所信の一端を申し述べさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症が日本国内において猛威を振るっております。感染されてお亡くなりになられた方々に対しまして、ご冥福をお祈り申し上げ、また、現在療養中の方のお見舞いと、また1日も早い回復をお祈り申し上げたいと思います。町といたしましても、2月の23日に対策本部を設置し、感染拡大の防止を講じるとともに、住民の皆さんの不安を少しでも払拭できるよう、町全体として取り組んでいるところでございます。

さて、熊本地震の発生から丸4年を迎え、大津町をはじめ、県内各地で大きな被害をもたらしましたが、その後、住民の皆さんとともに復旧・復興を目指し、町としても安心して暮らせる日常を取り戻していただけるよう尽力してまいりました。震災後住居面に不安を抱える方々が多い中、取り組んでまいりました災害公営住宅は、この3月をもってすべて完成し、住まいの確保ができたかと考えております。

庁舎建設は2年目を迎え、建物建設と内装設備の整備とともに、防災倉庫や防災システムといった、防災基盤施設の整備にも取り組み、災害に強い町を目指します。

県の創造的復興の象徴でもある、ワンピース関連でのゾロ像の建設も大津中央公園に建設予定されております。

一方、大津町やその周辺にも目を向けますと、国道57号北側復旧ルートの開通のほか、JR豊肥本線の復旧、既設の国道57号の復旧等が予定されています。

町では、こうした「復興の象徴」に対して、復興イベントを実施し、住民の皆さんの心を前向きに、希望ある未来への礎となるよう取り組みが、今回は、新型コロナウイルス感染症の動向を見ながら検討させていただきます。

以上から、新年度は、まさに復旧・復興の総仕上げの年と位置づけることができます。大津町としても、復興・復旧がなされる中、将来のさらなる発展に向け、10年後、20年度、さらにはその先も見据え、夢のある大津町の実現に向け、今何をすべきなのか、この1、2年で大きく問われるとともに、行動が求められるものと考えております。

一方で、熊本地震発生から時間が経過したとは言え、今なお精神的な負担を抱えられている方もいらっしゃいますので、精神的な面での相談体制を整備し、支援してまいります。また、被災した宅地の復旧においても、昨年大規模盛土の復旧が完成し、個人の宅地復旧については、残り約半数の箇所について事業の完了を目指しております。

さらには、復興基金創意工夫分の活用も検討し、安心・安全な生活を送ることのできる、夢のある将来を描くことができるよう努めてまいります。

地震からの復旧・復興が進み、人や物の動きが新たな展開の幕開けを迎えるなか、大津町が持続可能な発展を永続的に目指すには、若い世代に住んでいただける大津町、町外、さらには海外の方にもお越しいただける大津町、時代の変化に対応し続ける大津町である必要があります。そして、来るべき数十年後の姿を描き、そのために今何をしていくべきか、調査・分析し、実践していく力が求められていると考えます。

このような観点から、地域別、分野別に所信を述べさせていただきたいと思っております。

まず、地域別に見てみますと、大津町の特徴は阿蘇エリアを見渡せる豊かな自然を継承し、癒される空間を維持することで人を呼び込むことがカギと考えます。

まず、南部地区ですが、白川の歴史・文化を生かした、また、世界かんがい遺産に認定されたことを踏まえ、近隣自治体とも連携し、地域づくりを目指します。具体的には、岩戸神社エリアの復旧を兼ねた復興計画の策定とともに、復旧中の江藤家住宅を中心に、菊陽町から立野ダムにかけての二輪歩道を整備し、白川水系を生かした散策し観光ができるルートの整備を目指します。その際、5つの取り入れ口の整備や解体後の岩戸の里跡地利用の検討を進めてまいります。

次に、北部地区ですが、矢護川水系、弥護山山系、そして円満寺や諏訪神社という歴史遺産を活用した、自然環境の森として、散策ができるコースの整備を進めます。また、最近では鳥獣被害が多くなりつつあり、その対策とともに、逆にそれを生かしたジビエ等による地域振興も図ってまいります。

次に、中部地区です。県は、熊本地震後の復興の象徴として、アニメ、ワンピースキャラクターの像を8体、県内に建設していく方針ですが、新年度には、その1体であるゾロ像が町中心部の中央公園に建設される予定です。町にとっても、将来に向け、大変な起爆剤であります。町民の皆さんの心の復興はもとより、町外や海外からの方も大津町を訪れていただく場所の一つとなることから、からいもや二輪の町というPRも行い、また、子どもたちが夢を持てる場所として取り組みたいと思っております。

以上、地域別の取り組み方針を述べましたが、町はそのための基盤を整備し、各種団体の民間の皆さんで盛り上げ、PRや活性化策を行っていただくことがまちづくりの重要な視点と考えております。あわせて、昨年立ち上げたスポーツ・文化コミッションとも連携し、地域活性化を図ってまいります。

続きまして、各分野ごとの取り組み内容を申し上げます。先ほど、若い人たちに住んでいただける大津町と述べましたが、子育てや教育環境の充実が挙げられます。昨年10月からの幼児教育無償化制度がスタートする中、今回「第2期大津町子ども・子育て支援事業計画」を策定しますが、この計画に基づき、安心して子育てができるよう、妊娠、出産、乳幼児期の支援とともに、保育所や学童保育での待機児童の解消等、保育機能の充実を図っていきます。

また、小中学生になれば、社会人として激動の時代を担っていく人材を育成するという観点から、教育環境の整備を進めます。具体的には、ハード面として、小中学校の雨漏り対策など、施設の整備を行うことで安心して勉強できる環境を整えます。また、宅地開発とも関わりますが、将来の人口をしっかりと見据えた学校整備を行う中で、新年度には、大津小学校と大津北中学校の増築を行います。一方、ソフト面では、時代の要請に応じたICT教育を充実してまいります。

一方で、年少人口の割合が大きい大津町においても、年々高齢者の割合が増えていることも事実です。人生100年時代といった元気で長生きしていただくために、高齢者の皆さんへの支援も行うことが必要と考えます。今回、「第3期大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定していますが、この計画を踏まえ、高齢者が生き生きと元気に生活できるよう、そして、住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、医療費や介護費の抑制を図るため、健康増進と介護予防対策に努めるとともに、地域コミュニティの維持・強化に取り組みます。また、趣味活動の充実や教養力向上を支援するため、生涯学習講座、スポーツ活動や図書館の充実も引き続き取り組んでまいります。

昨年は、人づくりと地域づくりのため、区長の皆さんをはじめ、関係者との地区懇談会を行いました。その中で、地域の悩みや困りごとを洗い出し、その解決策として、地域でできること、町や関係機関と連携して取り組むことを話し合い、その結果、地域を担う人材の確保や高齢者の支援をどう行うかが大きな課題と浮彫になってまいりました。

そこで、令和2年度は、昨年の実績をもとに、地域づくりの具体的な実践に取り組み、地域との共創により取り組んでまいります。

地域の課題の解決をする取り組みとして、昨年JAが北部地区で移動販売を始められ、今後は南部での移動販売も検討されますが、利益だけを考えると厳しい事業にも思えます。そこで、高齢者が外出して買い物し、そこでコミュニケーションを図ることで元気に過ごせる一助となるよう、町としても支援を検討しているところでございます。

公共交通の分野では、北部地区と南部地区では乗合タクシーのエリアをさらに拡大することで、町内公共交通網を充実し、高齢者等の外出支援に寄与し、利便性を高めてまいります。

次に、社会基盤整備についてでございますが、新年度は、冒頭に述べました、国道57号復旧ルート完成、JR豊肥本線の復旧等で、天草・熊本から阿蘇、そして大分への横の交通網が整備されます。地震前の状況に戻るとともに、中九州高規格道路の整備計画が動き出したことから、ここ数年と

は違った人や車の流れができると思われまふ。将来の動きを見据えた、持続可能な発展をし続けるための都市計画の整備が重要となります。昨年度完成した都市計画マスタープランに基づき、用途地域の見直しを進めていますが、どの地域でどのような開発をすることで町全体を発展させるか、そして、民間の開発をどう誘導し、人を呼び込んでいくか、調査・研究、そして子育てや教育機能の充実とも関連したまちづくりのあり方を検討してまいります。

同時に、今回策定します「国土強靱化地域計画」に基づき、道路や橋梁、下水道、町施設といった公共インフラの維持・更新、消防・防災施設の充実、避難行動要支援者への対応や指定避難所等の充実を図るとともに、都市公園の再生整備、従来から取り組んでいる、あけぼの団地の大規模改修等について、計画的に取り組んでまいります。

次に、産業面についてでございますが、大津町に住んでいただくには、生活の糧が必要で、働く場と安心・安全な食糧の確保と言えます。幸い、大津町には、先人たちの努力により、多くの商工業者に立地いただいております。そして、企業の皆さんとは、企業連絡協議会を通じての強力な連携がありますので、引き続き、大津町で生まれ育った人材が地域の職場で働き、大津に住み、将来の大津町を担ってもらえるよう、雇用の場の確保にも努めてまいります。

また、農林業の振興とそのため各種支援を引き続き実施するとともに、山や農地で蓄えられ、生活用水となる地下水の保全に努めます。そして、地球温暖化防止に努め、自然の森を守り、CO<sub>2</sub>の削減や限られた資源の有効活用等、啓発や取り組みに努めてまいります。

次に、防災面では、熊本地震以降、防災の大切さを忘れないこと、常日頃から防災意識を持つことを啓発するため、毎年4月にシンポジウム、10月には総合防災訓練を実施しております。併せて、地域での絆が最も大事ですので、区長や民生委員さん、地域リーダー等が、地元消防団や防災士とも連携した、地域での防災訓練に取り組んでいただくとともに、日頃からの備えの充実に向け、引き続き、各地域が行う防災への取り組みに対して、支援を行ってまいります。

そして、冒頭にも述べましたが、新庁舎建設の2年目を迎えますが、耐震構造の建物であり、災害時の拠点としての機能を持ち、住民の皆さんにとって何があっても頼れる場所として新庁舎の建設、また、それにふさわしい災害時その他突発的な事象に対し、機敏・適確に対応できる役場職員の育成にも努めてまいります。

役場機能の面については、会計年度任用職員制度の導入、コンビニでの住民票等の交付サービス、税や保険料・使用料のコンビニ納付の制度がスタートするとともに、時代の要請としてオートメーション化が進む中、そして、さらに事務事業の多様化が進む中、限りある人的・物的資源を最大限に生かすべく、RPA導入の実証実験に取り組み、事務の効率化を図り、引いては、住民サービスの向上を目指します。

最後に忘れてならない点がもう一つございます。私たちが安心して生活するには、他人を尊重する心も重要です。しかし、残念ながら昨年発生した差別落書き事件をはじめ、様々な差別事象が発生しております。ネット社会では、陰湿さが増しています。豊かな自然の中で、豊かな心をもって、だれもが安心して生活できるよう、大津町では、国の差別解消三法と言われる、障害者差別解消法、ヘイ

スピーチ解消法及び部落差別解消推進法の施行とその趣旨にしたがい、既存の条例を改正し、人権侵害を引き起こすあらゆる差別問題の早期解決を図り、一人ひとりの人権が尊重される、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

以上、町政全般の運営に関する基本的な考えと、今後のまちづくりにおける私の考えの一端を申し上げましたが、これらは関係者のみで達成できるものではなく、広く、町民の皆さんとともに取り組む必要があります。また、役場においても同様で、横の連携が十分に取れなければ、町全体としてより良い方向には向かいません。昨年度のラグビーワールドカップでの日本チームを象徴する「ワンチーム」で将来の町の姿を見据えて行動することが必要だと、強い思いを抱いております。引き続き、議会また町民の皆さんのご協力をいただき、第6次振興総合計画の目標である、「夢と希望がかなう元気大津」、そして個別の計画や方針に基づき、職員とともに、さらに町民の信頼を得て、町民の信託に全力をあげて、まちづくりに取り組んでまいります。

町議会をはじめ、町民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、令和2年度の当初予算編成につきまして述べさせていただきます。

令和2年度の当初予算におきましては、これまでどおり、震災関連の事業を最優先としまして、その他の事業につきましては、優先度の高いものを選択肢し、予算編成を行っております。

一般会計については、前年の当初予算と比較しますと、新庁舎建設事業や小中学校の増築事業が影響しまして19億9千万円の増額となっております。

基金につきましては、令和元年度末残高見込みは、総額51億330万円となり、うち財政調整基金は27億7千万円となる見込みです。

なお、令和2年度の当初予算編成時において、9億7千万円の財政調整基金繰入を予定していますので、繰入後の財政調整基金は約18億円となる見込みです。

また、令和元年度末、起債残高は、災害公営住宅建設事業など、熊本地震に係る繰越事業の地方債発行が影響し、172億8千754万円となる見込みで、前年度比9億5千378万円の増となっております。

熊本地震関連で、災害公営住宅建設事業は、令和元年度で完了となりますが、令和2年度は、新庁舎建設事業が継続費の3年目を迎え、事業費も増加する予定でございます。さらには人口増に伴う学校教育施設の増築などもございますので、より一層の経費削減を行うとともに、引き続き効率的な行財政運営をしていかなければならないと考えております。

なお、予算関係の提案理由及びそのほかの案件の提案理由につきましては、副町長から、また、詳細説明は所管部長から説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 次に、議案の提案理由の概要について説明を求めます。

副町長田中令児君。

○副町長（田中令児君） おはようございます。私からはまず予算関係の提案理由の概要について説明を申し上げます。

議案第2号「令和元年度大津町一般会計補正予算（第6号）について」から、議案第9号「令和元

年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）について」までの8議案の各会計の補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、国の補正予算の成立に伴う、小中学校校内LAN整備事業、農業団体への機械導入補助事業、町立公園の遊具更新事業などです。国の補正予算以外では、新年度に向けた教師用デジタル教科書購入及び令和元年度の「人事院勧告及び県人事委員会勧告に伴う給与改定」の補正などが主なものです。

令和元年度の一般会計及び各特別会計あわせて、補正予算案として、歳入歳出予算総額に5億7千304万円を減額補正するものであり、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第40号「令和2年度大津町一般会計予算について」から、議案第47号「令和2年度大津町農業集落排水事業会計予算について」までの8議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案しております予算の総額は、一般会計、特別会計、そして事業会計あわせて254億3千110万7千円で、前年度比10.7%の増となっております。その内、一般会計は175億3千853万4千円で、12.8%の増となっております。なお、公共下水道事業会計と農業集落排水事業会計につきましては、令和2年度より企業会計へ移行しますので、予算編成においては、工業用水道事業会計と同様の複式簿記の観点に基づいた編成を行っております。

一般会計の主な財源の構成比は、町税29.0%、地方交付税9.4%、国・県支出金23.1%、町債19.8%となっております。

歳出で主なものは、熊本地震関連で、継続費で3年目となります新庁舎建設事業、熊本地震復興基金事業など、また、国道57号北側復旧ルートの完成や、JR豊肥線の復旧、ワンピースゾロ像の設置に伴うイベント事業などを計上しております。そのほか、ハード面では、児童・生徒数の増加に伴う大津小学校及び大津北中学校の校舎の増築工事、長寿命化計画に基づく町営住宅の大規模改修事業などを計上しております。ソフト面では、行政サービス向上を目的として、コンビニ収納、あるいはRPA導入の実証実験に関する経費などを計上しております。

詳細につきましては、お手元に大津町一般会計、各特別会計予算の概要を配付しておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

令和2年度の一般会計予算案175億3千853万4千円、各特別会計予算案及び事業会計予算案、計78億9千257万3千円を、地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

続きまして、議案第1号「大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて、一般職の職員の給与を改定することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第10号「大津町立保育所の延長保育事業、一時保育事業及び休日保育事業の利用者負担に関する条例の制定について」、議案第11号「大津町病児・病後児保育事業の利用者負担に関する

る条例の制定について」及び議案第12号「大津町立幼稚園預かり保育事業の利用者負担に関する条例の制定について」ですが、子ども・子育て支援法の主旨に基づき、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第13号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第14号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、職員の育児等と仕事の両立を支援するための環境整備のために、地方公務員の育児休業等に関する法律に準じ、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第15号「技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び大津町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

続きまして。議案第16号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、町職員を公益財団法人等へ派遣できるようにするため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第17号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員が新たに創設されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第18号「大津町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等、人権に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第19号「大津町収入証紙条例の一部を改正する条例について」及び議案第20号「大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、大津町指定ごみ袋の極小袋に資源物、不燃・埋立ごみを加えるため、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第21号「大津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第22号「大津町立公園条例の一部を改正する条例について」ですが、陽の原キャンプ場の廃止及び町立公園内での有害鳥獣の適正管理を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第23号「大津町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、工業用水道の給水能力の増加及び地方自治法の一部改正等に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第24号「大津町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について」ですが、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第25号「大津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」ですが、

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第26号「監査委員に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、地方自治法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第27号「大津町子育て・健診センター条例の一部を改正する条例について」ですが、事業名称の変更に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第28号「大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ですが、放課後児童健全育成事業所の職員に関する経過措置の終了に伴い、経過措置の延長を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第29号「大津町町民交流施設条例の一部を改正する条例について」及び議案第30号「大津町町民集会所条例の一部を改正する条例について」ですが、施設の通称を条例に明記し、わかりやすい呼び名にすることに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第31号「大津町公民館条例の一部を改正する条例について」ですが、平川地区公民館分館の財産譲渡に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第32号「大津町総合交流ターミナル条例を廃止する条例について」、議案第33号「大津町農畜産物処理加工施設条例を廃止する条例について」及び議案第34号「大津町市民リフレッシュ農園条例を廃止する条例について」ですが、各施設の廃止に伴い、条例を廃止しようとするものです。

次に、議案第35号「大津町乳幼児健康支援訪問ヘルパー事業手数料徴収条例を廃止する条例について」及び議案第36号「大津町子育てサポート事業手数料徴収条例を廃止する条例について」ですが、子ども・子育て支援法の主旨に基づき、条例を廃止しようとするものです。

議案第1号及び議案第10号から議案第36号までの案件につきましては、条例の制定、一部改正及び廃止ですので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第37号「大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について」ですが、予定価格が5千万円以上の基本協定の一部を変更することに伴い、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第38号「財産の無償譲渡について」ですが、平川地区公民館分館を地元自治会に無償譲渡することに伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

最後に、議案第39号「損害賠償の額の決定及び和解について」ですが、事故に関する損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、所管部長により詳細説明を行いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

11時より再開します。

午前10時49分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、念のため申し上げます。各部長の説明は、議案第1号から議案第9号まで、議案第10号から議案第39号まで、議案第40号から議案第47号まで分けて説明を求めます。

総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。それでは、議案第1号、大津町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

議案集は1ページから7ページ、それから、説明資料集は1ページから10ページになりますのでよろしく申し上げます。

説明資料の1ページをお願いいたします。改正の内容としましては、人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴い、大津町の一般職の職員につきましても給料、勤勉手当等の額を改定しようとするものです。熊本県人事委員会の勧告は、従業員が50人以上の713の事業所から無作為抽出した県内221事業所を対象に民間給与の調査を実施し、支給実績を把握した上で格差を解消しようとすることを基本に勧告が行われています。勧告の内容は、第一に、令和元年の給与改定として、民間給与との格差406円、率にして0.11%を解消するため、給料表の水準を引き上げること、それから、勤勉手当につきましても、0.05カ月分を引き上げることになっております。2番目に、令和2年4月から住居手当の支給対象となります家賃額の下限を1万2千円から1万6千円に4千円に引き上げ、また、手当の上限を2万7千円から2万8千円に1千円引き上げることとし、手当受給者の影響を踏まえ、支給月額が一定額以上減額となる職員については、所用の経過措置を講ずるよう勧告をしております。

説明資料の2ページをお願いいたします。大津町の給与改定の内容でございますけれども、月例給につきましても、行政職給料表の引き上げ額は国に準拠しまして、初任給は1千500円から2千円程度引き上げ、若年層が在職する号給についても初任給を踏まえた改定となっております。今回の給与改定により、職員の給料は月額平均621円引き上げられ、全体としましては、給与分が年間で164万6千円の増額となる見込みです。

次に、期末勤勉手当につきましても、令和元年度においては、12月期の勤勉手当を0.05月分引き上げ、令和2年度からは、勤勉手当は6月期、12月期ともに0.95カ月に調整し、年間支給率を0.05カ月分引き上げるものとなっております。今回の引き上げによりまして、年間総額で390万5千円の増額となる見込みでございます。

次に、住居手当の見直しでございますけれども、人事院勧告等に基づき、住居手当の支給対象となります家賃額の下限を4千円引き上げ、1万2千円から1万6千円、手当額の上限を1千円引き上げ、

2万7千円から2万8千円とすることとし、手当額が減額となる受給者の影響を踏まえ、支給月額が一定額以上減額となる職員につきましては、熊本県に準じまして3年間の経過措置を講じ、令和2年度は手当額が500円を超える減額となる職員は、旧手当額から500円を差し引いた金額、それから、令和3年度は、手当額が1千円を超える減額となる職員は、旧手当額から1千円を差し引いた金額、令和4年度は、手当額が1千500円を超える減額となる職員は、旧手当額から1千500円を差し引いた金額を支給しようとするものでございます。

条例改正分についてご説明をいたします。

説明資料集の3ページをお願いいたします。改正条例、第1条の内容ですけれども、この改正は、人事院勧告等に対する改正内容となっております。第19条第2項第1号の改正につきましては、再任用職員以外の職員に対して支給する勤勉手当を100分の92.5の前に、「6月に支給する場合において」というのを追加し、100分の92.5の後に、「12月に支給する場合において、100分の97.5」を加え、0.05月分を引き上げるといふものになります。

議案集の4ページをお願いいたします。別表の第1の行政職給料表を国に準拠し、改正をいたしております。

それから、説明資料は9ページのほうをお願いいたします。この条例は、令和2年度支給分についての改正内容となっております。第9条の2第1項の改正は、住居手当の支給対象になる家賃額の下限を1万2千円から1万6千円に改め、第2項第1号の改正は、基準月額の家賃額を2万3千円から2万7千円に、それから、家賃額の下限を1万2千円から1万6千円に改め、基準額の家賃額を2万3千円から2万7千円、そして、家賃額の上限を1万6千円から1万7千円というふうに改めるものでございます。第19条の第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員に対して支給する勤勉手当を6月期と12月期で異なっていた支給率を100分の95に均一化したものでございます。

議案集の5ページをお願いいたします。附則第1条第1項で、この条例は、公布の日から施行することとし、第2条の規定は、令和2年4月1日から適用することとしております。

附則第1条第2項におきましては、第1条の規定中、給与条例第19条は、令和元年の12月1日から適用するということとしております。

附則の第2条で、改正前の給与条例に基づいて支給された給与については、改正後の給与条例に規定による給与の内払とみなすとしております。

附則の第3条から第5条では、住居手当の経過措置について規定をいたしております。

附則第6条の規定で、附則第2条から第5条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項については、規則で定めるといふことにしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第2号、令和元年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、国の補正予算成立に伴います、小中学校校内LAN整備事業、それから、農業団体への機械導入補助事業、町立公園の遊具更新事業や新年度に向けた教師用のデジタル教

科書購入などに係る増額補正及び令和元年度の人事院勧告及び県人事委員会勧告に伴う給与改定の補正が主なものになります。その他は、各事業の確定や執行見込みに伴う不用額の減額補正が主なものとなっています。

補正予算書の1ページをお願いいたします。あわせて、別紙の補正予算の概要をお願いしたいと思います。

第1条で、既定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ4億5千290万6千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ172億9千389万7千円とするものです。

第2条で、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費の追加を「第2表繰越明許費」のとおりとしております。

第3条で、地方債の追加及び変更を「第3表地方債補正」のとおりとしております。

8ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費でございます。国の補正予算や熊本地震などに係る事業を中心に17本の事業、合計15億6千429万8千円繰越事業を計上しております。

9ページをお願いいたします。地方債の補正ですけれども、追加で、国の補正予算に伴います、公園施設の長寿命化対策支援事業及び公立学校情報通信ネットワーク環境施設の整備事業の2件、あわせて8千610万円の地方債を新たをお願いするものでございます。

公園施設長寿命化事業は、昭和園にあります遊具の更新、それから、公立学校情報通信ネットワーク整備事業につきましては、小中学校校内のLAN整備を行うものでございます。

次に、変更では、9件の事業におきまして、事業費の確定や財源の組み替えなどに基づき、限度額の増額及び減額補正を計上をいたしております。なお、3と4の新庁舎建設事業に係ります変更につきましては、借入先であります九州財務局との協議におきまして、対象経費の精査によって変更するものでございます。3の災害復旧事業債の増額は、庁舎本体工事に係る外構工事の対象経費拡大等による増額、それから、4の一般単独事業債は、本体工事に計上しておりました設備関係の一部が起債対象外となったため、減額をするものでございます。また、19の農業用施設の災害復旧事業につきましては、国の補助率が嵩上げされたことに伴い、地方債の発行をゼロとするものでございます。

それでは、歳出についてご説明いたします。

主に、増額、減額率が大きいものを中心にですね、説明をさせていただきたいというふうに思います。

38ページをお願いいたします。

款の2、項の1、目の6企画費、節の13委託料は、ふるさと寄付実績見込みによる減額でございます。

46ページをお願いいたします。

46ページの款の2、項の3、目の1戸籍住民基本台帳費、節の19交付金は、通知カード、個人番号カード関連事務実績見込みによる交付金の増額でございます。

52ページをお願いいたします。

款の3、項の1、目の1社会福祉総務費、節の28繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金で、財

政安定化支援事業の確定及び介護保険特別会計繰出金で、介護サービス給付費等の確定に伴い、減額補正をするものです。

53ページをお願いいたします。

目の2障害者福祉費、それから、54ページのほうに移りまして、節の20扶助費の障害児支援費事業と重度心身障害者医療費助成事業につきましては、利用件数等の増により、不足額分を増額補正するものです。

61ページをお願いいたします。

項の2、目1児童福祉総務費で、節の19補助金、保育補助者雇上強化事業補助金は、実績見込みに伴います減額になります。

64ページをお願いいたします。

項の3災害救助費、目の2熊本地震関係費の節の10交際費は、一部損壊世帯住宅改修見舞金につきまして、今後の見込み等を考慮いたしまして増額をするものです。

68ページをお願いいたします。

目の6子ども医療費、節の20扶助費は、実績による医療費の増加を見込み、増額補正を行うものです。

70ページをお願いいたします。

款の6、項の1、目の1農業委員会費、節の1報酬は、農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、活動実績と成果実績に応じて上乘せして交付されるもので、実績見込みにより増額補正をお願いするものです。

71ページをお願いいたします。

目の3農業振興費、節の19補助金の2、有害鳥獣捕獲補助金は、有害鳥獣の捕獲頭数の増加により増額補正をするものです。

72ページに行きまして、同じく、節19の補助金、13熊本地土地利用型農業競争力強化支援事業補助金は、単県事業ですけれども、乗用管理機の導入事業に対する補助金になります。また、14の担い手づくり支援交付金事業の補助金につきましては、昨年発生の台風で被災しました農業用ハウスの修繕に係る補助金になります。また、15の担い手確保経営強化支援事業補助金及び16の6次産業化市場規模拡大対策整備交付金につきましては、国の補正予算に係る経済対策分でございます、トラクター、収穫機などの機械導入関係の補助を予定しております。

次の目の7圃場整備費、74ページに行きまして、節の13委託料の矢護川地区経営体育成基盤整備事業計画書作成委託につきましては、地権者の相続手続きなどにより、年度内の計画書作成が見込めないため減額するものでございます。

79ページをお願いいたします。

款の7、項の1、目の6社会資本整備総合交付金事業の節の13委託料、サイクリングロード誘導サイン等設計業務委託につきましては、実績に基づき、減額補正をするものです。

82ページをお願いいたします。

款の8、項の2、目の4社会資本整備総合交付金事業費の節の17公有財産購入費及び83ページの節の22補償補てん及び賠償金につきましては、室工業団地4号線整備事業に係る減額でございます。あわせまして、事業実施しておりました隣接路線との調整により、本年度の事業内容の見直しを行いまして減額をするものでございます。

続きまして、84ページをお願いいたします。

款の8、項の3、目の2公園緑地費の節の13の一番下ですけれども、昭和園複合遊具実施設計業務委託と、節15の昭和園複合遊具更新工事につきましては、国の補正予算に係る経済対策分でございます。老朽化した遊具の更新関係を前倒して行うものでございます。

89ページをお願いいたします。

款の9、項の1、目の3消防施設費、節の18備品購入費の消防指令車購入につきましては、昨年発生いたしました高速道路での消防車両の横転事故を踏まえまして、今後の消防車両の配置を再検討した結果、損傷した消防資機材車を廃車し、新たに消防指令車の更新を行うものでございます。

91ページをお願いいたします。

款の10、項の1、目の2事務局費、92ページに移りまして、節13の委託料の増額分、それから、節15の工事請負費につきましては、国の補正予算に係ります経済対策事業でございます。国が掲げますギガスクール構想の実現に向け、小中学校の校内LAN整備を行うものでございます。

94ページをお願いいたします。

項の2小学校費、目の1学校管理費、節の11需用費の消耗品につきましては、新年度へ向けました教師用の指導書あるいはデジタル教科書の購入分でございます。

95ページをお願いいたします。

節の18備品購入費は、教科書改訂に係ります教師用教材の購入が主なものになります。

98ページをお願いいたします。

項の4、目の1幼稚園費、99ページに移りまして、節の11需用費の賄材料費は、無償化に伴う副食費免除対象者の増により増額するものでございます。

110ページをお願いいたします。

目の3学校給食費、節の18備品購入費は、新年度のクラス増に対応するため、食缶等の購入を行うものでございます。

111ページをお願いいたします。

款12公債費は、元金、利子それぞれ償還金の確定に伴う補正です。

112ページをお願いいたします。

款の13予備費で財源の調整をしております。

続きまして、歳入につきましてご説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

款の1、項の1町民税、目の1個人から14ページの款の9環境性能割交付金までは、いずれも見込みによる補正でございます。

款の10、項の1、目の1 地方特例交付金は、額の確定に伴うものです。

15ページをお願いいたします。

款の12 分担金及び負担金につきましては、それぞれ事業の確定に伴うものですが、目の1 総務費負担金は、派遣職員の人件費の確定により増額になるものです。

16ページをお願いいたします。

款の14、項の1 使用料は、公共施設の使用料の実績見込みに伴う補正でございます。

17ページをお願いいたします。

款の15 国庫支出金から款の16 県支出金につきましては、それぞれの事業の確定見込みに伴うものですが、増額の主なものを中心に説明いたします。

18ページをお願いいたします。

款の15、項の1、目の1 民生費国庫負担金、節の3 社会福祉費負担金の国民健康保険基盤安定負担金、それから、節の4の障害者福祉費負担金の障害者入所給付費、障害児入所医療費等国庫負担金は、いずれも額の決定に基づく補正になります。

次に、項の2、目の1、節の1の子ども・子育て支援交付金は、子ども・子育て支援臨時給付金から組み替え、その下の子ども・子育て支援整備交付金は、大津小学校区の学童保育施設整備に係る補助嵩上げによる増額になります。

19ページをお願いいたします。

目の2 衛生費国庫補助金、節の2のがん検診推進事業他補助金は、実績見込みによるものです。

続きまして、目の3 土木費国庫補助金、節の2 都市計画補助金の社会資本整備総合交付金は、歳出でご説明いたしました、国の補正予算関連で、昭和園の複合遊具更新事業に係る国庫補助になります。

次に、目の4 教育費国庫補助金、20ページに移りまして、節の5 教育環境整備補助金は、国の補正予算関連の小中学校内のLAN整備事業に関わります国庫補助金になります。

その下、目の5の総務費国庫補助金は、歳出のマイナンバーカード交付事務交付金に係る国庫補助分になります。

21ページをお願いいたします。

款の16、項の1、目の2、節の2 児童福祉費負担金の子育てのための施設等利用給付費県費負担金は、子ども・子育て支援臨時交付金から組み替えによる増額となっています。また、節の4の障害者福祉費負担金の県障害時通所給付費等負担金は、実績見込みによるものです。

22ページをお願いいたします。

項2、目の1、節の2 熊本地震復興基金交付金は、地震復興基金基本事業に係る県補助で、それぞれ実績に基づくものです。

目の2、節の1、社会福祉費補助金、地域支え合いセンター事業費補助金、災害公営住宅に係る見守り事業が補助対象となったことなどにより増額となっております。

次に、節の3 児童福祉費補助金の一番下、実費徴収に係る補足給付事業補助金につきましては、無償化に係る幼稚園副食費免除に係る県補助金分で子ども・子育て支援臨時交付金から組み替えによる

ものです。

23ページをお願いいたします。

目の4、節の1農業委員会費補助金の3段目、農地利用適正化交付金は、農地利用最適化の活動及び成果実績に対する増額補正分の県補助になります。

24ページをお願いいたします。

節の2農業振興費補助金の増額につきましては、歳出の款の6農林水産業費でご説明いたしました、農業用ハウスの修繕、それから機械関係の導入補助に係る県補助になります。

25ページをお願いいたします。

目の8災害復旧費県補助金、節の1農業用施設災害復旧費補助金は、令和元年に発生しました豪雨災害における災害復旧事業におきまして、激甚災害指定による補助率の嵩上げによりまして補助金が増額されるものです。

次に、款の17、項の2、目の1、すみません、26ページですね。節の1土地建物売払収入の増額につきましては、法定外公共物売払収入で、里道・水路の売払い、それから、普通財産の売払い関係になります。

28ページをお願いいたします。

款の19、項の1、目の2大津町外4ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計繰入金は、町有林の保育の事業の確定に伴う繰り入れになります。

その下の目4、節の1公共下水道特別会計繰入金は、新庁舎建設における起債対象職員数におきまして、当初認められておりませんでした下水道課職員分が認められたため、災害復旧費の地方公営企業分を一般会計に繰り入れ、新庁舎建設に充当するものでございます。

その下、項の2、目の4、節の1財政調整基金繰入金は、今回、補正に係る財源超過分を財政調整基金から減額するものになります。

目の7熊本地震大津町復興基金繰入金は、各事業の確定見込みによる減額です。

29ページをお願いいたします。

款の21、項の1、目の1延滞金は、収納実績見込みによる増になります。

次に、項の3、目の1、節の1奨学金返還金及び目の2、節の1災害救護貸付金返還金につきましては、それぞれ実績による補正でございます。

30ページをお願いいたします。

款の21、項の4、目の2、節の1雑入は、それぞれ実績に伴う補正ですけれども、主なものとしましては、下から3番目の建物災害共済金で熊本地震に係る建物見舞金でございます。大津町運動公園など計4件分の地震見舞金となっております。

31ページをお願いいたします。

目の3、節の1過年度収入は、過年度事業に係る負担金の確定になります。

32ページをお願いいたします。

款の22町債につきましては、9ページの「第3表地方債補正」でご説明をしたとおりでございます。

す。

最後に、116ページをお願いいたします。

新庁舎建設事業の継続における支出予定額及び事業の進捗状況等に関する調書でございます。今回の補正に伴い、全体計画における財源内訳について補正を計上しております。なお、全体額及び年割額については、同額となっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 議案第3号、令和元年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。概要書は37ページから38ページになります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千19万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1千594万3千円とするものです。

まず、歳出から説明いたします。

予算書の11ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費、節3職員手当等は、人事院勧告に伴い時間外勤務手当を増額するものです。

款2、項1、目1一般被保険者療養給付費は、給付実績見込みによる増額で、目2退職被保険者等療養給付費は、給付実績見込みにより減額するものでございます。

12ページをお願いします。

款2、項5、目1葬祭給付費は、給付実績見込みにより増額するものでございます。

款3、項1、目1一般被保険者医療給付費分、次の13ページ、款3、項2、目1一般被保険者後期高齢者支援金等分、款3、項3、目1介護納付金分は、特定財源の額の決定に伴い、財源を組み替えるものです。

14ページをお願いいたします。

款6、項1、目1特定健康診査等事業費、節3職員手当等は、人事院勧告に伴い時間外勤務手当を増額するものです。

款9、項1、目3償還金、節23償還金、利子及び割引料は、平成30年度保険給付費等交付金の額の決定に伴う県への返還金を増額するものです。

款10、項1、目1の予備費で財源調整を行っております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

予算書の8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税の各節は、収納見込み額により増額するものです。

款1、項1、目2退職被保険者等国民健康保険税の各節は、収納見込み額により減額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

款4、項1、目1 保険給付費等交付金、節1 普通交付金は、保険給付費の実績見込みに伴う増額です。

款6、項1、目1 一般会計繰入金の各節は、いずれも額の決定に伴う補正でございます。

10ページをお願いいたします。

款9、項1、目1 一般被保険者延滞金、款9、項3、目1 一般被保険者第三者納付金、目3 雑入は、いずれも収納実績見込みによる補正でございます。

続きまして、議案第6号、令和元年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4千500万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9千406万7千円とするものです。

歳出では、保険給付費の実績見込みによる減額及び地域支援事業費の実績見込みによる減額が主な補正となります。

予算書の12、13ページをお願いいたします。概要は41から42ページになります。

款1、項1、目1 一般管理費から款1、項3、目2の認定調査等費までは、それぞれ委託料、人件費などの実績に伴う予算残額の補正です。

予算書14ページをお願いいたします。概要は41ページです。

款2、項1、目1 介護サービス等諸費、節19負担金、補助及び交付金は、介護給付費負担金を実績見込みにより減額するものです。

予算書14ページ中段をお願いいたします。

款3、項1、目1 介護予防・生活支援サービス事業費、節13委託料は、訪問型、通所型サービス事業の町委託分実績見込みによる減額です。

予算書15ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金は、各事業所で実施される介護予防・生活支援サービス事業費の実績見込みによる増額です。

予算書16ページをお願いいたします。概要は42ページです。

款3、項3、目1 包括的支援事業費、節1報酬から節9の旅費は、地域包括支援センター非常勤職員の実績見込みによる減額です。

また、節13の委託料は、実績による契約残による減額となります。

予算書17ページをお願いいたします。

款3、項3、目2 任意事業費、節13委託料、食の自立支援事業委託は実績による減額でございます。

款3、項3、目2 任意事業費、節20扶助費の家族介護用品支給事業は、実績による減額となります。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の主な内容は、介護給付費交付金及び各種事業の国や県等の負担金及び補助金等の実績見込みによる補正を行うものでございます。

予算書 8 ページをお願いいたします。概要は 39 から 40 ページです。

款 3、項 2、目 1 調整交付金、節 1 現年度分調整交付金及び節 2 総合事業調整交付金は、実績見込みによる減額です。

予算書 9 ページをお願いいたします。

款 4、項 1、目 1 介護給付費交付金は、実績見込みによる減額です。

款 5、項 1、目 1 介護給付費負担金、節 1 現年度分は、実績見込みによる減額です。

予算書 10 ページをお願いいたします。

款 6、項 1、目 1 介護給付費繰入金、節 1 現年度分は、実績見込みによる減額でございます。

介護保険特別会計は以上でございます。

続きまして、議案第 8 号、令和元年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。概要書は 43 ページになります。

予算書 1 ページ、第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 520 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 3 千 3 73 万円とするものです。

まず、歳出から説明いたします。

予算書の 9 ページをお願いいたします。

款 1、項 1、目 1 一般管理費と、款 1、項 2、目 1 徴収費の節 3 職員手当等は、いずれも人事院勧告に伴い、時間外勤務手当を増額するものです。

款 2、項 1、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金、節 19 負担金、1、現年度分保険料負担金と、2、滞納繰越分保険料負担金は、いずれも収納見込額により増額するもので、3、保険基盤安定負担金は、額の確定に伴い、減額するものでございます。

10 ページをお願いをいたします。

款 3、項 1、目 1 保健診査費は、財源となる後期高齢者医療広域連合受託事業収入が受診実績により減額の見込みとなるため、財源を組み替えるものでございます。

款 5、項 1、目 1 の予備費で財源の調整を行っております。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。

予算書の 7 ページをお願いいたします。

款 1、項 1 後期高齢者医療保険料の各節の補正につきましては、それぞれの収納見込みによる増額となります。

款 4、項 1、目 1 事務費繰入金は、一般会計からの繰入額の決定に伴う増額で、目 2 保険基盤安定繰入金は、繰入金の決定に伴い減額するものでございます。

8 ページをお願いいたします。

款 6、項 1、目 1 延滞金と、款 6、項 2、目 1 保険料還付金は、それぞれの収納見込額により増額

するものでございます。

款6、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、健康診査等の受託分で、実績見込額により減額するものでございます。

以上で説明は終わります。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） おはようございます。議案第4号、令和元年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案集は10ページ、補正予算書の概要は38ページをお願いいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5千388万円といたします。

歳入からご説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

款2、項1、目1、節1財産収入、分収林収益分収金でございます。熊本県との分収契約に基づき、真木団地の山林を県が売却した際に分収金となっておりますが、本年度は県の伐採がございませんでしたので1千円を減額するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費です。節28繰出金、一般会計繰出金につきましては、一般会計で実施しております町有林保育事業等委託に含まれます共有財産真木団地施業の事業確定に伴いまして1万6千円を増額するものでございます。

款2、項1、目1予備費につきましては、歳入歳出補正に伴う財源調整となっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） こんにちは。議案第5号、令和元年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算書の概要は38ページと39ページになります。

今回の補正は、国庫補助事業の確定見込み及び公共下水道事業債対象の起債額の確定見込みに伴う減額、また、新庁舎建設に伴う公営企業災害復旧事業債の新たな借り入れが主なものとなります。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千49万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7千179万5千円とするものです。

第2条で地方債の補正を記載のとおりとしております。

4ページをお願いいたします。「第2表地方債補正」については、新庁舎建設に伴う地方公営企業

災害復旧事業債を新たに追加し、また、事業の確定に伴い、公共下水道事業債の限度額を1億7千万円に変更するものです。

歳出の主なものから説明いたします。

予算書の10ページをお願いいたします。

款1、項1、目1総務管理費につきましては、職員給与等の確定見込みに伴う減額及び新庁舎建設に伴う地方公営企業災害復旧事業債分の一般会計への繰出金の増額です。

続きまして、款1、項1、目2事業費、節13委託料の減額は、浄化センター等改築事業業務委託などの国庫補助事業費の確定見込みに伴う減額です。節22補償、補填及び賠償金につきましては、執行見込みにより不用額を減額するものです。

款2、項1、目1元金・目2利子につきましては、償還額の確定によるものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1負担金、節1受益者負担金につきましては、開発行為等に伴う増額分です。

款3、項1、目1、節1公共下水道費事業補助金の減額は、国庫補助事業費の確定見込みに伴うものです。

款4、項1、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金の減額は、人件費及び国庫補助事業費の減少などに伴い、一般会計からの繰入金を減額するものです。

9ページをお願いいたします。

款7、項1、目1、節1公共下水道事業債の減額は、国庫補助事業費の減少に伴い減額するものです。

目3、節1地方公営企業災害復旧事業債は、新庁舎建設に伴い増額するものです。

以上でございます。

続きまして、議案第7号、令和元年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算の1ページをお開きください。補正予算の概要につきましては43ページになります。

今回の補正の主なものは、農業集落排水事業費分担金の歳入増と、それに伴う一般会計繰入金の減額です。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千591万1千円とするものです。

7ページの歳入からご説明いたします。

款1、項1、目1農業集落排水事業費分担金、節1農業集落排水事業費分担金を収納実績に伴い増額し、款3、項1、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金は、農業集落排水事業費分担金の収入増に伴い減額するものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1総務管理費、2農業集落排水事業費、3維持管理費につきましては、財源を組み替えたものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第9号、令和元年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。補正予算の概要については、44ページになります。

今回の補正の主なものは、人件費の執行見込みによるものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、支出を3万4千円減額するものです。

2ページをお願いいたします。第3条で、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、職員給与費を3万4千円減額するものです。

説明書によりご説明いたします。2ページをお願いいたします。

款1、項1、目3総係費の3万4千円の減額は、職員給与等の執行見込みに伴う減額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**○議長（桐原則雄君）** 次に、議案第10号から議案第39号までの説明を求めます。

教育部長市原紀幸君。

**○教育部長（市原紀幸君）** こんにちは。議案第10号、大津町立保育所の延長保育事業、一時保育事業及び休日保育事業の利用者負担に関する条例の制定について説明します。

議案集は16ページから18ページ、説明資料集は11ページをお願いいたします。

今回の条例制定は、子ども・子育て支援法の主旨に基づき、条例を制定しようとするものでございます。

説明資料集11ページをお願いいたします。

番号1番のところになります。町立保育所で実施する「延長保育事業」「一時保育事業」及び「休日保育事業」は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が地域の実情に応じ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」にしたがって実施する「地域子ども・子育て支援事業」にあたります。これまで、利用者からの利用料について、大津町立保育所子育て支援事業手数料徴収条例で規定していましたが、今回、子ども・子育て支援法の主旨に基づき、町としての整合性を図り、利用者負担金として規定するものでございます。

議案集18ページをお願いいたします。第2条で、各事業の定義を規定しております。

(1)の「延長保育事業」は、在園児を対象にしたもので、保護者の就労形態等の多様化に伴い保育時間の延長の需要に対応するために保育する事業でございます。

(2)の「一時保育事業」は、保育所等に通園していない児童が対象で、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった児童を、保育所で一時的に預かる事業でございます。

(3)の「休日保育事業」は、保育所等に通園している児童が対象で、保護者の就労形態等の多様化に伴い、休日の保育事業に対応するものでございます。

利用者負担金については、第3条において事業ごとに規定しております。

議案集18ページをお願いいたします。第4条で、利用者負担金の減免について規定しています。

なお、附則第1項で、「この条例は、令和2年4月1日から施行する」、また、附則第2項で「大津町立保育所子育て支援事業手数料徴収条例を廃止する」としております。

続いて、議案第11号、大津町病児・病後児保育事業の利用者負担に関する条例の制定について説明いたします。

議案集は19ページから21ページ、説明資料集は同じく11ページとなります。

今回の条例制定は、子ども・子育て支援法の主旨に基づき、条例を制定しようとするものでございます。

説明資料集11ページをお願いいたします。

番号は2番になります。大津町子育て・健診センターで実施する「病後・病後児保育事業」は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が地域の実情に応じ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」にしたがって実施する「地域子ども・子育て支援事業」の一つです。

現在、利用者からの利用料について、大津町乳幼児健康支援一時預かり事業手数料徴収条例で規定しておりますが、今回、子ども・子育て支援法の主旨に基づき、町としての整合性を図り、利用者負担金として規定するものでございます。

議案集20ページをお願いいたします。第2条で、事業の定義を規定しております。

この事業は、児童が「病気回復期」にある場合に、保護者が勤務等の都合により家庭で保育をできない期間内、一時的に預かり保育を行うものでございます。

第3条で、利用者負担金を、第4条で、利用者負担金の減免について規定しております。

なお、附則第1項で、「この条例は、令和2年4月1日から施行する」、また、附則第2項で「大津町乳幼児健康支援一時預かり事業手数料条例を廃止する」としております。

次に、議案第12号、大津町立幼稚園預かり保育事業の利用者負担に関する条例の制定について説明いたします。

議案集は22ページから24ページ、説明資料集は同じく11ページをお願いいたします。

今回の条例制定は、子ども・子育て支援法の主旨に基づき、条例を制定しようとするものでございます。

説明資料集11ページの番号3番になります。

町立幼稚園で実施する「預かり保育事業」につきましても、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が地域の実情に応じ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」にしたがって実施する「地域子ども・子育て支援事業」の一つでございます。

これまでは利用者からの利用料について、「大津町立幼稚園預かり保育事業実施要項」で規定していますが、今回、子ども・子育て支援法の主旨に基づき、町としての整合性を図り、利用者負担金として規定するものでございます。

議案書23ページをお願いいたします。第2条で、事業の定義を規定しております。

この事業は、町立幼稚園において、幼稚園が定める預かり保育時間に在園児を保育するものでございます。

第3条で、利用者負担金、第4条で、利用者負担金の減免について規定しております。

なお、附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第24号、大津町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は58ページから59ページ、説明資料集は54ページから55ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。奨学資金の貸付につきましては、経済的理由によって就学困難な生徒や学生に対して資金を貸し付けることで、時代の要請に即応できる有為な人材を育成することを目的とした制度でございます。

議案集54ページをお願いいたします。

本町では、奨学資金の返還の貸付利率は無利子でございますが、遅延利息については6月を超えるごとの利率について規定しております。

今回の民法改正で、旧法では、契約の当事者間に利率や遅延損害金の合意がない場合等に適用される「法定利率」について年5%と定めておりましたが、市中金利を大きく上回る状態が続いているため、新法では、法定利率を年5%から年3%に引き下げるとともに、3年ごとに市中の金利動向にあわせて見直す変動制に改められました。

今回、町の奨学資金返還金の遅延利息につきましても、民法の改正による市中金利の現状に即した法定利率の引き下げにあわせて、「民法404条に定める法定利率」と改めるものでございます。

なお、附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第27号、大津町子育て・健診センター条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は64ページから65ページ、説明資料集は59ページをお願いいたします。

今回の制定は、事業名称の変更に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

説明資料集59ページをお願いいたします。

今回の改正は、大津町子育て・健診センターで実施しております乳幼児健康支援一時預かり事業及び子育てサポート事業につきましても、子ども・子育て支援法に基づき、事業名称を病児・病後児保育事業及びファミリーサポートセンター事業へ変更するものでございます。

なお、附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第28号、大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は66ページから67ページ、説明資料集は60ページから61ページをお願いいたします。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業所の職員に関する経過措置の終了に伴い、経過措置の延長を行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

説明資料集 60 ページをお願いいたします。

放課後児童支援員につきましては、条例第 10 条第 3 項に定められた基礎資格のいずれかと都道府県知事が行う研修終了を要件としております。

研修終了要件につきましては、研修機会が限られていることなどから、条例の附則において猶予期間を設けておりますが、学童保育の利用者数の増加に伴い、今後も放課後児童支援員の人材確保が必要なことから、研修修了者の確保が困難な場合に備え、経過措置の期限を延長するものでございます。

説明資料集 61 ページをお願いいたします。

附則第 2 条の「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」と改正し、経過措置の期限を 3 年間延長するものでございます。

なお、附則で、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するとしております。

続きまして、議案第 29 号、大津町町民交流施設条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は 68 ページから 69 ページ、説明資料集は 62 ページをお願いいたします。

今回の改正は、施設の通称を条例に明記し、わかりやすい呼び名にすることに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

説明資料集 62 ページをお願いいたします。

現在の条例、第 2 条に、大津町町民交流施設の「名称」と「位置」を規定しておりますが、新たに通称として「オークスプラザ」を追加するものでございます。

町民交流施設は、平成 5 年 3 月に竣工し、愛称募集により「オークスプラザ」を愛称として決定し、この愛称で、長年、町民の方々に利用されております。

また、正式名称の「町民交流施設」につきましては、町内に似た名称の施設もあることから、正式に「オークスプラザ」を通称として明記し、今後の案内の表示等については、「オークスプラザ」で統一し、わかりやすく町民の皆様にお知らせしたいと考えております。

なお、附則で、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するとしております。

続きまして、議案第 30 号、大津町町民集会所条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は 70 ページから 71 ページ、説明資料集は 63 ページをお願いいたします。

今回の改正は、施設の通称を条例に明記し、わかりやすい呼び名にすることに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

説明資料集 63 ページをお願いいたします。

現在の条例、第 2 条には、大津町町民集会所の「名称」及び「位置」を規定しております。新たに、通称として「文化ホール」を追加するものでございます。

町民集会所は、昭和 58 年 1 月に竣工し、愛称募集により「文化ホール」を愛称として決定し、この愛称で、長年、町民の方々に利用されている。そのような状況から、今回、「文化ホール」を通称として明記するものでございます。

なお、附則で、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するとしております。

続きまして、議案第31号、大津町公民館条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は72ページから73ページ、説明資料集は64ページをお願いいたします。

今回の改正は、平川地区公民館分館の財産譲渡に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

説明資料集64ページをお願いいたします。

今回、平川地区公民館分館を御所原区へ譲渡することに伴い、条例第2条の名称及び位置及び別表第2の使用料について、平川地区公民館の表示を削除するものでございます。

なお、附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後1時より再開します。

午後0時00分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） それでは、議案第35号、大津町乳幼児健康支援訪問ヘルパー事業手数料徴収条例を廃止する条例について説明いたします。

議案集は80ページから81ページ、説明資料集は11ページをお願いいたします。

今回の条例廃止は、子ども・子育て支援法の主旨に基づき、条例を廃止しようとするものでございます。

説明資料集11ページの番号4番になります。

「大津町乳幼児健康支援訪問ヘルパー事業」は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が地域の実情に応じ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」にしたがって実施する「地域子ども・子育て支援事業」の一つでございます。

この事業は、出産後育児や家事が困難な世帯にヘルパーを派遣する事業でございます。利用者からの利用料については、本条例で規定しておりますが、今回、子ども・子育て支援法の主旨に基づき、町としての整合性を図り、町の施設を使用しない事業における「利用者負担金」として実施要項に規定することに伴い、条例を廃止するものでございます。

なお、附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第36号、大津町子育てサポート事業手数料徴収条例を廃止する条例について説明いたします。

議案集は82ページから83ページ、説明資料集は同じく11ページでございます。

今回の廃止は、子ども・子育て支援法の主旨に基づき、条例を廃止しようとするものでございます。説明資料集11ページの番号5番になります。

「大津町子育てサポート事業」は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が地域の実情に応じ、

「市町村子ども・子育て支援事業計画」にしたがって実施する「地域子ども・子育て支援事業」の一つでございます。

この事業は、子ども預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人を組織化し、会員同士が行う育児の相互援助を支援する事業でございます。利用者からの利用料については、本条例で規定しておりますが、今回、子ども・子育て支援法の主旨に基づき、町としての整合性を図り、町の施設を使用しない事業における「利用者負担金」として実施要項に規定することに伴い、条例を廃止するものでございます。

なお、附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第38号、財産の無償譲渡について説明いたします。

議案集は86ページから87ページ、説明資料集は71ページをお願いいたします。

今回、平川地区公民館分館を地元自治会に無償譲渡するために、議会の議決を求めるものでございます。

議案集87ページをお願いいたします。

1、無償譲渡する財産は、平川地区公民館分館で、所在は、大津町大字平川476番地の2、構造は木造平屋建て、規模は242平方メートルでございます。

無償譲渡の相手方は、御所原区区長中無田 昇様です。

3、無償譲渡する日は、令和2年4月1日でございます。

説明資料集69ページをお願いいたします。

平川地区公民館分館の位置図、平面図、写真、経緯等について記載をしております。

地区公民館分館につきましては、平成14年に町社会教育委員会からの答申を受け、地元への移管について検討を進めてきたところでございます。

平川地区公民館分館は、昭和50年に平川校区全体の公民館として建設されましたが、その後、各区において公民館の整備が進められてきたため、分館の役割は薄れ、主に御所原区での利用となっております。

町では、分館が地元自治会により自治公民館として主に利用されている施設であるため、地元への移管について協議を進め、平成30年に分館を改修したうえで無償譲渡する方向で地元と協議を進めており、今年度、施設の整備が終わりましたので、令和2年4月1日付けで、地元である御所原区に譲渡する予定でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 議案第13号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

議案集は25ページから、説明資料集は13ページからをごらんいただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、職員の育児等と仕事の両立を支援するための環境整備のために、地方公務員の育児休業に関する法律に準じ、条例の一部を改正し、条例を整備するものです。

説明資料の13ページ、それから、14ページ以降の新旧対照表をあわせてごらんください。

改正の主な内容でございますけれども、職員の育児等と仕事の両立を支援するため、育児短時間勤務を新たに追加し、職員が小学校就学前までの子どもを養育するため、常勤職員の身分のまま短時間勤務をすることができるようにした規定でございます。

14ページからの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

まず、第2条におきまして、第2項を新たに加えまして、現行の第2項から第4項をそれぞれ1項ずつ繰り下げるものになります。新たに加える第2項につきまして、1項で、1週間当たりの勤務時間を38時間45分と定めておりますけれども、今回、第2項を新たに、地方公務員の育児休業に関する法律第10条第3項の規定によりまして、育児短時間勤務の承認を受けた職員に対して、育児休業等に関する法律や条例等で定めます、小学校就学の始期に達するまでの勤務形態をそれぞれ1週間当たりの勤務時間が15時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分のうちから勤務形態を選択して請求することができるものとしてございます。

第4項につきましては、従前の第3項でございましたけれども、一般職の任期付き短時間勤務職員について定めていた内容でしたけれども、今回、育児短時間勤務職員が新たに加わりましたので、育児短時間勤務に伴います短時間勤務職員の事項を新たに加え、それらの職員については、4週間を超えない、1週当たり31時間までの範囲内で定めるとしたものでございます。

第3条の週休日及び勤務時間の割り振りでございますけれども、第1項の割り振りにつきましては、土日のほか、月曜日から金曜日までの5日間に週休日を設けることができるのは、これまでの再任用短時間勤務職員、それから、任期付きの短期職員だったものに、今度、新たに育児短時間勤務職員等を加えるものになります。

第2項の勤務時間の割り振りにつきましても、1日に7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振っていたのは、これまでの再任用短時間勤務、それから任期付き短期時間勤務だったものに、新たに今度育児短時間勤務を加えるものでございます。

第4条の第2項につきましては、特別な形態によって勤務する必要のある職員について、週休日及び勤務時間の割り振りを、現行ですと再任用短時間、それから任期付き短時間とされておりましたところに、そこに新たに育児短時間勤務等を職員をそれぞれ加えたものでございます。

第8条第1項、第2項につきましては、正規の勤務時間以外の時間における勤務ということで、これらの中に育児短時間勤務職員等に関する規定を定めたものになります。

続きまして、第8条の3を繰り下げまして、第8条の4とし、第8条の2の次に、新たに第8条の3を追加しています。具体的な内容につきましては、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務について新たに規定し、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員等や、あるいは要介護者を介護する職員が1日の長さを変えことなくフルタイムの勤務をしながら家庭と仕事の両立を支援するものでございます。

第12条第1項につきましては、第1号に、年次有給休暇について、通常の職員は20日としておりますけれども、これまで再任用短時間勤務職員、それから任期付きの短時間職員については、20

日を超えない範囲内で規則で定めるとなっておりますが、これにつきましても、新たに育児短時間勤務職員等を加えたものでございます。

また、第2号では、年度途中で新たに勤務時間等条例の適用を受けることとなった職員、第3号では、新たに勤務時間等条例の適用を受けることになった企業職員や公社職員等、他の規定の適用を受けていた職員の年次有給休暇の日数について規定をしております。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するということでしております。

続きまして、議案第14号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案集は31ページから、説明資料集は13ページをごらんください。

今回の条例改正は、先ほど申し上げましたように、職員の育児と仕事の両立を支援するための環境整備のために条文を改正するものになります。

説明資料は13ページ、それから、新旧対照表は19ページになっております。

改正の主な内容でございますけれども、職員の育児等と仕事の両立を支援するため、育児短時間勤務を新たに追加し、職員が小学校就学前までの子どもを養育するために、常勤職員のまま育児短時間をするというような規定になっております。

第1条につきましては、育児短時間勤務の導入に際しての引用条文の整理をしております。

第5条の3第1項、第2項につきましては、文言の整理になります。

第6条の次に、新たな第7条から第16条を加え、育児短時間勤務制度について新たに規定するものでございます。また、それに伴いまして、現在の第7条から11条については、それぞれ10条ずつ繰り下げております。

第7条は、育児短時間勤務をすることができない職員の規定になります。小学校就学前の子を養育する職員が育児短時間勤務と対象となる規定ですけれども、法律の定めるところにより、非常勤臨時的任用職員が、また、条例の定めるところにより育児休業に係る任期付き職員が育児短時間勤務をすることができないという規定になっております。

第8条の規定は、第1号から第7号まで、一度育児短時間勤務をした職員が1年を経過しないときに再度育児短時間勤務をする場合の特別な事情について定めております。

続きまして、第9条におきましては、育児短時間の勤務体系を定めた規定となります。この育児短時間勤務には、法律の定めるところにより、通常勤務の職員の場合には、説明書13ページにありますように、育児短時間勤務制度の概要の(1)に通常勤務の職員の4つの勤務形態から、そしてまた、公務運営上の事情により特別の形態で勤務する必要がある職員については、条例の定めるところにより、説明資料集(2)の勤務形態から選択をでき、それぞれ1週間当たりの勤務時間が19時間25分、あるいは19時間35分、23時間15分、または24時間35分のうちから選択をするということになります。

第10条は、育児短時間勤務を承認または期間延長する場合の手続きを定めた規定となっております。

第11条は、この短時間勤務の承認を取り消す事由について規定をしております。

第12条には、育児短時間勤務の承認が執行した場合におけるやむを得ない事情を第1号、第2号に定めております。

続きまして、第13条です。育児短時間勤務の職員が定数の会員になった場合等の手続きを定めた規定となっております。

14条で、短時間勤務職員の任期の更新について定めております。

第15条は、短時間職員の給与の取り扱いについて、第16条は、短時間に伴います給与の取り扱いについて、給与条例をそれぞれの勤務の職員の給与に係る読み替えの規定となっております。

第18条第1項につきましては、文言の整理をしております。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第15号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び大津町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案集は37ページから、説明資料集は27ページからになります。

説明資料集の27ページをお願いいたします。

技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び大津町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法、それから地方自治法の一部改正に伴いまして、会計年度任用職員が新たに創設をされたことに伴いまして、技能労務職員、それから公営企業職員として任用される会計年度職員の給与の種類及び基準に関する条例を整備するため、条例の一部改正をするものでございます。

説明資料集の28ページをお願いいたします。

第1条で、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正についてご説明をいたします。

第18条で、臨時非常勤職員の給与について定めていたものを、今回の法改正によって、会計年度任用技能労務職員として位置づけし、給与の種類等を規定するものです。技能労務職員につきましては、地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定により準用され、地方公営企業法の規定により、常勤、非常勤に関わらず、給料及び手当が支給されることとなるため、第1項第1号、第2号により、会計年度任用職員についても同様に規定をするものです。

第2項では、給与の基準につきましては、町の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を準用するというようにしています。

第2条の公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

新たに第3条を追加し、会計年度任用企業職員の給与の規定を設けて、企業職員で会計年度任用職員であるものの給与の種類等を規定をするものです。企業職員については、地方公営企業法の規定により、常勤、非常勤に関わらず、給料及び手当が支給されることとなるため、第1項第1号、第2号により、会計年度任用職員についても同様に規定するものです。

第2項では、給与の基準について、町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を

準用することとしております。

続きまして、議案第16号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は40ページ、説明資料集は30ページからになります。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、町の職員を財団法人等へ派遣できるようにするために条例の一部を改正するものです。

この条例は、町の事務または事業と密接な関連を有する公益法人等へ職員を派遣する規定を整備するものであり、職員を派遣することで人材の有効活用を通じた行政と公益法人との適正な連携協力により地域の振興、住民の生活の向上を図るものでございます。

説明資料の30ページ、31ページをお願いいたします。

第2条第1項の改正につきましては、第2号に新たな派遣先として、公益財団法人熊本県の市町村振興協会を加えるものでございます。熊本縣市町村振興協会は、市町村振興宝くじの収益金を活用し、県内の市町村の健全な発展を図るために、市町村を支援する事業を行い、住民福祉の増進に資することを目的として設立された公益法人でございます。

今回は、熊本県の町村会から町に対しまして、熊本県の市町村振興協会への職員派遣の依頼を受けており、今回の条例改正により職員の派遣が可能になります。

主な事業の内容としましては、災害防止対策や施設整備等に対する資金貸付、あるいは地方財政法に規定します公共性の高い事業へ補助金を交付する市町村振興助成事業、それから、市町村派遣研修助成事業等を実施をしております。

派遣予定人数は1名で、派遣期間は令和2年4月1日から令和4年の3月31日までの2年間、現在派遣されております嘉島町の職員の後任として、熊本県の市町村振興協会に籍を置きながら、熊本縣市町村職員研修等協議会において、市町村職員の研修の企画・運営にあたる予定となっております。

続きまして、議案第17号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は42ページ、説明資料集は32ページになります。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法、それから、地方自治法の一部改正に伴いまして、会計年度任用職員が創設されたことに伴いまして、地方公務員法第31条に定めます会計年度任用職員の服務の宣誓について条例の一部を改正し、これを規定をするものです。

説明資料集の33ページをお願いいたします。

第2条に、新たに第2項を加え、会計年度任用職員の服務の宣誓については、別段の定めをすることができると規定をしております。

現在、正規職員につきましては、新規採用時に第1条の規定により、町長等の面前において宣誓を行い、新たな職務についておりましても、会計年度任用職員については、署名した宣誓書を町長へ渡

すというようなことを取り入れることで、新たな制度に柔軟に対応をいたすものです。

続きまして、議案第18号、大津町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案集は44ページから、説明資料は34ページからになります。

これまでも人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みを進めてきたところですが、非常に残念なことでありますが、昨年6月には町内の公共施設におきまして、差別落書き事案が発生をいたしました。その後、町といたしましても、町民の方への啓発はもちろんのこと、関係各種団体等へも人権学習をともに進めてまいったところでございます。

また、平成28年には、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法のいわゆる差別解消三法が施行されたところでございます。これらを踏まえまして、人権侵害に係るあらゆる差別問題の早期解決を図り、すべての方の人権が尊重され、安心して暮らせるまちづくりに向けた施策の実現に向け、今回、条例の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、第1条の目的におきまして、差別解消三法を追加明記をしたところでございます。

また、第4条におきまして、町の施策の推進として、国・県及び関係団体との連携を図り、実態調査、あるいは意識調査を行うことを明記をいたしました。

第5条で、相談体制の整備として、あらゆる差別に関する相談に適確に応じるための相談体制の整備に努めるとしております。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

説明資料の35ページをお願いいたします。

近隣自治体の条例改正の状況ですが、本年度中にはほとんどの自治体で改正をされる予定となっております。

次に、議案第25号、大津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案集は60ページ、説明資料集は56ページをお願いいたします。

今回の改正は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正及び条文整理のため、条例の一部を改正しようとするものです。

大津町固定資産評価審査委員会条例第6条第2項において引用します、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正によりまして、法律面及び引用する条項が第3条第1項から第6条第1項に改正されたことによる改正になります。

あわせて、条文整備のために第6条第2項括弧内の一部を削り、また、条文との整合性を図るため、目次の文言を整備するものです。

なお、附則におきまして、公布の日から施行することとしております。

次に、議案第26号、監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

議案集は62ページ、説明資料集は57ページをお願いいたします。

今回の改正は、地方自治法の一部改正及び条文整備のため、町の条例を一部改正しようとするものです。平成29年6月に公布されました、地方自治法等の一部を改正する法律により、地方公共団体における適切な事務処理等の確保、組織及び運営の合理化が図られました。その一つとして、監査体制の見直しが実施され、議会からの監査委員選任の義務づけを緩和する規定が設けられたことにより、監査に関する条例第3条に定めます、議員のうちから選任する監査委員の数の根拠となる規定が地方自治法第196条の第2項から第6項へ変わり、また、議員のうちから選任するという表現から、議員のうちから選任されるに改正されたことに伴う改正になります。

また、第10条の職員の賠償責任につきましては、根拠となる地方自治法第243条の2が新たに規定されたことにより、これまでの第243条の2が、内容は同様のまま243条の2の2に改正されたことに伴い、改正するものです。

加えまして、第8条に規定します出納検査につきましても、地方自治法第235条の2第1項で、監査委員が毎月日程を決めて行うことと規定されており、現在、毎月10日から15日の間と定めておりますけれども、実情に即した期日を明文化するために改正をいたすものです。

なお、附則におきまして、令和2年4月1日から施行することとしております。

最後に、議案第39号、損害賠償の額の決定及び和解についてご説明いたします。

議案集は88ページになります。説明資料は70ページからになります。

昨年8月に八代市で開催されました、熊本県消防操法大会からの帰りに発生いたしました、消防車両の高速道路横転事故に関しまして、損害賠償の額を決定し、和解することにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議決を求めるものでございます。

まず、事故の概要ですけれども、昨年8月の18日に八代市で開催されました県の消防操法大会からの帰り道におきまして、本部の消防団員であります運転手、それから同乗者2人、あわせて3人でございますけれども、高速道路を走行中に車両右後方のタイヤがパンクをし、横転し、運転手、それから同乗者2人が負傷したものでございます。運転手及び同乗者2人とも治療が終了し、同乗者のうち1人につきましては、先の全員協議会で説明いたしましたように、専決処分を行い、報告をさせていただいたところです。今回、もう1名の同乗者の案件につきましては、議会の議決事項であるため、ご提案をいたしております。損害賠償の額は120万6千254円で、損害賠償及び和解の相手方は、記載のとおりでございます。和解の内容につきましては、治療費、慰謝料、通院費、事故証明代は記載のとおりになります。

なお、運転者につきましても、治療が終了し、現在、消防活動の公務災害として県の総合事務組合へ請求をしているところです。

以上で終わります。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） それでは、議案第19号、大津町収入証紙条例の一部を改正する条例について及び議案第20号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について、一括して説明いたします。まず、申し訳ありません、議案第20号、大津町廃棄物

の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についてから説明をいたします。

議案集の49、50ページ、説明資料は41ページの新旧対照表をごらんください。

町指定のごみ袋につきましては、燃やすごみ（赤色）については、大・小・極小の3種類がありましたが、資源物（緑色）、不燃・埋立てごみ（黄色）については、これまで大と小の2種類でございました。今回の改正では、資源物と不燃・埋立てごみについても極小のサイズを設けるものでございます。

具体的な改正内容は、説明資料41ページの別表第2の新旧対照表のとおり、指定袋（極小）に「資源物、不燃・埋立てごみ」を加えるものでございます。これにより、単身世帯や少人数の世帯でのごみの分別や高齢者の方々のごみ出しの負担軽減、さらには、利用者の皆様の選択肢を拡大することでサービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

附則において、施行期日を令和2年4月1日としております。

次に、議案第19号、大津町収入証紙条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案集の47、48ページをお願いいたします。説明資料は38から41ページの新旧対照表をごらんください。

先ほどご説明いたしました、議案第20号の大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例に関連しまして、別表第1の新旧対照表のとおり、改正を行うものですが、本条例につきましては、先ほどご説明いたしました、議案第20号の大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例のごみの種類の表記が一部違っておりましたので、今回統一した表記とするものでございます。

条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

附則におきまして、施行期日を令和2年4月1日といたしております。

次に、議案第21号、大津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集は51ページから52ページ、また、説明資料集は42ページから44ページになります。

説明資料集の42ページにて説明いたします。

総務省の「印鑑登録証明事務処理要領」の一部改正にあわせ、条例の一部を改正するものでございます。

2つの改正内容がございます。

一つ目は、印鑑登録資格の改正でございます。「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、成年被後見人の権利制限が適正化されました。その一環として、印鑑登録条例の改正を行うものでございます。現在、印鑑登録資格の第2条において、成年被後見人を除いているのを、意思能力を有する者を除くに変更することによりまして、

成年被後見人であっても意思能力を有する者は印鑑登録を可能とするものでございます。

二つ目は、印鑑登録につきまして、条文の整理を行うもので、非漢字圏の外国人の方に対し、片仮名表記の氏名の印鑑を登録できるように、条例を明文化するものでございます。

附則において、施行期日は、公布の日といたしております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 議案第22号、大津町立公園条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案集は53ページから55ページ、説明資料集は45ページから51ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、熊本地震で被災した陽の原キャンプ場の施設解体撤去工事完了に伴うキャンプ場の廃止及び町立公園内での鳥獣害の適正管理を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正の要旨は2点となっております。

まず1点目は、町立公園内の鳥獣捕獲等は禁止行為となっておりますが、利用者や近隣住民の方の安全確保のため、町立公園内での鳥獣害の駆除を可能にするよう見直すものでございます。

2点目は、陽の原キャンプ場の解体に伴い、有料公園施設の使用料金等に関する条文を削るものでございます。

説明資料集の46ページをお願いいたします。

第4条に、ただし書きを加え、町立公園内の禁止行為である鳥獣害の捕獲等を可能とするため、町長の認める行為については適用しないこととしております。

46ページ以降の第6条から24条につきましては、キャンプ場廃止に伴う有料公園施設及び使用料金に関する条文、使用料返還、減免、指定管理者に関する管理条文内の使用料の取り扱いに係る条文を削っております。

今回、条文を削ることにより条ずれが生じるため、条番号の繰り上げを行っております。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。

続きまして、議案第32号、大津町総合交流ターミナル条例を廃止する条例についてご説明いたします。

議案集は74ページから75ページ、説明資料集は65ページから66ページをお願いいたします。

今回の条例廃止は、熊本地震で被災いたしました大津町総合交流ターミナル施設解体撤去工事が完了し、補助金返還義務免除を含めた補助事業の完了が確定したことから条例を廃止するものです。

主な施設内容は、資料集の66ページに記載しております。資料が縦になっておりますので、横のほう向きをお願いいたします。左上にAの表記で記載しております配置は、中心部Aの赤囲み線、解体後の状況は、右上部に現況写真1を添付しております。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。

続きまして、議案第33号、大津町農畜産物処理加工施設条例を廃止する条例についてご説明いた

します。

議案集は76ページから77ページ、説明資料集は、同じく65ページから66ページをお願いいたします。

議案第32号と同様の事由によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

主な施設内容は、先ほどの資料と同様ですが、左上にBの表記で記載しております。配置は、中心部のBの赤囲みの丸線、解体後の状況は同じく右上部に写真、現況写真位置を添付しております。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

続きまして、議案第34号、大津町市民リフレッシュ農園条例を廃止する条例についてご説明いたします。

議案集は78ページから79ページ、説明資料集は同じく65ページから66ページをお願いいたします。

全議案と同様の事由により、議会の議決を求めるものでございます。

主な施設内容は、説明資料集の左上にCの表記で記載しております。配置は右下のCの赤囲線で記載しております。解体後の状況につきましては、左下に現況写真2を添付しております。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 議案第23号、大津町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案集は56と57ページです。説明資料は52と53ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、工業用水道の給水能力の増加及び地方自治法の一部改正等に伴い、条例を改正するものでございます。

説明資料集の53ページの新旧対照表に基づきご説明いたします。

第2条第2項第2号中「4千立方メートル」を「4千700立方メートル」に、第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に、第6条第4号中「10万円以上のもの」を「50万円を超えるもの」にそれぞれ改めるものです。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。

続きまして、議案第37号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてご説明いたします。

議案集の84ページをお願いいたします。

大津町浄化センター等の建設工事委託につきましては、85ページに記載しておりますような内容で、基本協定の一部を変更する協定を締結しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

変更する協定の内容をご説明いたします。

84ページをお願いいたします。

1番の基本協定の目的と2番の工事場所は変更前と同じです。3番の協定金額ですが、元協定金額は7億4千600万円で、変更協定金額は4億3千740万円となりますので、3億860万円の減額となります。4番の協定期間、5番の協定の相手方、6番の協定方法につきましては、変更前と同じになります。

次に、議案の説明資料集に基づき説明いたします。

説明資料の67ページをお願いいたします。

工事の一覧表になっております。建設工事の工事内容、施工年度、当初の工事費変更後の工事費、3年間の協定金額の変更を記載しております。

変更の内容については、主なものとして、工事に伴うものでは、大津町浄化センター改築工事は、土木工事の消化タンク、主なものは、防食工事の増です。機械設備工事と電気設備工事は、消化ガス発電の実証実験継続に伴う計画変更による減額です。

室汚水中継ポンプ場他改築工事は、中央監視の制御機能の追加による増額と設計見直しや入札によるなど実績によるものです。

内示なしによる施工不可については、補助事業として要望しておりますが、国の補助金がつかなかったため、次年度以降の事業として行うものです。

68ページをお願いいたします。

浄化センターの施設平面図になります。赤い部分が今回、施工を行った箇所でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 次に、議案第40号から議案第47号までの説明を求めます。

総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 議案第40号、令和2年度大津町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。あわせて、別冊の当初予算の概要をごらんください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175億3千853万4千円と定めております。

第2条の債務負担行為から第5条の歳出予算の流用までは、記載のとおりとしております。

8ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為になります。家屋評価システム借上料から老人福祉センター指定管理委託までにつきましては、それぞれ期間満了に係る変更分でございます。3歳児眼科健診の機器・プリンター借上料は、新規導入に係るものでございます。次の小学校の電子黒板借上料と下から2番目の中学校電子黒板借上料につきましては、令和元年度からの継続導入でございます。また、小学校教育用パソコン借上料と一番下の中学校教育用パソコン借上料につきましては、国が示します1人1台の端末整備に対応するため、新規に導入をするものでございます。小学校用サーバー借上料につきましては、リース期間満了に係る更新でございます。

9ページをお願いいたします。

第3表地方債になります。1の臨時財政対策債は、交付税の財源不足を補てんするもので、国の地方財政計画を参考に計上をしております。2の仮庁舎整備事業は、仮庁舎の賃借料に係るものです。3の新庁舎建設事業は、新庁舎建設に係る一般単独災害復旧事業債が主なものです。4の新庁舎建設事業は、新庁舎建設に係る災害復旧事業債の対象外分に係るものになります。5から8の道路関連事業は、町道杉水水迫線整備や橋梁点検など、主に町道整備事業に係るものになります。9の土地再生整備計画事業は、社交金事業の町道室工業団地4号線や野外活動研修センターの改修事業、それから、町道岩坂南2号線の整備事業などに係るものです。10の公園施設長寿命化対策事業は、昭和園及び杉水公園のトイレ改修事業に係るものになります。11の安全安心対策緊急総合支援事業につきましては、町立公園のトイレ改修に係るもので、清正公道公園分でございます。12のあけぼの団地改修工事は、長寿命化計画に基づく改修でございまして、令和2年度は1棟分を計上をしております。13の一般公共事業は、県営かんがい排水事業負担金に充てるものになります。14の農業水路等長寿命化、それから防災減災事業につきましては、大林地区の水路改修に充てるものです。15から17につきましては、それぞれ新庁舎建設に係る防災施設の整備事業でございまして、15は、防災行政無線の移設、それから、防災情報システムの整備、16は、消防倉庫整備関係の整備事業となっております。18につきましては、積載車及び小型ポンプ導入に係るものになります。19及び20につきましては、学校教育施設の増築事業に係るものになります。大津小学校、大津北中学校、ともに8教室分の増築事業になります。

それでは、歳出からご説明をいたします。

50ページをお願いいたします。

款の1、項の1、目の1 議会費です。対前年度比18万円の減になります。

続きまして、52ページをお願いいたします。

款の2、項の1、目の1 一般管理費、節の1 報酬は、前年度比2千万円の減になっておりますけども、これは会計年度任用職員制度に伴いまして、行政区嘱託員関係の報酬を委託費のほうに組み替えたことによるものです。

55ページをお願いいたします。

節の12 委託料の行政事務委託は、今ご説明いたしました、行政区嘱託員関係の委託費でございます。

58ページをお願いいたします。

目の4 会計管理費、節の11 役務費は、コンビニ収納開始によりまして、口座振替手数料が増となっております。

61ページをお願いいたします。

目の6 企画費、62ページのほうに入りまして、節の12の委託料は、ふるさと寄附金に係る事務代行の業務委託料が主なものになります。

63ページをお願いいたします。

目の7 電子計算費、64ページに入りまして、節の12の委託料のホームページ改修業務委託につ

きましては、現行ホームページのリンク先などの整理や内部機能の追加を行うための委託料になります。

69ページをお願いいたします。

目の10男女共同参画推進費、節の12委託料の男女共同参画推進プラン策定等業務委託につきましては、令和2年度で経過期間が終了します現行の男女共同参画推進プランの更新に係る委託料になります。

次に、目の11地域づくり推進費、70ページに入りまして、節の14工事請負費は、熊本地震の震災遺構等を活用した回廊型ミュージアムによる交流人口拡大プロジェクトで、今年度は瀬田神社の看板整備を予定をいたしております。

71ページをお願いいたします。

節の18補助金、6の震災復興関連イベント等事業費補助金は、令和2年度中に国道57号北側復旧ルートの開通、あるいはJR豊肥本線の復旧、そしてワンピース像の設置などが予定されておりますので、これらにかかる式典等の補助金等を計上をいたしております。

続きまして、目の12諸費、72ページのほうに入りまして、節の19補助金の2、乗合タクシー運行費補助金は、対象区間の見直しによるエリア拡大による増額となっております。

73ページをお願いいたします。

目の14行財政改革費、節の12委託料と節の13使用料及び賃借料につきましては、行財政改革の一つでございます事務の効率化を図る目的としまして、AIやRPAを活用したシステムの実証実験等に係る費用になります。

75ページをお願いいたします。

目の19庁舎建設事業費です。節13の管理業務委託費及び76ページのほうに移りまして、節の14工事請負費につきましては、継続費の年割額同額を計上しております。財源としましては、地方債その他としまして庁舎建設基金、公共下水道事業会計からの繰入金を計上をいたしております。

77ページをお願いいたします。

項の2、目の2賦課徴収費、79ページのほうにいきまして、節の18交付金の1、軽自動車税環境性能割徴収取扱費につきましては、町税であります軽自動車税の環境性能割分を県が代行して徴収いたしますので、税額の5%を事務負担として支出するものでございます。

続きまして、項の3、目の1戸籍住民基本台帳費、82ページをお願いいたします。節の18交付金の通知カード、個人番号カードの関連事務交付金は、マイナンバーカードの交付枚数の増加を見込み、増額をしております。

84ページをお願いいたします。

項の4、目の4町長選挙費、それから、85ページの目の5町議会議員一般選挙は、それぞれ任期満了に伴う選挙になります。

88ページをお願いいたします。

項の5、目の2各種統計調査費につきましては、令和2年度は、国勢調査が主なものとなっております。

ます。

続きまして、92ページをお願いいたします。

款の3、項の1、目の1社会福祉総務費、93ページに入りまして、節の18補助金の4の社協補助金につきましては、嘱託職員1名の増員などに伴い、増となっております。

94ページをお願いいたします。

節の27繰出金です。国民健康保険特別会計の繰出金、それから、介護保険特別会計繰出金につきましては、記載のとおりでございます。令和2年度につきましても、両特別会計への繰出金については、法定外繰り出しは行っていない状況でございます。

次に、目の2障害者福祉費、95ページのほうに入りまして、節の12委託料の一番下のほうになりますけど、第6期の障害福祉計画、第2期の障害児福祉計画策定業務委託につきましては、いずれも現計画の計画期間満了に伴い、見直しをするための予算になります。

97ページをお願いいたします。

節の19扶助費の上から2番目、障害児支援事業につきましては、事業所の増加に伴う利用者増を見込み、前年度比4千733万4千円の増となっております。

98ページをお願いいたします。

目の3後期高齢者医療費、節の27繰出金は、被保険者の増加によります保険基盤安定負担金の増加が影響いたしまして、前年度より470万3千円の増となっております。

次に、目の4老人福祉費、99ページに移りまして、節の18補助金の3介護基盤緊急整備特別対策事業補助金及び4の施設開設準備経費助成事業補助金は、認知症高齢者グループホーム開設に係りますハード面及び開設時から安定したサービス提供を行うためのソフト面の補助金になります。

104ページをお願いいたします。

目の9人権啓発福祉センター運営費、105ページのほうに入りまして、節の12委託料の一番下になりますが、人権啓発福祉センター改修工事設計委託につきましては、老朽化による当該センターの改修事業に係る実施設計になります。

106ページをお願いいたします。

目の11熊本地震関係費、節の12委託料の地域支え合い事業委託は、仮設住宅や災害公営住宅の入居者の方たちに対し、生活相談員などを配置し、サポートするための委託費になります。

107ページをお願いいたします。

項の2、目の1児童福祉総務費、108ページに移りまして、節の12委託料の5番目になります。大津小学校校区学童保育施設の設計委託につきましては、利用者増に伴います整備のための設計費用で、地質調査と実施設計分を計上をしております。

109ページをお願いいたします。

節の18補助金です。110ページのほうに入りまして、7の予備保育士雇上補助金は、待機児童対策の一つでございまして、年度途中の保育ニーズの増加を想定し、規定を超えて正規職員を雇用する場合の補助金になります。

113ページをお願いいたします。

目の4保育給付費は、白川幼稚園の新制度移行によります給付費の増加や無償化による認可外及び預かり保育等の給付費の増を見込み、前年比1億431万9,000円の増となっております。

114ページをお願いします。

目の5学童保育施設運営費は、学童保育施設に係る指定管理委託が主なものですが、対象クラブの増などによりまして、前年比2千166万4千円の増となっております。

次に、目の6子育て健診センター費、115ページをお願いいたします。節の14工事請負費や経年劣化した子育て健診センター屋上の改修工事でございます。

116ページをお願いいたします。

款の4、項の1、目の1保健衛生総務費です。118ページに移りまして、節の18補助金の3一般不妊治療費助成事業補助金は、昨年10月から始まりました県の少子化対策事業になります。今年度40件分を計上いたしております。

125ページをお願いいたします。

目の7合併処理費、節の18補助金の1合併処理浄化槽設置補助金は、通常の補助金に加えまして、熊本地震からの復旧で下水道処理区域内の世帯の補助金も計上しております。こちらにつきましては、熊本地震復興基金の創意工夫分を充てる予定としております。

126ページをお願いいたします。

項の2、目の1清掃総務費、節の18負担金の1菊池環境保全組合負担金は、前年度比1億485万円の増となっております。新環境工場建設事業費の増加が大きな要因となっております。

続きまして、130ページをお願いいたします。

款6、項の1、目の3農業振興費、132ページにいきまして、節の18補助金の6鳥獣害防止対策事業補助金につきましては、電気牧柵などの導入に係る補助金でございます。昨今の被害増加を考慮しまして、前年比141万1千円の増としております。

133ページをお願いいたします。

目の5農業構造改善事業費は、総合交流ターミナルの解体事業の完了によりまして大幅な減額となっております。

134ページをお願いいたします。

目の6農地費、節12委託料の測量試験費、それから、135ページの節の14仮宿のため池整備工事及び節の16の公有財産購入等につきましては、農村地域の防災・減災対策事業でございまして、仮宿地区のため池の水位計の設置、あるいは大林地区の水路の改修などに係るものでございます。

136ページをお願いいたします。

目の7圃場整備費、節の12委託料は、矢護川地区の圃場整備事業に係ります事業計画書の策定委託費でございます。

138ページをお願いいたします。

目の9農業集落排水費につきましては、農業集落排水事業への繰出金でございますけれども、新年

度より公営企業会計移行により、収益的費用に係る分を補助金として、資本的費用に係る分を出資金として支出するものでございます。

140ページをお願いいたします。

項の2、目の2林業振興費になります。それから、141ページのほうに行きまして、節の12委託料の2番目になります。林道中畑線の測量設計委託は、道路側溝の整備に係る設計委託になります。また、その下の森林管理意向調査委託につきましても、森林所有者へ今後の森林整備についてアンケート調査などを行うための委託でございます。これらの事業は、森林環境譲与税に係る事業でございます。

144ページをお願いいたします。

款の7、項の1、目の3観光費、146ページに移りまして、節の18補助金の4肥後大津スポーツ文化コミッション補助金は、スポーツによる交流人口増と地域経済の活性化を目的として活動します肥後大津スポーツ文化コミッションへの補助金になります。

次に、目の4企業誘致推進費、節の18補助金の1工場等振興奨励補助金は、町内企業の新たな設備投資に係る補助金でございます。基金からの繰入金を財源とするものでございます。

154ページをお願いします。

款の8、項の2、目の3道路新設改良費、節の14工事請負費は、町道杉水水迫線等の道路改良工事分でございます。

155ページをお願いいたします。

目の4社会資本整備総合交付金事業の節の14工事費は、町道室工業団地4号線や岩坂南2号線の改良工事が主なものでございます。

156ページをお願いいたします。

項の3、目の1都市計画総務費、157ページに移りまして、節の12委託料の一つ目ですけど、用途地域変更等支援業務委託につきましても、都市計画マスタープラン策定に基づき、都市計画区域の用途地域の見直し等を行うものでございます。2カ年の事業の2年目になります。2つ目の耐震改修促進計画改定業務委託につきましても、平成27年度に策定いたしました、現計画の期間満了に伴い、更新をするものでございます。

続きまして、目の2公園緑地費、158ページに移りまして、節の12委託料と節の14工事請負費についてですけれども、公園施設の長寿命化対策支援事業は、昭和園のトイレ改修事業でございます。また、安心・安全対策緊急総合支援事業は、清正公道公園のトイレ改修事業でございます。それぞれ実績委託と工事請負費を計上するものでございます。

159ページをお願いいたします。

目の3公共下水道費は、先ほど款6の農業集落排水費でご説明したものと同様で、公共下水道事業会計への繰出金にあたるものです。

160ページをお願いいたします。

目の6熊本地震関係費、節の13委託料で、戸建て木造住宅耐震化支援に係る業務委託につきまし

ては、事業の促進を図るため、啓発チラシ等の作成を行うものでございます。また、宅地耐震化推進事業支援委託につきましては、工事の積算業務、工事監督等の業務を民間の事業所に委託するものでございます。

続きまして、節の18補助金の2地盤改良補助金は、熊本地震により被災し、解体した住宅を同一敷地内で再建する場合、軟弱地盤と判定された際の地盤改良工事に対する補助金でございます。こちらは、復興基金の創意工夫分の対象事業としております。また、3ブロック塀撤去補助金は、個人所有の危険なブロック塀の撤去費に係る補助金でございます。熊本地震関係費につきましては、宅地耐震化関連の費用が大幅に減額となっておりますので、全体で前年比約3億3千万円の減となっております。

153ページをお願いいたします。

項の4、目の3住宅建設費、164ページに行きまして、節の14工事請負費は、長寿命化計画に基づきますあけぼの団地の大規模改修工事でございます。今年度は1棟分の予算を計上しております。

続きまして、目の4熊本地震関係費は、応急仮設住宅の管理費などを計上しておりますが、165ページ、岩坂仮設団地談話室の移転業務委託につきましては、県が整備しております仮設住宅内の談話室について、引き続き、地元地区のコミュニティの場として活用することとなりましたので、移設に係る設計委託を計上するものです。

また、節の18の補助金では、昨年度に引き続き、復興基金基本事業の民間賃貸住居入居支援事業及び転居費用助成事業、公営住宅入居助成事業を計上しております。

続いて、款の9、項の1、目の1常備消防費、節の18菊池広域連合消防本部負担金は、前年比約5千400万円の増額です。泉ヶ丘分所の建て替えによる用地購入や高規格救急車等の導入費用により増額となっております。

167ページをお願いします。

款の9、項の1、目の3消防施設費、167ページの節の14工事費の貯水機能付給水管設置工事、消防倉庫建設工事及び防災行政無線の移設、それから、防災情報システムの設置工事につきましては、それぞれ新庁舎建設に伴います防災機能向上のための整備費用になります。

169ページをお願いします。

目の5災害対策費、170ページに入りまして、節の12委託料の一番下、大津町防災マップ改定業務委託につきましては、河川の浸水区域見直しなどによります県の防災マップの改定にあわせまして、大津町の防災マップを改定するものであります。2分の1の国庫補助金を充当することとしております。

173ページをお願いいたします。

款の10、項の1、目の2事務局費ですけれども、177ページのほうに入りまして、節の18補助金の6海外協力交流事業助成金は、本年10月に予定しております小学生の台湾派遣交流事業に係る補助金になります。

178ページをお願いします。

目の3教育支援センター費、節の12委託料の適応指導教室児童生徒支援事業業務委託につきましては、教育支援センターを利用される児童生徒に対する学習支援に係る委託料になります。

179ページをお願いします。

項の2、目の1学校管理費、181ページのほうに行きまして、節の13使用料及び賃借料の下から2番目、電子黒板借入料につきましては、令和元年度に52台の導入によって、前年比1千27万4千円の増となっております。

183ページをお願いします。

目の3学校建設費は、児童数の増加に伴う大津小学校の増築事業でございます。RC造り2建て8教室分の増築になります。

続きまして、項の3中学校費、目の1学校管理費、185ページのほうに行きまして、節の13使用料及び賃借料、下から2番目の電子黒板借上料につきましては、小学校費と同様に、令和元年度に20台の導入によったことによりまして、前年比347万2千円の増となっております。

187ページをお願いいたします。

目の3学校建設費は、生徒数の増加に伴います大津北中学校の増築工事になります。先ほど説明いたしました、大津小の増築と同じく、RC造の2階建て8教室分の増築になります。

続いて、項の4、目の1幼稚園、190ページに移りまして、節の18負担金補助及び交付金は、無償化等に伴います私立幼稚園の就園奨励費補助金等の減により、前年比約2千万円の減となっております。

193ページをお願いします。

項の5社会教育費、目の2公民館費は、平川地区公民館分館の大規模改修事業の完了により、前年比約1千900万円の減となっております。

197ページをお願いします。

目の4文化振興費、199ページに入りまして、節の19補助金の5被災文化財等復旧事業補助金は、地震で被災しました町指定文化財であります光尊寺橋の復旧に係る補助金でございます。

200ページをお願いします。

目の6生涯学習施設運営費、202ページに入りまして、節の17備品購入費は、後ほど社交金の目でご説明いたします野外活動等研修センターの改修に伴います備品購入になります。

204ページをお願いいたします。

目の8社会資本整備総合交付金事業費、節の12委託料及び節の14工事請負費は、野外活動等研修センターの改修事業に係るものでございます。地域住民等の交流の場として整備をする事業でございます。調理室や廊下関係の改修を行うものでございます。

205ページをお願いします。

目の9熊本地震関係費、節の19補助金の1地域生涯学習施設等復旧事業費補助金は、熊本地震で被災しました地域の集会所の修理費などに対し補助をするものです。今年度、集会所に設置する備品の購入1件を予定をしております。次の2地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金は、熊本地震

で被災しました地域のコミュニティ施設の修理費に対し補助するものです。今年度3カ所分の補助金を計上しております。いずれも熊本地震復興基金事業分でございます、前年比約900万円の減となっております。

次に、項6、目の1保健体育総務費、207ページに入りまして、節の13使用料及び賃借料のイベント開催使用料及び賃借料につきましては、東京パラリンピックの採火に関係したイベント費用の一つでございます、電飾あるいは音響設備などのリース料でございます。その他、需用費関係についても関連予算を計上しております。

208ページをお願いいたします。

目の2体育施設費です。210ページのほうに入りまして、節の14工事請負費や弓道場内の審判の控室にコインタイマー式の空調機を設置するための費用になります。

次に、210ページをお願いします。

目の3学校給食費、213ページに入りまして、節の18補助金の1米飯炊飯補助金につきましては、これまで委託をしておりました炊飯に係る費用を学校給食センター運営委員会へ補助することに伴いまして、委託費から補助金へ組み替えるものです。

216ページをお願いします。

款の12公債費になります。利率の低下等により、利子については減額となっておりますけども、熊本地震関係の借入れによりまして、元金償還の発生が影響し、元金は増えております。総額では約5千万円の増となっております。なお、令和2年度末の起債残高見込みにつきましては、190億4千万円となる見込みです。この内、災害関係が約66億円、臨時財政対策関係が約62億7千万円の見込みとなるものです。

款の13予備費で財源調整をいたしております。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

2時20分より再開します。

午後2時11分 休憩

△

午後2時20分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 次に、歳入をご説明いたします。

今回の当初予算の歳入では、自動車取得税交付金が制度廃止に伴いまして廃款となっております。また、法人町民税の税率改正に伴う減収補てんとしまして、新たに款7で法人事業税交付金を設けております。

それでは、13ページをお願いいたします。

款の1、項の1町民税、目の1個人ですけども、個人所得の伸び、それから人口増加を見込みまして6千100万円の増額を計上しております。

目の2法人につきましては、法人町民税の税率改正の影響を見込みまして、対前年比5千100万円の減額で計上しております。

項の2、目の1固定資産税は、住宅需要の増加や企業の投資によります償却資産の増加等を見込みまして2億1千600万円の増で計上いたしております。

14ページをお願いいたします。

項の3軽自動車税から項の5入湯税までは、前年度の実績により計上しております。なお、項の3軽自動車税は、制度改正によりまして、目1を環境性能割、目2を種別割として計上しております。

15ページから18ページをお願いします。

款の2地方譲与税から款の9の環境性能割交付金は、前年度の実績見込みや県の試算等を参考に、国が示します地方財政計画に基づき計上しております。

なお、17ページの款の7で法人事業税交付金を新たに計上しております。これは先ほど触れましたけれども、令和元年10月からの消費税増税に伴う法人町民税税率の引き下げに係る補てんとして交付をされるものになります。県税として納められた法人事業税額の7.7%を市町村に取めた法人税割や事業者数等により算定をされます。

また、款8の地方消費税交付金は、消費税増税による額の増加を見込んでおりまして、8億1千万円を計上しております。

次の款の10地方特例交付金は、令和元年度の実績見込みを参考に国が示します地方財政計画に基づき計上しております。

19ページをお願いいたします。

款の11地方交付税は、16億5千万円で、前年度比1億2千万円の減となっております。内訳としましては、普通交付税が14億円、特別交付税が2億5千万円でございます。税收の増加によります基準財政収入額の伸びを見込みまして、普通交付税を前年比1億円の減としております。

款の12交通安全対策特別交付金は、前年同額でございます。

款の13分担金及び負担金から25ページの款の14使用料及び手数料までは、実績と見込みにより計上いたしております。

25ページをお願いいたします。

款の15国庫支出金が、それぞれの事業に基づく国の負担金でございます。

項の1、目の1民生費国庫補助金、節の1児童福祉費負担金は、幼児教育無償化に伴います給付費の増加に伴う国庫負担で、前年比7千733万8千円の増となっております。

26ページをお願いします。

目の4教育費国庫負担金は、それぞれ大津小学校と大津北中学校の増築事業に係る国庫負担金になります。

27ページをお願いいたします。

目の3土木費国庫補助金、節の2都市計画費補助金の真ん中で、社会資本整備総合交付金は、あけぼの団地改修事業に係る補助金になります。

28ページをお願いします。

一番上の社会資本整備総合交付金につきましては、昭和園のトイレ改修事業、3番目につきましては、清正公道公園のトイレ改修に係る国庫補助金になります。一番下の宅地耐震化推進事業補助金は、業務支援に係る補助になります。

次に、目の4教育費国庫補助金の節の1及び節の2の一番下で、増築内の木質化補助金はそれぞれ今回の小中学校の増築事業において内装部分を木質化することにより交付されるものであります。

29ページをお願いします。

項の3委託金は、前年度の参議院議員選挙に係る国委託金の減が影響をした減になっております。

30ページをお願いします。

款の16、項の1、目の2、節の2児童福祉費負担金は、歳出でご説明いたしました保育所への給付費の増加により、前年比4千884万7千円増というふうになっております。

31ページをお願いします。

項の2、目の1、節の2熊本地震復興基金交付金につきましては、それぞれ復興基金基本事業分を計上しております。応急仮設住宅集会所の継続利用を行うため、住まい再建継続利用支援事業を新たに計上をいたしております。

32ページをお願いします。

目の2、節の2老人福祉費補助金の下2つの補助金につきましては、認知症高齢者グループホーム整備事業に係る県補助金でございます。

33ページをお願いします。

目の3衛生費県補助金、節の3衛生費補助金、34ページに入りまして、少子化対策総合交付金は、一般不妊治療費助成や結婚チャレンジ補助などによる県補助金です。

次に、目の4農林水産業費補助金、節の3農地費補助金の農村地域防災減災事業補助金は、仮宿地区ため池整備や大林地区の水路整備事業に係る県補助金でございます。

37ページをお願いします。

項の3、目の6教育費委託金、節の2の幼稚園費委託金は、幼児教育の質の向上を図るための事業で、幼児教育アドバイザー派遣事業やパンフレット作成などに係る委託金になります。

39ページをお願いします。

款の18、項の1、目の1一般寄附金です。ふるさと寄付金の前年度実績見込みにより、前年比約1千万円の減となっております。

41ページをお願いします。

款19繰入金です。目の4財政調整基金繰入金は、予算の財源不足のため、財政調整基金から9億7千万円を繰り入れています。繰入後の財政調整基金残高は、約18億円となる見込みでございます。

42ページをお願いします。

目の6庁舎建設基金繰入金は、新庁舎建設に係る基金の繰入金になります。

目の7熊本地震大津町復興基金繰入金につきましては、別添予算の概要の一番最後のページに記載

の事業につきまして繰り入れを行う予定でございます。

44ページをお願いいたします。

項の4、目の2、節の1雑入です。北出口団地の火災に係る火災共済給付金や九電の高圧線整備に係る線下補償などの減が影響しまして、全体で約3千500万円の減となっております。

48ページから49ページにかけて、款の22の町債は、第3表の地方債でご説明をしたとおりでございます。なお、49ページの一番下の自動車取得税交付金は、歳入の冒頭でご説明いたしましたとおり、制度廃止により廃款となっております。

最後に、243ページをお願いいたします。

新庁舎建設事業の継続費における支出予定額及び事業の進捗状況等に関する調書でございます。一番右の欄の継続費総額に対する進捗率につきまして、令和2年度において53%、令和元年度とあわせると86%の進捗となる見込みでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 議案第41号、令和2年度大津町国民健康保険特別会計予算についてご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億8千894万9千円と定めております。

第2条で、一時借入金の限度額を1億円としております。

予算の概要は57から59ページです。

それでは、歳出から主なものについて説明をいたします。

予算書は15ページ、予算の概要は57ページの下段となります。

款1、項1、目1一般管理費は、国民健康保険の事業運営のための事務費等で、主なものは、節11の役務費で、被保険者証と保険税納付書等の郵送費になります。

節12委託料は、国保連合会との事務の連携に使用いたします電算システムの共同電算委託料及びレセプト点検委託料と、法改正に伴う国民健康保険システムの委託改修費です。

16ページをお願いいたします。

目2連合会負担金は、会員となっている国保連合会への負担金で、平等割、被保険者数割等により算定されるものでございます。

項2運営協議会費は、国民健康保険法で設置が義務づけられている国民健康保険運営協議会の運営経費です。

17ページをお願いいたします。

款2、項1、目1一般被保険者療養給付費と、目2退職被保険者等療養給付費は、保険者が負担する医療費の原則7割の保険給付の費用です。

目3一般被保険者療養費と、18ページの目4退職被保険者等療養費につきましては、それぞれ治療用装具などに対する費用などの償還払いの予算となります。

目5 審査支払手数料は、国保連合会でのレセプト審査支払いに要する手数料でございます。

款2、項2 高額療養費は、高額な医療費に対し、所得に応じて一定の金額を超えた分を給付するものでございます。一般被保険者高額療養費が3千600万円の増額となっておりますが、令和元年度の給付実績が、悪性新生物や心疾患等の件数が増加しており、増えていることを考慮し、増額したものでございます。

19ページをお願いいたします。

目3 一般と、目4 退職被保険者等高額介護合算療養費は、1年間の療養費と介護サービス費の自己負担の合計額が高額になった場合に限度額を超えた分を給付するもので、昨年同額を見込んで計上しております。

20ページをお願いします。

款2、項4、目1 出産育児一時金は、1件42万円の給付を40件分計上しております。

21ページをお願いいたします。

款2、項5、目1 葬祭給付費は、1件2万円の給付を35件分計上しております。

次の22ページにかけての款3 国民健康保険事業費納付金は、県との共同運営に伴い、30年度から町が県に納めることになった納付金でございます。

項1の医療給付費分、項2の後期高齢者支援金等分、項3の介護納付金分については、それぞれの金額は、県が市町村ごとの医療給付や所得の水準などにより按分し、算定した額を計上しております。

総額は8億6千786万3千円で、対前年比5千27万2千円の増となっておりますが、要因につきましては、平成30年度の納付金の精算の影響等により増額となったものでございます。

24ページをお願いいたします。

款6、項1 特定健康診査等事業費の主なものは、節12の委託料で、特定健診・特定保健指導及び人間ドックなどの事業に要する費用などを計上しております。

25ページをお願いいたします。

款6、項2、目1 保健衛生普及費は、医療費適正化のための啓発に係る経費等でございます。

主なものは、節11 役務費91万5千円は、医療費の抑制を目的に、医療費通知やジェネリック医薬品の差額通知を送るための郵送費でございます。

節12 委託料は、国保連合会に支払う医療費通知等の作成委託料です。

目2 鍼灸施術費は、鍼灸の施術を受けられた方に対し、施術費用の一部を補助するものでございます。

27ページをお願いいたします。

款9、項1 償還金及び還付賦課金は、保険税の還付金等の予算で、前年同額で計上をしております。

28ページをお願いいたします。

款10 予備費411万2千円を計上しております。

続きまして、歳入をご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税は、5億6千681万5千円、目2の退職被保険者等国民健康保険税を6千円と計上し、保険税の総額を5億6千682万1千円で、前年比1千119万4千円の増で計上しております。増額の主な要因は、近年の収納実績を踏まえ、収納率の見込みを上げて見込んだことなどによるものでございます。

なお、目2の退職被保険者等国民健康保険税については、退職者医療制度が廃止されているため、遡及賦課分に備えた予算編成としております。

10ページをお願いいたします。

款2、項1、目1督促手数料は、保険税の督促状を発送する手数料で前年同額を計上しております。

款3、項1、目2システム改修費補助金は、法改正に伴うシステム改修費用に対する補助金で、県から費用の全額が補助されるものです。

款4、項1、目1保険給付費等交付金は、保険給付や保健事業等に対し交付されるものです。前年比4千484万円の増の主な要因としまして、医療給付見込額の増に伴うものでございます。

節1普通交付金は、保険給付費の全額が県から交付されるもので、節2の特別交付金は町が行う保健事業へのインセンティブや、結核等に係る保険給付が多額である場合などの特別な事情を考慮して交付されるものでございます。

11ページをお願いいたします。

款6、項1、目1一般会計繰入金で、節1の保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険税の軽減分等に充てるための繰入金で、4分の3は県負担金、4分の1が町負担となっております。

節2職員給与費等繰入金は、歳出の総務費に相当する額を繰り入れるものでございます。

節3助産費等繰入金は、出産育児一時金に充当するもので、40件分を計上しております。

12ページをお願いいたします。

節4財政安定化支援事業繰入金は、所得水準、病床数、高齢者の割合など、保険者の責めに帰さない事由による財政上の不均衡を是正するため繰り入れるもので、所要の地方財政措置が講じられております。

款7、項1、目1繰越金は、前年度からの繰越見込額を計上しております。

13ページをお願いいたします。

款9、項1、目1一般被保険者延滞金は、保険税滞納金分の延滞金で前年同額を計上しています。

14ページをお願いいたします。

款9、項3、目1一般被保険者第三者納付金と目2の退職被保険者等第三者納付金は、交通事故などの被害者に国保が給付を行った場合など、加害者が過失割合に応じて国保に償還する納付金でございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第43号、令和2年度大津町介護保険特別会計予算についてご説明をいたします。介護保険特別会計予算書をごらんいただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。

令和2年度大津町介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額はそれぞれ27億4千22万7千円と定め、また、一時借入金の最高額は1億円と定めております。

それでは、歳出、予算書16ページ、概要は61ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費は、介護保険事務に必要な会計年度職員報酬、または需用費が主なものでございます。

予算書17ページ下段をお願いいたします。

款1、項2、目1賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る事務経費が主なものでございます。

予算書18ページをお願いいたします。

款1、項3、目1介護認定審査会費は、介護認定支援システム機器借上料と菊池広域連合に設置しております、介護認定審査会の負担金が主な支出となります。

18ページ下段、19ページをお願いいたします。

款1、項3、目2認定調査等は、会計任用年度職員8人の報酬及び認定調査に係る主治医意見書に係る費用は主なものでございます。

予算書19ページ下段から20ページをお願いいたします。

款1、項4、目1計画作成等委員会費は、地域包括支援センター、地域密着型サービスに関する運営委員会等に要する報酬と、介護保険計画策定に係る委託料が主なものでございます。

20ページの節12委託料は、現在、第7期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画などに基づき、各種事業を行っておりますが、新年度において、令和3年度から3カ年の第8期介護保険事業計画策定に伴う業務委託料となります。

同じく、20ページの中段をお願いいたします。

款2、項1、目1介護サービス等諸費は、介護保険サービスの費用から利用者の自己負担1割から3割を除いた残りの介護給付費でございます。

予算書21ページをお願いいたします。

款2、項2、目1その他諸費は、介護保険サービス事業者が提出する介護給付費請求書の審査支払データ入力などに係る手数料でございます。

予算書21ページをお願いいたします。

款2、項3、目1高額介護サービス等費で節18負担金補助及び交付金の負担金分は、介護保険サービス利用者の支払額が一定の基準を超えた場合に、その超えた分の払い戻し分でございます。

予算書22ページをお願いいたします。

款2、項4、目1高額医療合算介護サービス等諸費の節19負担金補助及び交付金の負担金は、高額医療合算介護サービス給付負担金で、利用者が支払った医療と介護の負担額が一定の基準を超えた場合に、その超えた分の払い戻し分でございます。

予算書22ページ中段から23ページをお願いいたします。

款3、項1、目1介護予防生活支援サービス事業費で、主な支出は、介護予防事業に係る会計年度職員1人の人件費、または介護予防事業の訪問型サービス短期集中通所型介護予防、通所型サービス

の委託料及び負担金などがございます。昨年と比較しますと、委託料の中の訪問型サービス事業の高齢者ホームサポートの減額、また、介護予防事業の通所型サービス事業委託の見直しに伴い、減額となっております。

節18負担金補助及び交付金の負担金1介護予防生活支援サービス事業費は、要支援者チェックリスト該当者を対象とした、介護保険事業所による訪問介護、通所介護のサービスに係るものでございます。

予算書は23ページの中段をお願いいたします。

款3、項1、目2介護予防ケアマネジメント事業費で、主な支出は、介護予防日常生活支援総合事業のサービスを利用する事業対象者要支援1、2の人のケアプランの作成に係る委託料と負担金でございます。

予算書24ページをお願いいたします。

款3、項2、目1一般介護予防事業費で、主な支出は、委託料でございます。

節12委託料で、介護予防健診事業委託は、65歳到達時や高齢者医療受給者証を交付する前期高齢者の70歳、後期高齢者受給者証を交付する75歳の各説明会時に筋力測定や身体機能の測定を行い、節目の年の介護予防健診を実施するためのものでございます。介護予防型ミニデイ事業委託は、家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、地域の公民館などで健康チェックや介護予防体操、趣味、創作活動などの生きがいきりに参加する機会を提供するものでございます。通所型介護予防事業等委託、地域版でございます。高齢者を対象に町内で2、3カ所の地域の公民館などを利用して、週に1回の介護予防事業を6カ月継続して行う事業でございます。事業終了後は、地域での活動につながるような地域の人材育成などもあわせて行う介護予防の強化事業でございます。

予算書25ページをお願いいたします。

款3、項3、目1包括的支援事業費で、主な支出は、会計年度任用職員の人件費または地域包括支援センター運営管理費と各種委託料、派遣職員負担金が主なものでございます。

節1の報酬は、会計年度任用職員の報酬、在宅医療介護連携推進会議委員報酬に係るものでございます。

節3から節9の旅費までは、会計年度任用職員などの人件費及び会議の報酬費などに係るものでございます。

予算書の26ページをお願いいたします。

認知症初期集中支援推進事業でございます。すみません、2番目の介護予防プラン作成委託は、要支援1、2の介護計画プランの作成を居宅介護支援事業所に委託するものでございます。

節18負担金補助及び交付金で、負担金は1派遣職員負担金は、社会福祉士と主任介護支援専門員と生活支援コーディネーターの出向職員3人分でございます。ケアプラン計画相談や介護の生活相談及び権利擁護の業務等に当たっておられます。

予算書の26ページの下から27ページをお願いいたします。

款3、項3、目2任意事業費で、主な支出は、高齢者の在宅生活を支援するための食の自立支援事

業、ほっとライン体制整備事業などの委託料、扶助費が主なものでございます。

節12委託料で、食の自立支援事業委託は、調理の困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた給食を配達することで、食生活の改善と健康推進を図るとともに、配達ボランティアが手渡しで届けることによりまして、安否の確認を兼ねているところでございます。ほっとライン体制整備事業委託は、在宅の概ね65歳以上の居宅でひとり暮らしの高齢者などに緊急通報装置を貸与し、急病や災害などの緊急時に通報ボタンを押すと、緊急通報センターにつながり、消防車、協力員に連絡するなど、委託した警備会社が24時間365日体制で迅速かつ適切な対応を行うものでございます。

予算書の28ページをお願いいたします。

節19扶助費の家族介護用品支給事業は、高齢者を在宅で1カ月、20日以上介護している家族介護者に対し、介護用品を給付することにより、家族介護者を支援し、在宅福祉の増進に寄与するものでございます。

予算書の30ページをお願いいたします。

款6、項1、目1予備費で緊急的な支出に備えるものでございます。

歳出予算は以上でございます。

予算書の8ページをお願いいたします。

保険料でございます。款1、項1、目1第1号被保険者保険料の節1現年度分特別徴収保険料は、第1号被保険者65歳以上に係る保険料収入で、日本年金機構が年金により特別徴収として年金引き落としとなっております。

予算書の9ページをお願いいたします。

款3、項1、目1介護給付費負担金の節1の現年度分は、現年度分介護給付費負担金で、介護給付費の国負担分20%でございます。

款3、項2、目1調整交付金の節1現年度分調整交付金は、第1号保被験者の年齢、階級別分布状況や所得分布状況などを調整して、国から配分されるものでございます。

款3、項2、目2地域支援事業交付金の節1現年度分は、介護予防日常生活支援総合事業の国負担分20%の交付金でございます。

款3、項2、目3保険者機能強化推進交付金の節1保険者機能強化推進交付金は、平成30年度に創設された市町村の自立支援重度化防止などの取り組みを支援するために交付される補助金で、各種事業や取り組みを基に評価指数ごとの加点数×第1号被保険者数により算出した点数を基準として、全国の市町村に配分されるものでございます。

予算書の10ページをお願いいたします。

款4、項4、目1介護給付費交付金の節1現年度分は、支払基金交付金、2号被保険者分として社会保険診療支払い金からの交付金でございます。

款4、項1、目2地域支援事業交付金の節1現年度分は、社会保険診療報酬支払い基金が各医療保険者から徴収した介護給付費納付金を財源とする交付金でございます。

予算書の11ページをお願いいたします。

款5、項1、目1介護給付費負担金、節1現年度分は、介護給付費の県負担金分12.5%でございます。

款5、項2、目1地域支援事業交付金の節1現年度分は、介護予防日常生活支援総合事業の県負担分の12.5%でございます。

款6、項1、目1介護給付費繰入金の節1現年度分は、介護給付費の町負担分の12.5%でございます。

予算書の12ページをお願いいたします。

款6、項1、目2地域支援事業支援交付金の節1現年度分は、介護予防日常生活支援総合事業の町負担分12.5%分でございます。

款6、項1、目3低所得者保険料軽減負担金繰入金の節1現年度分は、政令の改正に伴うもので、保険料の第一段階から第三段階の低所得者の非課税世帯の負担軽減を図るものでございます。

款6、項1、目4その他一般会計繰入金の節1職員給与費等繰入金は、認定調査審査会、その他介護保険事業に係る事務費などでございます。

節2事務費繰入金は、認定調査審査会、その他介護保険事業に係る事務費などの繰入金でございます。

予算書の13ページをお願いいたします。

款8、項1、目1繰越金、節1繰越金2千万円は、前年度からの繰越見込額になります。

予算書の14ページをお願いいたします。

款9、項3、目1介護予防サービス計画費収入の節1介護予防サービス計画費収入は、要支援者に対するケアプラン作成収入でございます。

以上、介護特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第44号、令和2年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5千372万8千円としております。

それでは、まず、歳出について説明をいたします。

12ページをお願いをいたします。予算の概要は63ページになります。

款1、項1、目1一般管理費は、後期高齢者医療保険の市町村事務を行うための経費でございます。主なものは、節11役務費で、被保険者証を送付する簡易書留の郵便代などになります。

款1、項2、目1徴収費は、保険料の徴収事務に係る経費で、主なものは、節11役務費で、保険料決定通知書等の郵送料となります。

13ページをお願いいたします。

款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者が町に納付した保険料等を広域連合へ納付するものです。前年比2千626万1千円の増額となっておりますが、これは保険料率の改定と、被保険者数の増加に伴うものでございます。

予算書13ページから14ページにかけてになりますが、款3、項1、目1健康診査費の主なものは、14ページの節12委託料で、基本健診及び人間ドックの委託料になります。

目2の鍼灸施術費は、鍼灸施術費用の一部を助成する経費でございます。

15ページをお願いいたします。

款4、項1、目1保険料還付金は、過年度分の保険料払戻金でございます。過年度の申告・死亡に伴う手続きなどにより発生する還付金でございます。

款5、項1、目1予備費として、90万1千円を計上しております。

続いて、歳入を説明いたします。

予算書の7ページをお願いいたします。

款1、項1、目1特別徴収保険料及び目2の普通徴収保険料は、年金天引きとなる特別徴収対象者を令和元年度の実績から全体の52.3%、また、目2の普通徴収保険料を全体の47.7%と見込み、大津町における後期高齢者の保険料を2億5千814万円と計上しております。前年度に対し、2千218万3千円の増額となっております。保険料の率の改定と被保険者の増加によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

款4、項1、目1事務費繰入金は、一般管理費のほか保険料の徴収に係る事務費等を一般会計から繰り入れるものでございます。

目2保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減相当額を一般会計から、県負担分4分の3、町負担分4分の1を加えて繰り入れるものでございます。

目3保険事業等繰入金の節1鍼灸施術補助繰入金は、町の単独事業で鍼灸施術補助を行うため、一般会計から繰り入れるものでございます。

節2人間ドック補助繰入金は、人間ドックの受診費用を補助するために一般会計から繰り入れるものでございます。

9ページをお願いいたします。

款5、項1、目1繰越金は、令和元年度の決算見込みにより計上をしております。

10ページをお願いいたします。

款6、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、広域連合が実施主体の健康診査を町が受託実施する委託料でございます。

款6、項5、目3雑入は、後期高齢者広域連合から受け入れる人間ドックの助成費用となります。

説明は以上となります。よろしくお願いをいたします。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 議案第42号、令和2年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算についてご説明いたします。

議案集は92ページ、予算書の概要は59ページをお願いいたします。

予算書は特別会計の2つ目となっております。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第1条、既定の歳入歳出予算の総額は4千332万8千円と定めております。

歳入からご説明を申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。

款1、項1、目1、節1市町村負担金は、大規模林道菊池人吉線事業の賦課金で、菊池市、合志市、菊陽町、南阿蘇村の関係市町村負担金となっております。

款2、項1、目1、節1財産収入は、無線基地局として携帯電話会社へ敷地を貸し付ける敷地の貸付料ほかです。

款3、項1、目1、節1一般会計繰入金は、大規模林道菊池人吉線事業賦課金の大津町分となっております。

予算書の8ページをお願いいたします。

款4、項1、目1、節1前年度繰越金となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

予算書の9ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費です。財源の説明を申し上げます。その他の153万7千円につきましては、市町村負担金94万2千円と財産収入1万3千円、一般会計繰入金58万2千円です。

節10需用費から節15の原材料費につきましては、事業に係ります消耗品、刈り払い等に係ります作業員の手数料、重機借上料、作業道補修の砕石等となっております。

節18負担金、補助金及び交付金、補助金番号1番大規模林道事業賦課金につきましては、大規模林道菊池人吉線に係る事業の受益者負担金です。

節27繰出金は、分取契約に基づき真木団地において県が伐採した伐採後の植栽・下刈り等の施業に係る一般会計繰出金となっております。一般会計の町有林保育事業等委託の中で実施しており、令和2年度の主な事業としましては、下刈り60.14ヘクタール、植栽6ヘクタールを計画しておるところでございます。

予算書の10ページをお願いいたします。

款1、項1、目1は予備費となっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 議案第45号、令和2年度大津町工業用水道事業会計についてご説明いたします。

予算の概要は64ページからお願いします。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

工業用水道事業は、地方公営企業法に基づく事業として、平成2年から中核工業団地内の企業に給水を行っております。

第2条の業務の予定量ですが、給水先事業所は6事業所で、日量3千トンの給水量を予定しており

ます。

第3条の収益的収入及び支出ですが、事業収益が6千349万2千円、事業費が7千984万円を予定しております。

第4条の資本的収入及び支出ですが、収入はありません。

2ページをお願いいたします。

資本的支出ですが、第2項企業債償還金の31万1千円は、減債積立金から支出します。

第5条で、経費の流用に関する議会の議決事項として、職員給与費等で1千103万7千円を予定しています。

第6条で、利益剰余金の処分として、減債積立金を予定しております。

次に、説明書の1から2ページをお願いいたします。

予算の実施計画ですが、収益的収入及び支出の収入のうち、主なものは、営業収益6千170万6千円です。

支出の項1 営業費用7千428万7千円のうち、原水費は、ポンプ電気代、修繕費等で、総係費は職員の人件費、負担金、使用料、管理保守委託費等です。

項2 営業外費用の255万3千円は、企業債の利息及び消費税で、予備費は300万円で不測の費用への対応を予定しております。

資本的収入及び支出の収入はありません。

支出の企業債償還金の31万1千円は、企業債の元金の償還額であります。

3ページをお願いいたします。

予定キャッシュフロー計算書ですが、受け入れ額を484万6千242円、支出を8千459万3千円と31万181円の計8千481万3千181円としております。

令和2年度は第4水源地施設整備工事に係る未払金を支払うこととしているため、7千996万6千939円の資金減となる見込みです。なお、令和2年度末での企業債残高は、250万188円となります。

4ページから7ページまでは、職員1人及び会計年度任用職員1人分の給与費明細となっております。

8ページをお願いいたします。

令和2年度の予定貸借対照表ですが、有形固定資産合計を3億8千600万1千695円、流動資産合計を8千460万8千747円、資産合計4億7千61万442円です。

9ページをお願いいたします。

固定負債合計を565万1千875円、流動負債合計を562万5千982円、繰延収益合計を5千192万8千672円とし、負債、資本合計で4億7千61万442円を予定しております。

10ページ、11ページをお願いいたします。

重要な会計事項を注記しております。

固定資産の減価償却の方法、引当金の計上方法、消費税の会計処理、引当金の取り崩しを記載して

おります。

12ページをお願いします。

令和元年度の予定損益ですが、営業収益6千58万2千円、営業外収益153万4千円、営業費用5千711万1千812円、営業外費用5万7千円で令和元年度の純利益は494万7千188円を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第46号、令和2年度大津町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算の概要は65ページからお願いいたします。予算書は1ページをお願いいたします。

公共下水道事業は、令和2年度より地方公営企業法を一部適用し、公営企業会計に移行します。

第2条の業務の予定量ですが、水洗化戸数は9千900戸、年間有収水量は356万470立方メートル、1日平均処理水量は9千755立方メートルを予定しています。主な建設改良費は、公共下水道施設整備費で4億2千563万6千円を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出ですが、事業収益が7億2千221万3千円、事業費が8億1千137万6千円を予定しております。

第4条の資本的収入及び支出ですが、収入が5億6千379万2千円を予定しております。

2ページをお願いします。

支出が7億3千459万8千円を予定しております。1ページに戻りまして、不足する額1億7千80万6千円については、引継金250万円と、損益勘定保留資金1億6千830万6千円により補てんいたします。

再度2ページをお願いいたします。

第4条の2特例的収入及び支出ですが、特別会計時の未収金、未払金を特例的に計上するもので、移行初年度限りの項目になります。未収金を3千167万2千円、未払金を4千803万6千円予定しております。

第5条で、債務負担行為を定めております。事項1水洗化改造資金の融資斡旋をするにあたり、金融機関が融資した資金の損失補償をするもので、事項の融資枠は水洗化改造資金1件で50万円です。期間、限度額につきましては、記載のとおりです。

大津町浄化センター水処理施設増設工事業委託につきましては、浄化センターの反応タンク、最終沈殿池、電気棟の増設を委託して行うもので、期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額は6億4千500万円になります。

大津町浄化センター改築工事業委託につきましては、汚泥処理施設の改築を委託して行うもので、期間は令和3年度、限度額は6千万円になります。

3ページをお願いいたします。

第6条で、企業債を定めております。起債の目的1、公共下水道事業債の限度額を1億5千680万円、2、公共下水道事業債（特別措置分）を1千920万円、3、公営企業等災害復旧事業債を5千720万円に定めるものです。

第7条で、一時借入金の借り入れ限度額を5億円と定めております。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、営業費用と営業外費用の間の流用としております。

第9条で、経費の流用に関する議会の議決事項として、職員給与費等で3千529万4千円を予定しております。

第10条で、他会計からの補助金として一般会計からの補助金8千735万9千円を予定しております。

次に、説明書の1ページをお願いいたします。

予算の実施計画ですが、まず収益的収入及び支出になります。

項1 営業収益4億4千353万7千円のうち、主なものは、公共下水道使用料です。

項2 営業外収益2億7千867万6千円のうち、主なものは、人件費、起債償還利子に充てる一般会計からの補助金と長期前受金戻入になります。

支出の項1 営業費用7億4千760万6千円のうち、主なものは、管路や汚水中継ポンプ場、浄化センター等、各施設の維持管理に関する経費、維持管理業務を行う職員の人件費、減価償却費などになります。

項2 営業外費用5千262万4千円のうち、主なものは、企業債の支払利息です。

項3 特別損失864万6千円は、令和元年度に係る期末勤勉手当などを計上したものです。

項4 予備費は250万円で、不測の費用への対応を予定しております。

2ページをお願いいたします。

続いて、資本的収入及び支出です。

項1 企業債は2億3千320万円になります。

項2 出資金1億4千52万8千円は、一般会計からの出資金で企業債元金償還相当額を入れるものです。

項3 補助金1億8千11万4千円のうち、国庫補助金は下水道事業に対する社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金です。他会計からの補助金は一般会計からの補助金で、建設に関する業務を行う職員の人件費に繰り入れるものです。

項4 負担金及び分担金995万円は、公共下水道受益者負担金になります。

続いて、支出になります。

項1 建設改良費7億3千459万8千円は、建設、改築等に係る経費を計上したもので、職員の人件費、測量設計等業務委託、工事請負費等になります。

項3 企業債償還金3億626万9千円、項4 国庫補助金返還金19万3千円になります。

項6 予備費として250万円を計上しております。

3ページをお願いいたします。

予定キャッシュフロー計算書です。資金の期首残高は、令和2年4月1日時点で3千833万9千382円、令和3年3月31日時点の残高は2千792万6千752円になると予定しております。

4ページから7ページまでは、職員5人と会計年度任用職員1人の給与費明細です。

8ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書になります。特別会計で計上しました債務負担行為は、そのまま公営企業会計に引き継がれることになります。

9ページをお願いします。

令和2年度の予定貸借対照表です。固定資産合計115億8千705万5千508円のうち、有形固定資産は、浄化センター中継ポンプ場、管渠等の土地、建物、構築物になります。流動資産合計は5千487万3千657円で、資産合計116億4千192万9千165円となります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

固定負債合計33億192万7千559円、流動負債合計3億3千932万3千620円になります。繰延収益合計は、50億8千981万6千657円は、国庫補助金等の長期前受金で、負債合計は87億3千106万7千836円になります。

資本金合計は28億2千553万7千197円で、余剰金は資本剰余金が1億8千834万8千529円、未処理欠損金が1億302万4千397円で、合計8千532万4千132円になります。資本合計が29億1千86万1千329円、負債、資本合計で116億4千192万9千165円を予定しております。

12ページをお願いいたします。

予定開始貸借対照表は、令和2年4月1日時点を示したもので、企業会計移行初年度のみの記載事項になります。

14ページをお願いいたします。

注記として重要な会計事項、セグメントの概要を記載しております。重要な会計事項は、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上方法、消費税等の会計処理について記載しております。セグメントの概要は、公共下水道事業が単一セグメントであることについて記載したものです。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第47号、令和2年度大津町農業集落排水事業会計予算についてご説明いたします。

予算の概要は67ページをお願いいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

農業集落排水事業についても、令和2年度より地方公営企業法を一部適用し、公営企業会計に移行します。

第2条の業務の予定量ですが、水洗化戸数は951戸、年間有収水量は17万9千60立方メートル、一日平均処理水量は491立方メートルを予定しています。

第3条の収益的収入及び支出ですが、事業収益が1億1千790万1千円、事業費が1億6千782万9千円を予定しています。

第4条の資本的収入及び支出ですが、収入が6千992万5千円、支出が7千238万7千円を予定しています。不足する246万2千円については、引継金により補てんいたします。

2ページをお願いいたします。

第4条の2、特例的収入及び支出ですが、特別会計時の未収金、未払金を特例的に計上するもので、移行初年度限りの項目になります。未収金を451万円、未払金を455万1千円予定しています。

第5条で、一時借入金の借り入れ限度額を6千万円と定めております。

第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、営業費用と営業外費用の間の流用としております。

第7条で、経費の流用に関する議会の議決事項として、職員給与費等で464万8千円を予定しています。

第8条で、他会計からの補助金として一般会計からの補助金3千945万3千円を予定しています。

次に、説明書の1から2ページをお願いいたします。

予算の実施計画ですが、収益的収入及び支出です。収入のうち、項1営業収益3千万5千円は、主に農業集落排水施設使用料を見込んでおります。

項2営業外収益8千789万6千円のうち、主なものは、人件費、維持管理費等に充てる一般会計からの補助金と、長期前受金の戻入になります。

支出の項1営業費用1億3千814万7千円は、管路や矢護川・杉水・錦野浄化センター等の維持管理に関する経費、職員人件費、減価償却費などを計上しております。

項2営業外費用2千607万円は、企業債利息、一時借入金利子などになります。

項3特別損失111万2千円は、令和元年度に係る期末勤勉手当などを計上したものです。

項4予備費は250万円で、不測の費用への対応を予定しております。

続いて、資本的収入及び支出です。

資本的収入のうち、項2出資金6千986万5千円は、一般会計からの出資金で企業債元金償還等総額を受け入れるものです。

項4負担金及び分担金は、農業集落排水事業分担金です。

支出のうち、項1建設改良費は、農業集落排水事業基金積立金です。

項3企業債償還金は、企業債の元金の定時償還です。

項6予備費として250万円を計上しております。

3ページをお願いいたします。

予定キャッシュフローの計算書です。資金の期首残高は、令和2年4月1日時点で1千416万8千221円、令和3年3月31日時点の残高は1千301万5千18円になる見込みです。

4ページから7ページまでは、職員1人分の給与費明細です。今まで農業集落排水特別会計には、職員の計上がありませんでしたが、企業会計移行に伴い、経費を適正に把握するために1人分を計上したものです。

8ページをお願いします。

令和2年度の予定貸借対照表です。固定資産合計30億4千444万1千566円のうち、有形固定資産は錦野・杉水・矢護川浄化センターや管路等の土地、建物、構築物などになります。流動資産合計が1千601万5千23円で、資産合計は30億6千45万6千589円となります。

9ページ、10ページをお願いいたします。

固定負債合計を12億1千764万4千335円、流動負債合計を7千244万1千845円、繰延収益合計を14億9千217万7千786円として、負債合計は27億8千226万3千966円になります。

資本金合計は3億645万8千566円、剰余金合計は2千826万5千943円で、資本合計が2億7千819万2千623円、負債、資本合計で30億6千45万6千589円となります。

11ページをお願いします。

予定開始貸借対照表は令和2年4月1日時点を示したもので、企業会計移行初年度のみの記載事項になります。

13ページをお願いいたします。

注記として重要な会計事項、セグメントの概要を記載しております。重要な会計事項は、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上方法、消費税等の会計処理について記載しております。セグメントの概要は、農業集落排水事業が単一セグメントであることについて記載したものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後3時26分 散会

本 会 議

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

# 令和2年第1回大津町議会定例会会議録

令和2年第1回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第2日)

令和2年3月6日(金曜日)

出席議員	1 番 三 宮 美 香      3 番 山 本 富 二 夫      4 番 金 田 英 樹 5 番 豊 瀬 和 久      6 番 佐 藤 真 二      7 番 本 田 省 生 8 番 府 内 隆 博      9 番 源 川 貞 夫      10 番 大 塚 龍 一 郎 11 番 坂 本 典 光      12 番 手 嶋 靖 隆      13 番 永 田 和 彦 14 番 津 田 桂 伸      15 番 荒 木 俊 彦      16 番 桐 原 則 雄
欠席議員	2 番 山 部 良 二
職務のため出席した事務局職員	局 長 矢 野 好 一 書 記 府 内 淳 貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲      総務部総務課主幹兼行政係長 伊 東 正 道 副 町 長 田 中 令 児      総 務 部 本 司 貴 大 総 務 部 長 藤 本 聖 二      財 政 課 財 政 係 長 住 民 福 祉 部 長 豊 住 浩 行      教 育 長 吉 良 智 恵 美 経 済 部 長 田 上 克 也      教 育 部 長 市 原 紀 幸 土 木 部 長 村 山 龍 一      教 育 部 次 長 野 村 宗 生 併任工業用水道課長      農 業 委 員 会 事 務 局 長 荒 牧 修 二 総 務 部 総 務 課 長 坂 本 光 成 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 総 務 部 財 政 課 長 白 石 浩 範 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 坂 本 一 正

議 事 日 程 (第2号) 令和2年3月6日 (金) 午前10時 開会  
開議

日程第1	議案質疑	
	議案第 1号	質 疑
	議案第 2号	質 疑
	議案第 3号	質 疑
	議案第 4号	質 疑
	議案第 5号	質 疑
	議案第 6号	質 疑
	議案第 7号から議案第 9号まで	一括質疑
	討論、表決	
	議案第10号から議案第12号まで	一括質疑
	議案第13号から議案第14号まで	一括質疑
	議案第15号	質 疑
	議案第16号から議案第17号まで	一括質疑
	議案第18号	質 疑
	議案第19号から議案第21号まで	一括質疑
	議案第22号から議案第24号まで	一括質疑
	議案第25号から議案第26号まで	一括質疑
	議案第27号から議案第28号まで	一括質疑
	議案第29号から議案第31号まで	一括質疑
	議案第32号から議案第34号まで	一括質疑
	議案第35号から議案第36号まで	一括質疑
	議案第37号	質 疑
	議案第38号から議案第39号まで	一括質疑
	議案第40号	質 疑
	議案第41号	質 疑
	議案第42号	質 疑
	議案第43号	質 疑
	議案第44号	質 疑
	議案第45号	質 疑
	議案第46号	質 疑
	議案第47号	質 疑
日程第2	委員会付託	

議案第10号から議案第47号まで

午前10時00分 開会

開議

○議長（桐原則雄君） これから、本日の会議を開きます。

なお、山部良二君より欠席の届け出がっておりますので、報告します。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

日程第1 議案質疑

○議長（桐原則雄君） 日程第1 議案質疑を行います。

お諮りします。

議案第1号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第9号、令和元年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの9件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第9号までの9件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

まず、議案第1号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号を議題とします。質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） では、議案第2号、一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。

こちら3点あります。まず1点目が概要資料のほうで24ページ、土木部関連になります。こちら昭和園遊具に関するもので、小項目として3点あるんですけども、まず1点目が、この場所が上にも下にも広場的なものがありますけども、どちらにどういった形状のものを設置する予定なのか伺いたいと思います。

2つ目が防犯カメラの話が以前から出ていますけども、そちらの準備、検討状況のほうをお伝えいただきたいと思います。

3つ目が、こちら一般質問でさせていただきましたけども、そもそも昭和園を全体計画どうしていくかというビジョンですね、そちらのところを検討進んでいる部分があれば伺いたいと思います。

続きまして、2つ目の質問で、こちら概要5ページ、総務部関係になります。今回、消防指令車の

購入という項目がありまして、部長からの説明の中で、資機材車を廃止して、修理するはずだった保険金のほうで指令車を購入するという説明だったかと思いますが、こちらそもそも資機材車と指令車、役割が違うと思いますので、そちらどういった整理を行っているのか伺いたいと思います。

3点目が概要6ページ、こちらも総務部関連ですけども、ふるさと納税に関する減額で、寄付件数の減収幅がどのくらいあったのか。そちらが一つ目と。

もう一つが、その要因分析と今後の対応ですね。そちらについて3点伺いたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） おはようございます。金田議員の質疑にお答えします。

まず一つ目は、昭和園の場所の広場ということで、形状が上と下とありますが、そういった状況をどうするかということと、2つ目が防犯カメラの状況、昭和園ということと。それと3つ目が昭和園のビジョンということで質疑をいただいたかと思います。

まず、一つ目の昭和園の複合遊具についてお答えいたします。

昭和園の複合遊具の更新内容については、昭和園のあけぼの団地側にある児童公園に砂場が一つ、ステップ1カ所、リング遊具1カ所、複合遊具1カ所、アニマルプレーが5基あります。それと北側駐車場の東側芝生広場のほうに二方向滑り台1基を更新する計画としております。現在のところ、上のほうに1カ所、下に5カ所ありますが、こちらのほうの更新工事ということで計画をしております。新たな遊具については、保育関係者、学校関係者の意見を伺いながら、どういった形式にしたがいいとか、どういった遊具にしたがいいかについては研究しながら進めていきたいと思っております。

2つ目の防犯カメラの状況ですが、現在、昭和園数カ所に、昭和園とほかに自動販売機を設置しております。そちらの収入を充てて、総務課のほうで今回防犯カメラのほうを昭和園に新年度設置する予定になっております。

3つ目の昭和園のビジョンですが、昭和園について、大津町の都市計画事業の都市公園として国の補助を受けて昭和園はつくられております。当初は日本一のつつじの里づくりの本拠地として、また、近隣に住居する町民の方のもとより、全町民の方が日常レクリエーションの利用できる施設ということで、大津町のコミュニティの場所として公園が当初は設置されております。子どもからお年寄りまで楽しめるように当初は建設された公園でございます。時代の流れもありますので、今後は、先ほどの遊具を含めたところで、広く住民の方が楽しめるような公園と、以前からありますつつじの里づくりの公園は生かしながら公園整備を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。総務課に2点ご質問があったかと思いますが。

まず1点目ですが、消防の資機材車の関係で、指令車を更新するんだけど、役割分担も含めてどうかというようなご質問だと思います。

平成24年のときに大水害で北部・南部を中心に大きな被害が出まして、その辺を踏まえまして、25年にですね、資機材車を入れてやっております。実は、その後ですね、救助キットと学習キッ

トを兼ねたハイエースの車があるんですが、そちらのほうは平成28年度に宝くじ事業で導入しております。今回、その中で平成25年に導入した資機材車が、説明をさせていただきましたように、事故で修理をしなければならないか、廃車にするかということで、修理代も含めてですね、約450万円程度要するというので、その中で、全体的に今後の消防車両をどういうふうな形で整理するかというのをやっております。基本的には、今までの資機材車に載っていたものについては、先ほど申し上げました、平成28年度のハイエースの車のほうに載せることはできますので、そちらのほうで代替できるのかなど。そして、今は特に指令車のほうはですね、当然、災害時に、緊急時に初動で出ていきますけれども、それが平成7年度にもう購入しまして、かなり老朽化しているということで、そちらのほうの更新もしないといけないということですので、指令車としての機能も充実を図るためにも、今回、その保険金を活用する形でやっていきたいと。そして、資機材車の機能については、当然、平成28年に入りましたハイエースの学習キット、それから救助キットがありますので、そちらのほうに載せ変えてですね、資機材車としての機能は働かせて、消防力の低下にならないような形でやっていきたいというふうには思っております。

それから、2点目のふるさと納税の件ですけれども、減少した原因と要因はということのお話だと思います。近年のですね、寄附の件数を見ますと、熊本地震前がですね、平成28年が約450件の寄附です。それから、熊本地震29、30になりましたら、29が1千600件、寄附件数がですね。平成30年が3千400件ということで伸びておったんですけども、今回は、平成31年度の見込みとしましては、30年度の半分の約1千700件ということで見込んでおります。同様に、当然寄附額もですね、半分近い金額になるのかなということで、これ新聞でもですね、ふるさと納税についてのいろんな規制等も変わっておりますので、その中で、今まで、いわゆる大津の地元産品を返礼として出していたんですけども、自治体以外でも県内ですね、産品を出せばそれは返礼として認めますよという話があったもんですから、特にうちのほうのですね、寄附の中身を見ますと、結構、肉、馬刺しの要望が多くてですね、その影響もあってか、馬刺しを返礼として申し込まれた方の人数が極端に減っていると。要するに、大津町内ということでなくて、各自治体、自治体のある県内で調達できるものとなったもんですから、そういった形になっておりますので、今後含めましては、その辺のPRのやり方というのももう一つありますけど、あと一つはですね、いろんなその情報の提供のやり方として、サイトがあるんですけど、今2つのサイトを使ってやっております。他の自治体ではいろんなサイトにですね、申し込んで、当然経費負担は要りますので、やっているところもありますので、当然、その辺は経費負担も考える中でサイトについては増やした方がいいかどうかも含めてですね、やっていきたいというふうには思っております。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

それぞれなんですけど、まず、公園、遊具に関するもので、全体計画の話をしましたけども、先日は、木を切ってもらってかなり見通しもよくなって、特に若い方からは見通しもよくなって、好意的な声もあったんですけど、一方で、グラウンドゴルフする高齢者の方からは、切ってくれたおかげで

日影がなくなって、ちょっと困ったところもあるというお話もありまして、やはりそれぞれ思いが異なるんですね。子どもたちの安全性もありますし、やはりここは何かゾーニングみたいな形しながら考えるだとか、あるいは、こういった思想観でこういうやり方をやっていますというところをしっかりと伝えていかないと、まあ個別の当事者からみると場当たりの見えてしまうところもあるので、そうならないようにぜひやっていただきたいなと思ったところですので、ちょっとゾーニングの考えについてちょっと伺いたいと思います。

2つ目が消防指令車の件なんですけども、こちら先ほど資機材だとか、車両等の全般的な計画見直しという話がありました。昨日ちょうど通りがけ見て行ったんですけど、ポンプ車とかも古くなっておりまして、それ以外のところをどのように考えられるかというところを、まあ決まっている段取りの部分でいいので教えていただければと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 金田議員さんの再度の質疑にお答えいたします。

昭和園のゾーニングと木を切るなどのやっていることについて正確に伝えていったらいいかという質問だったかと思います。

昭和園のゾーニングについては、以前のゾーニングについては、児童広場だったり、世界のつつじだったり、逆にテニスコートだったり、パーゴラがあったり、多目的な広場ということで、野外ステージなどいろいろなゾーニングをされておりました。ゾーニングについては、今のところ、以前のゾーニングを生かしながら時代にあわせたゾーニングを再度研究しながら考えていかなければならないなと思っております。

それと、先ほどおっしゃいました、今回は思い切って木を切ったり、高木を伐採したりしております。こちらについては、昭和園について高木が大きくなった関係か、つつじの咲が若干悪くなったと思っておりますので、つつじに陽が当たるように高木を切ったところでごさいます、先ほどおっしゃいましたとおり、散歩される方は日影がちょっと少なくなったなということでおっしゃいましたので、目的、どんな目的で木を伐採することやら、そういったことを伝えながら、今後公園管理を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 全体的には消防車両の今後の計画の話だと思いますけれども、まず、資機材車等については、先ほどの話の中でハイエースの車がある中で、あれ緊急車両ですので、そちらのほうである程度の代替はできるかと思っております。そして、当然、指令車については、20年以上経つてますので、これを機にですね、更新をして、初動体制をですね、しっかりと整えていきたいと思っております。

それとポンプ車の話も出ましたけれども、本部のほうもですね、小型積載車は当然持っておりますし、ポンプ車につきましては、常備消防のほうでもある程度対応はできておりますので、今後、ポン

ブ車については、ポンプ車というか、積載車のほうがありますので、そちらをですね、整備しておりますので、ポンプ車については十分検討していきたいというふうに思っております。

○4番（金田英樹君） 終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 私もふるさと納税について、今質疑しようと思ってたんですけども、金田議員のほうから出ましたから大体中は同じだったんですけども、ちょっとそれから先言いますと、市町村の特産品がですね、対象がその県全体に広がったということで、大津は馬刺しで売ってたけども、そのほかの市町村も馬刺しを出すようになったから減ったんだというふうなことだったと思うんですけども、その場合ですね、町のほうでですね、これからこれを増やす努力したとしたらどういうことが考えられるか。県全体に広がったということであるならば、大津町もじゃあその違う方向で肥後の赤牛とか、有明海のマダイとか、こういうこともできるのかなと思うんですけども、その辺どうかということですね。

それからですね、補正予算書の13ページの個人町民税についてです。

31年当初予算書によれば、本年度は14億9千万円が見込まれております。前年度、30年度が13億4千万円ですから、前年度より1億5千万円多く予定されております。そして、今度また補正で8千500万円の追加補正ということになりますが、単純にその要因というのは、人口の増というふうに考えていいのでしょうか。

この辺ですね、あと計算式というのをどういうふうに計算されているのか。予想された人口に対して、何か係数を掛けていくのか。その辺、ちょっと詳しく答弁していただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） ご質問が2点あったかと思えます。1点目がですね、ふるさと納税についてのお尋ねで、今まで自治体、各自治体の中での返礼品が県内に拡大されたので、他のですね、品物を取り扱ったらいいんじゃないかという話ですけど、収入を上げるためにはいろんな方策が考えられると思えますけども、まずは地域経済の活性化と、地元産のPRというようなことを考えますと、やはりまずは地元産で、今30品ほど出しておりますので、さらに地元で皆さん方にPRできるものがないかどうかをですね、もう少し精査をしていきたいというふうに思っております。

それから、税収の伸びの件ですけれども、個人住民税の件については、熊本地震関係で雑損控除とか、そういった形で落ち込んだというところもあるかと思えます。ただ、一方でおっしゃいますように、人口の伸びが増えてきていると、そういった要因もありますし、あるいは経済の動向あたりでもですね、随分そういった税収については大きく変わってきますので、そういった要因もあるかと思えます。また、税収という形では、徴収という形でもですね、今結構滞納対策についてもしっかり力を入れてやっておりますので、その辺も税収増にですね、伸びている要因ではないかなというふうに思っております。

計算式ということでどういった予算措置をしてるかということをおっしゃいましたけども、今申し

上げたような要因を含める中で、人口増であったり、伸び率であったりとか、経済動向であったりとかですね、そういったことを踏まえる中で、そのとき、そのときですね、予算措置をしているところでございます。

○議 長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 今その計算式といいますか、その辺については、その各担当者のほうで、いわゆる概算でグラフを見て、グラフの伸びから大体こんなもんだろうということで見込額を決めるということよろしいですか。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 予算を計上するにあたりましては、今後の人口の伸びであったりとか、昨年からの経済動向による伸び率だったりとかですね、そういったところも踏まえまして予算措置をしているところでございます。

○11番（坂本典光君） 終わります。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 24ページの農林水産業費県補助金が1億6千万円が6千万円増えて2億2千万円になっております。その中で、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金というのが4千700万円ほどありますけども、もう少し具体的にこの部分はどのようなのでこんなに金額増えたかをお聞きしたいです。

○議 長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 山本議員のご質問についてお答えいたします。

6次産業化市場規模拡大対策整備交付金につきましては4千723万8千円の増額補正をさせていただいております。この事業は、国の経済対策の事業になります。農林水産物の食品の輸出に関する法律に基づきまして、農林水産物の食品の輸出拡大を図るため、5つの事業が用意されております。その5つのうちの3番目の事業に該当する事業でございまして、その3番目に詳細には3つに分かれておりますけども、その中の一つで、輸出向け施設、これハード整備になります。を行うものでございます。国全体では、補正予算額として323億円が計上されているところでございます。今回の事業費としましては、1億400万円程度の事業費を見込んでおります。うち県を経由します県補助金が2分の1以内ということになっております。町の上乗せはございませんので、このまま事業所に補助金として支出をするものでございます。事業実施主体につきましては、乾燥野菜の異物対策の改良工事としまして、異物対策を感知する機器のほか、粉末の充填機ですとか、粉碎機、マイクロ波の減圧器、圧力を下げる機械ですとか、そのようなものの整備を計画しているところでございます。

以上でございます。

○3番（山本富二夫君） はい、わかりました。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 大きく4点質疑をいたします。

まず一つがですね、復興基金の創意工夫分に関する点です。今回、主に64ページということになりますか、主にであってですね、いろんな分野に割り当てられておりまして、当初予算で2千100万円、12月の補正で1千40万円の追加がありまして、減額としては3千140万円になっておりますけれども、そこから今回、創意工夫分としては1千97万円が減額されるというような流れになっています。そうしましたときに、じゃあどこが減額されたのかなというふうにちょっと見てみましたところ、一つは、その公営住宅の、災害公営住宅の見守り支援事業というのが国費補助になったということで470万円抜けたというのは、これはわかります。ただ、ほかの大きな項目見ますと、住宅修理の利子助成事業ですね、それから、合併処理浄化槽の設置補助金、このあたりが大きな減額になっています。ほかの項目というのは、災害用の備蓄食糧の購入であったり、公園の補修であったりですね、つまり町が主体的にやっつけける分についてはですね、きちんと執行ができていますけれども、住民からの申請を受け付ける、申出を受け付けるというようなその成り立ちのものについてはなかなか執行が進んでいないというのがありまして、そうしたときに、そのお知らせというのは十分にできていたのだろうか。あるいは、R2にも同じような項目が出てきておりますので、R2にはうまくやれるというようなものだろうかということですね、お尋ねしたいというのがまず1点です。

それから、これ所管分ですけれども、質疑でございますので申し上げます。大津小学校のですね、児童保育の建設というのがありました。これについては3月の、昨年3月ですね、当初の段階で1億2千万円の予算が組まれておりまして、かなりこれちょっと高すぎるんじゃないか、大きすぎるんじゃないかというような話を随分したところなんです。その中で、結果としてみますと1千500万円程度の今回減額が出ております。ああ入札が安かったのかなと思って確認すると、予定価格そのものが安かったんですね。そうすると、最初の1億2千万円と予定価格で提示されておりました、1億600万円程度、この差というのは一体何だったんだろうかということですね、ご説明をいただければと思います。

それから、次に、待機児童対策の中でですね、予算書でいうと61ページ、説明書で36ページですね。これも同様ですね、今、その待機児童対策というのは、すみません、子ども・子育て支援の事業計画というのが練られておりまして、その中で待機児童対策というのは非常に大きな課題になっていると。その中で一番重要なものは、保育士を確保することだということになっております。その保育士を確保するための保育士のモチベーションを上げるようなですね、対策、施策であったというふうに受け止めていたところなんです。ところがこれがですね、平成30年度には非常に執行率が悪かったんですね。そこで、同じように昨年3月の当初の段階で、これ今年は大丈夫ですかということで確認をしました。そしたら、今年、その前年のやり方と違ってきちんと施設に説明もできております。しかも、施設からの申請に基づいて算定しておりますということで、大丈夫ですというような返事をいただいていたんですね。それが、実際、ふたを開けてみるとこのような減額になっているということで、つまり、保育士の確保というのがうまくいったんだろうかということがですね、非常に疑問に思えるわけです。決算なのかという話もあると思うんですけれども、次のR2に関わってきますので、

ここでお尋ねしたいなと思います。

それから、最後に、全協でもお尋ねしました。公立学校情報通信ネットワークの環境整備、いわゆるギガスクールという話ですけれども、全協のほうでたいぶですね、これがローカル5Gを使うことでメリットがあるんじゃないかということで、ぜひ使っていただければなというような考えを述べさせていただいたんですが、それは標準のメニューにはないよということで言われたので、そうではないというところはもう一度ですね、申し上げたいと思います。

ギガスクールの標準仕様というのがありまして、その標準仕様はですね、確かに全協で言われたとおり、カテゴリ6aというやり方ですね、になっているんです。ところが、そのほかにですね、その小中連携という枠の中でギガスクールを進める場合というのがパターンとしてあって、総務省が示している中では、ローカル5Gきちんと使ってもいいですよ、そういうモデルをやりましょうねというような提案が総務省のほうからなされております。それを受けることができなかったのかなと、それを踏まえた設計というのは考えることができないのかと、ローカル5G使うメリットというのはもう全協で申し上げたとおりたくさんありますので、ぜひもう一度ご再考願えればなというところで質疑をしたいと思います。

以上、4点お願いします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 佐藤議員さんの質疑に対して、合併処理浄化槽の件で補正の内容について、まずご説明したいと思います。

合併処理浄化槽の補助金でございますが、当初は、合併処理浄化槽全体で31基を計画しておりました。実績としては16基ということで、601万6千円を減額して531万6千円の予算になっております。その中で、基金対応の当初予定では、基金対応になりますと、合併処理浄化槽は下水道区域内での災害対応に対して基金として使わせていただいております。当初は、5人槽が7基、7人槽が2基ということで予算を計上しております。その後、実績といたしましては、復興基金分が5人槽が2基ということで変更させていただいております。復旧が進むにつれて、毎年、合併処理浄化槽の申請は減っておるような状況ですが、広報当たりを通じて、年に1回は広報していたかと思いますが、今後、最終的に町民の方にお知らせしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午前10時31分 休憩

△

午前10時33分 再開

○議長（桐原則雄君） 再開します。

住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 佐藤議員の質疑にお答えします。

一部損壊世帯住宅補修見舞金138万6千円ですね、増額を今回お願いをいたしております。こち

らにつきましては、3月ですね、昨年の3月、非常にですね、件数が、申請が、件数が多くありましたので、その実績に基づきまして今回ですね、増額をさせていただいているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 申し訳ありません。減額の392万4千円は、半壊世帯で補修するために平成31年3月31日までに借り入れられた方が対象となっております。こちらにつきましては、実績見込みによる減額といたしております。今年、令和元年度の申請実績は4件でございまして、当初18件を見込んでおりましたけれども、その分で実際減額といたしてるところでございます。失礼いたしました。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 復興基金の創意工夫分についてですけれども、もともと県のほうからですね、いただきまして、基金として積み立てていろんな事業展開やっておりますけれども、当然、予算措置をする段階である程度の見込みをですね、つくってやっておりますけれども、事業につきましては、もともとはいろんな制約があつてなかなか多くの事業に使えないということで、その中で被災者支援ということで、創意工夫分についてはいろんな予算措置をしております。予算措置に比べて全体的な執行率が少ないことにつきましては、やはりもう少しですね、いろんな形で周知をしてやっていくことも必要じゃないかなと思っております。特に被災者管理台帳なんかうちのほうで管理しておりますので、そういった方からどのようなのに該当するのかも含めてですね、ある程度こちらからプッシュ的にお知らせするものについてはそういう形でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目です。大津小学校学童保育整備のですね、減額が大きいということで質問をいただいております。今回の減額の理由、いくつかございますけれども、大きいものとしましてはですね、先ほど言われましたように、建築関係の設計が下がったということが大きい部分でございます。こちらの学童の整備につきましては、建築にあたりましてですね、県への確認申請あたりが必要になってきます。その中で、設計内容についてですね、県のほうから指摘がありまして、その指摘を改善するために設計内容を変更して積算した事業費で予算計上したところでございます。

ご指摘のように、事業費のほうがですね、結構大きくなったということで、その後、町の技師とかもふくめてですね、コンサルも含めていろんなパターンをですね、検討させていただいて、その中で施設の間取りあたりをですね、変更することで利用に支障がなく、コストを下げる方法あたりを最終的に採用したということが一番大きいというところで、そのほか、外構工事あたりでも見直しあたりを行っておりますけれども、最終的に設計額が下がったというところでございます。

それから、保育補助者雇上強化事業のほうもちょっと減額のほうが大きいということでの御質疑だと思います。

こちらの事業についても、2年目の事業になりますけれども、予算につきましてはですね、各園に要望調査を行って予算計上したところです。最終的には、保育士と同じく、人材確保が厳しい状況にな

ったというところでございます。この雇上強化事業でございますけれども、当初は10園の要望があったんですけども、最終的には6園が実施されたということで、対象者の要件としまして、保育士資格を目指す方で、勤務時間が週30時間以下、そういったところの要件がございまして、フルタイムとかですね、社会保険あたりを希望する方が該当しないとか、そういったところでちょっと人材の確保がちょっと難しかったようでございます。こういったことで、先月、町内の園長先生方にお集まりいただいて、今後、今年度からやっておりますけれども、保育園見学ツアーの参加者とか、あるいは、保育園実習に来られますけれども、そういった方々あたりに声を掛けながらですね、将来の保育士確保も含め、本事業にですね、活用できますので、そういった活用あたり人材確保につなげることについてもですね、相談をさせていただいたところでございます。

それからもう1点ですね、今回の補正予算で校内ネットワーク関係についてですね、経済対策で出されている文科省の事業でですね、一人1台端末の整備ということで予算計上させていただいています。今回の整備につきましてはですね、将来5Gあたりの対応の準備ということで考えているところですけども、今言われました、総務省の活用モデル事業ですね、一応こちらの事業メニューもございまして、まだ具体的にその事業内容がちょっと示されていない部分で、モデル実証事業ということで、ここ何年かですね、そういったところを検証されてくるのではないかとというところで考えております。そういった中で、今後、全国的な取り組みに移行が予想されますので、その中でしっかり検討をさせていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 再度質疑いたします。

まず、復興基金の分ですけれども、説明としましては、なかなかまあ何て言うかな、行き渡らないところがあるということで、周知を徹底して、プッシュ的という言い方が出てきましたので、それが必要なかなと思うところでございます。

復興基金の用途に関しましては、今回もまたたくさん出てきておまして、その用途の基準を示すということを以前にですね、言われているかと思います。それをこの場でとは言いませんので、後ほどでも結構ですので、皆さんに示していただければなというふうに思います。

それから、学童保育に関しては、設計額を抑えるための努力がなされたということだと思ひまして、それはそれでいいことなんですが、それって予算前、当初予算の前にできなかったのかなというところで、そこはもう指摘に止めたいと思います。

それから、待機児童対策の保育士の確保ですけれども、先ほど説明された理由というのは、去年の3月にお伺いした理由と何ら変わらないんですね。同じことがやはり繰り返されていると、きちんと説明をして、手挙げ方式だったけれども、10園だったものが6園しか申請がなかったということは、結局、そのお互いの町側と園側の間のですね、思いの違いがあったということではないかと思うんですよ。また、今年もあります。保育士の確保というのが待機児童対策の生命線に今なっておりますので、そこもぜひですね、強い気持ちで取り組んでいただければなと思います。

それから、ローカル5Gの話ですけれども、何か将来がどうのというようなその説明だったんですけど、これはもうちゃんとモデル事業として形が示されて、手挙げませんかという話になっているかと思うんですよ。ですから、将来に向けた研究という話じゃなくて、今取り組んでくださいねということとされているものではないかと思うんですけれども、そこについて再度質疑をしたいと思いません。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 再質疑にお答えいたします。

総務省のモデル事業ですけども、その辺の事業の内容をですね、再度ちょっと情報収集させていただいて、検討のほうをさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○6番（佐藤真二君） ぜひ検討のほうをよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 1点だけお尋ねしたいと思いますが、補正予算書の89ページの消防の施設費の件であります、ここに戸別受信機ということで予算残36万円出ております。先般、ちょっと復旧・復興計画の中でのですね、状況をちょっと見とったんですが、確か防災無線上ですね、特に聞き取るところに配置するということの対応だったと思いますけれども、100台出ておりましたが、まだ進捗状況は60%とかでありました。そのときちょっとわかりにくかったんで尋ねとうと思いましたが、もりましたので確認したいと思います、この戸別受信機ですね、完全にその100台消化されたかどうか。

それから、配置先はどういう形で確定してされているのか。

それから、1台の単価ですね、これがどうなったのか。そこら辺をちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 戸別受信機についてのご質問だと思います。元々予算100台計上させていただいて、戸別受信機につきましてはですね、福祉のほうと相談して、生活支援関係でですね、必要な方については要望がきてましたので、その中で100台の中の予算の執行残ですね、この金額ということで、予算執行残で出していた金額になります。

配付につきましては、包括支援センターあたりと協力をして、それぞれですね、使い方等も含めながらそれぞれのところに配置をしているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 1台の単価はですね、一応4万5千円ということで予算措置をさせていただいて、そして入札をしております。

○議長（桐原則雄君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） わかりました。入札残という形で出てきていることだろうと思います。これはわかりました。

要は、そのこの防災無線というのが今まで特に聞き取りにくかったところが多いということでありましたので、これは一つの大きな課題だったと思います。これがこの配置によって解消するというのであれば効果的であろうというふうに感じます。特に、福祉関係ということでありましたので、そこら辺の整合性が十分取れて配置されたものと思います。今後ともやっぱりいろいろとまた出てくるかと思いますが、その点、また進めていただくなりいいんじゃないかなと思います。終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

熊本地震関係について質疑したいと思います。64ページですね。補正予算の概要あたりを見ておりますが、この被災住宅の補修費利子助成事業補助金というのがありまして、予算額から執行見込額を引いていろいろこうこれ見てみますれば、どうも予算の執行率というのは30%ぐらいしか行っていないということで、予算を組んだときの見込みというのですね、大まかな数字というのは大体出ていると思うんですよ。ただ、その執行率が30%ぐらいというふうになれば、大きくこう計算の方法が違ったのかなと。非常にここは心配している部分でありますので、復興がうまくいっているのか、いろんなこう個人の住宅の方々が不具合がないのか、助成という形というのはですね、より良く利用していただきたいという思いがありますので、これはもう逆にその復興が思いのほか進んで執行率が下がったんだよって言われれば、こういいことですがけれども、この実態というのは、内容はこういったものかお聞きしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 永田議員の質疑にお答えをいたします。

被災住宅補修費利子補給事業ですが、町ではですね、県の制度にない半壊で融資する、自宅をですね、修理する場合、県の場合は新築する場合ですが、町の場合は修理する場合に利子補給を行っております。こちらにつきましては、創意工夫分で対応したところでございます。融資額が850万円を限度にですね、その分の利子を一括助成ということでございました。対象者が平成31年3月31日までに借り入れた人で、今ではもう対象者がございません。申請期限がですね、令和2年の2月の28日までございました。広報につきましては、すみません、広報周知につきましては、広報の10月、12月、2月号またはホームページ等におきまして、こういった制度がありますということで周知をしたところでございます。

永田議員おっしゃるとおり、周知が十分できてなかったのかなという点もあるかと思いますが、年4回はですね、周知をさせていただいたところでございます。この利子補給助成につきましては、もう終了いたしておりますので、今後、申請期間をですね、延長することはございません。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

この補助金、この制度というのはですね、やっぱりこう多くの方々が被災されて、その有効に使っ

ていただきたい、少しでも加勢になるならばという公金の出動ですので、役に立ってもらわんといかんわけですね。ですから、例えば、その周知徹底がうまくいかなかった、気づかなかったとか、そういう方々というのは、逆に使えたけれども使っていないという方々というのがおられたならば、やっぱりこうこういったときは公的機関をもって、こう加勢といいますか、補助するわけですから、ですから、こういったものはですね、非常にこう有事の際には重要なんです。ですから、そういった今の答弁というのは、実情を言われましたね。今年度で終わりですって言われましたよね。ところが、実情が違ったならば、別の補助制度を、例えば、令和2年度の予算に組み込むぐらいのこう何ていうか、そういった調査というのはやってないのでしょうか。そこ非常に重要と思うんですね。未だにまだ手づかずにおられる方もおられるかもしれませんよ。それもほら制度もいろいろな証書がいるとか、こういった証明がいるとかありますでしょうけれども、そういったところというのが、例えば、その今後の住民の方々がですね、末永く大津町に住んでいただくためには、やっぱこう、その制度はもう終わりますじゃなくて、そういった検討というのはなされてないんですか。だから、そういったやつが本当のその全体の福祉につながるのかなって考えるんですけど、その点についての何かこうそういった議論とかはされてないのでしょうか。再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 永田議員の再質疑にお答えをいたします。

今回、先ほど答弁としましたけども、申請期限が終了となっております。今、議員ご指摘のとおりですね、まだまだその利子補給の需要があるならばですね、当然何らかの措置というのは今後研究していかなければならないというふうに思っております。そこら辺はですね、担当、担当は私のところですが、さらにですね、ちょっと研究させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

しばらく休憩します。

11時5分より再開します。

午前10時55分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第3号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号から議案第9号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第1号から議案第9号までの議案質疑を終わります。

これから、議案第1号から議案第9号までの9件について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第1号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、令和元年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、令和元年大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、令和元年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、令和元年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和元年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和元年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてから議案第9号、令和元年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの3件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。議案第7号から議案第9号までの3件は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第7号から議案第9号までの3件は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案審議を行います。

議案第10号から議案第12号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号から議案第14号までの2件を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号から議案第17号までの2件を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号から議案第21号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号から議案第24号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。  
佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 議案第22号について質疑をいたします。

町立公園の条例の改正ということで出ておりまして、趣旨としましては、有害鳥獣の捕獲等ができるような改正になるということでした。その趣旨で考えました場合に、公園のもう一つの都市公園条例ですね、こちらのほうも確認しましたところ、やはり同じように鳥獣類の捕獲または殺傷の禁止ということがですね、あります。そうすると、やっぱりここは整合というかですね、きちんとあわせるために都市公園条例についても同じような改正をしたほうがいいのではないかというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 佐藤議員の質問にお答えします。

町立公園の条例の一部を改正し、町立公園内での有害鳥獣を捕獲するための条例の改正が行われておりますが、都市公園条例は改正なせしなかったかということでお答えをいたします。

これまでのところ、住民からの苦情が寄せられている公園が高尾野森林公園でありまして、今回は、実害の発生している公園が明記されている条例のみとしたところでございます。近隣市町村の条例をみますと、鳥獣の捕獲等に関し、熊本市のみ市長の裁量権を認めていただいておりますが、菊池市、合志市、菊陽町は、大津町と同様に、都市公園法施行令第18条の第2号の動物を捕獲し、または、殺傷する行為の禁止を支持し、首長の裁量権を認めていない状況でございます。しかし、議員ご心配のとおり、都市部におけるイノシシ、サル等の出没が全国で報道されており、大津町も例外ではございませんので、都市公園条例の運用、あるいは改正については、近隣市町村と意見交換を行いながら調査・研究を深めてまいりたいと考えております。

なお、公園利用者住民の制限が脅かされている状況の場合は、鳥獣被害防止法に基づいた行動などを実施して行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 私の家もですね、畑の中にあるんですけども、先日、隣りの家の屋根にサルがいたという話でですね、多分、森林公園からじゃなからうかというような話でですね、ちょっと心配があったものですから、その辺のこともですね、考えていただきまして、進めていただければと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第25号から議案第26号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号から議案第28号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号から議案第31号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号から議案第34号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号から議案第36号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号から議案第39号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 議案第40号につきまして質疑をしたいと思います。

まず、1点がですね、行政区嘱託員の制度の変更に伴うものになります。ページで言いますと、総務費の55ページですね、55ページになります。ここの中に、以前はですね、報酬の項目にありましたものが、今回は委託料として行政事務委託ということで出てきております。前年が2千991万3千円という報酬だったものが、今年が3千335万2千円の委託料というような形になっておりまして、それとは別に会議の出席の謝礼ということだと思っておりますが、29万1千円というものが出てきております。このもちろん金額が上がるその理由というものももちろん必要なんですけれども、一つ、やはりお尋ねしたいのが、この変更によってですね、まあ嘱託員さんの仕事がやりにくくなるんじゃないかということを懸念しているわけです。一つは、その委託料が課税対象になるということで、その経済的なのか、不利というものもあるんですけれども、やはりこれまで非常勤であれ、町の職員として任務にあっていた者が、委託を受けた、よく言われる言い方とすると業者さんというかですね、そういう立場になってしまうということです。そうすると、昔からその町に住んでいて長くしてる人はですね、区長さんが来たからこういうふうきちん対応しようというような考えになると思

うんですけれども、新しい住民の方にしてみれば、行政区嘱託員ですという方が来られて、例えば、お宅には高齢の方とか、避難の際に支援が必要な人とかおられませんとかですね、そういったその家庭の、家族のことをですね、聞いたりした場合に、お宅だけですかといったとき、町の職員ですと答えるのと、町から委託を受けたものかというのではやはりだいぶ違うと思うんですね。そうしたその権限の根拠というものが少し弱くなるということも少し心配されます。

それから、そのもう一つがですね、情報です。情報の管理ですね。これまでは職員としてその情報を扱ってきたわけですが、今後は、委託者として扱うことになれば、取り扱いのやり方が大きく変わってしまう。そういったそのいろんなですね、弊害があるかと思います。そうした弊害に対して、区長さんのほうからはちょっと心配だというような声が聞こえてきておまして、それを踏まえたところで、今年度どのようにその課題を捉えて、どのように対応しようと考えておられるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 4月からの行政区嘱託員からの制度改正に伴うご質問だと思いますけれども、今回の改正に伴いまして、全庁的にですね、今の行政区嘱託員さん、あるいは区長さんをお願いしている業務の洗い出しをやっておまして、その中で、いろいろと議論する中で、当然、区長さんの仕事とか、行政職で本当にいろんな行政需要が高まる中で仕事はたくさんになっています。そして、どのようにその権限とか、情報管理について制度が変わってもやっていくのかということも含めてお答えしたいと思いますけれども、まずですね、今年、今年度、区長会のほうにはですね、こういった制度改正が、会計年度制度の関係になりますので、区長さんのほうには役員会、あるいはそれぞれの区長さん方のほうにですね、制度の改正については当然説明はしてきたところですが、なかなかまたこれから総会あたりがありまして、4月に向けて代われるところもありますので、そこはしっかりと説明をしていきたいと思っています。

そして、権限につきましても、基本的には、業務につきましても、今まで行政区嘱託員としてお願いした内容をですね、委託という形でありますので、その中で、委託契約を結ぶ中で権限の問題であったり、あるいは、個人情報の取り扱いであったりですね、そういったところについては、しっかりと協議をしていきたいというふうに思っております。

また、新しくなられる方についてのですね、代われた方について説明ができてない部分もありますので、その辺については、今の業務の行政区嘱託員さんとしてお願いしてた部分ですね、その辺の業務の洗い出し等整理をして、どういったことをお願いして、どういった課題があるのかも含めてですね、区長さん方と協議をして、4月からですね、スタートできるように体制を整えていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 実際にその区長さんたち、随分心配しておられるようですので、対応をしっかりとっていただければと思います。

すみません、もう1項目あったんですけど、いいですかね。

もう1項目、別の項目でお尋ねをしたいと思います。

予備費に関してなんですけれども、この予備費で今回の新型コロナウイルス対策にだいぶ使われるというようなことで聞いております。そのこと自体はもちろんいいことだと思うんですね。ただし考えておかなければならないかなと思いますのが、来週をめどに新型インフルエンザ特措法が改正されて、インフルエンザ対策に、すみません、この特措法の対象に新型コロナウイルスを、感染症を加えるというような流れになってきているかと思えます。法改正があるということなんですけれども、それに伴って、まず、一つは、町の新型インフルエンザ対策本部設置条例、すみません、正式にはちょっと覚えておりませんが、その関係の条例というのがもし改正をすべき必要があるのであればですね、上の上位法が変わったからこれも変えなきゃいけないという連動するものであればですね、そこでまた時間使うわけにはいきませんので、予め何らかの措置をしておいたほうがいいのではないかと、まずはその必要があるでしょうかというのがまず1点ですね。それから、もう一つがですね、その条例の中身を見て行きますと、やはりその行動計画、対策の行動計画というものが設定されておりまして、その行動計画にしたがって対応していくことになっているかと思えます。現時点では、まだその大きな架空待機というかですね、には大津町は入っているとは、私は思いません。私の考えですけれども、思いませんけれども、次にそれが想定されるのであれば、今この行動計画というものをきちんと確認して、すぐに対応できるような準備を進めておかなければならないのではないかと、実際はそのときになって行動計画見直して、ああここが足らん、ここが足らんというのではなくてですね、予め準備をしておくべき必要があるんだろうなと思えますので、その辺の準備の具合まで含めてですね、一つは、その条例化、条例に影響があるかということと、もう一つは、行動計画のほうがきちんと確認、準備がされているかという点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 佐藤議員の質疑にお答えをいたします。

新型インフルエンザ等の特別措置法が改正された場合、町はどのような対応をとるのか、どういった体制、また、条例の改正は必要ではないかというような質疑だったというふうに思います。

条例の改正につきましては、国から示された改正案に基づきまして、条例の改正の必要性が出た場合はですね、早急に対応しなければならない場合は、専決でもお願いしまして対応していきたいというふうに思っているところでございます。

それと、行動計画を現在つくっておりますけれども、今回の改正に伴いまして、そういった行動計画、マニュアル等もですね、今作成中でございます。実際は、今作成中ということで、できておりませんが、行動計画の見直しも必要であればですね、早急に対応していかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） その条例の改正の問題ですけど、私が読んだ限りでは必要はないのかなと思うんですけど、もし必要になった場合は、本当ぜひ専決でもですね、素早く進めていただければいいの

ではないかなと思うところであります。

それから、行動計画のほうですね。今お話ししたところでは、お伺いしたところでは、まだちょっとこう準備が進んでないのかなという印象もありましたので、今後、速やかにですね、確認、準備を進めていただければと思います。

以上です。終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 議案第40号について質疑いたします。

質問が3点ありまして、すべて総務部関連になります。

1点目がですね、概要の6ページなんですけども、ここの一番上の空き家対策関係経費とありますが、こちら前回もなかなか地震もありまして、取り組み進んでいってないという話もありましたけども、どういった取り組みを予定しているかというのを教えていただきたいと思います。

個人的にはですね、今、顕在化している空き家もたくさんありますけども、それとあわせて、潜在的に空き家になりそうなところ、難しい空き家になりそうなところですね、そういったところを、例えば、生前等の整理だとか、そういった啓発ですね、広報紙、勉強会、説明会、そういったもので顕在化するのを抑えていくような取り組みが必要だと考えています。

2点目が、乗合タクシー関連です。こちら全員協議会でもありましたけども、なかなか乗合率が高まってないというのが一つの課題で、エリア拡大としては、住民サービス望ましいし、好ましいんですけども、やはりこの乗合率というのは上げていかないと経費で難しくなっていくと。そこで、以前も一般質問で提案しましたが、アルゴリズム等を使って、経路生成からデマンドシステムですね、そういったものを改めて検討する時期にきているんじゃないかと思っています。そのタクシー業者さんのほうからもオペレーターの費用等の話もありましたので、そことの予算の調整ですね、そういったことも可能だと思いますので、考えを伺いたいと思います。

また、あわせて、先日の新聞、読売新聞ですかね、のほうに国が4月から自動運転の自治体のモデル事業を募集するという話もありましたので、そういったものを検討する考えはないかということもあわせて聞きたいと思います。

3点目がRPA関係ですね、こちらちょっと詳細について伺いたいと思います。また、この個別業務等で業務の置き換えを考えていく必要もあるんですけども、そもそも行革ですね、業務全体踏まえた上でどういった方向性をもってやるという業務の棚卸し的なものも必要になってくると思っておりますので、その状況等も伺いたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） ご質問が3点あったかと思えます。

まず、空き家対策の件ですが、空き家対策については、調査をしております、現在、274件という空き家を把握しております。その中で、区分を分けまして、そのまま使えるもの、あるいは修理

が必要なもの、修理しても使えないものということで分けております。そのまま使えるというのがですね、約60件あるような状況です。その辺あたりについては、今、所有者の方ですね、意向調査あたりをしておるんですけども、ただ、問題は、先ほど議員おっしゃいましたように、空き家になる前の対策をどう打つかというところが確かに大事じゃないかと思っておりますので、当然、今の空き家については、所有者の意向調査あたりをして、そのマッチングができるものについてはですね、当然マッチングをしていくという方法もあるでしょうし、また一方では、空き家にならないためにどういった施策を打つかということについては、民間でできるものについてはですね、民間あたりの意向もやりながら、連携してできるものについてはですね、連携していきたいというふうには考えているところで

す。

それから、乗合タクシーですね。乗合タクシーの件につきまして、今回、エリア拡大をさせていただくようにしております。乗合率をどう上げていくかということの話だと思うんですが、今、オペレーターが各タクシー会社ごとにオペレーターが1人おまして、そのエリアを増やせば増やすほどオペレータ代が月1万円ですけど、上がっていくわけですので、あと乗合率を上げるためにいかにその回していくかということについては、おっしゃいますように、今度3カ所に拡大しますので、そういった形での動向を見ながらですね、進めていければというふうに思っています。ただ、一方では、利用者の多くの方はですね、高齢者というところもありますので、高齢者の方が使いやすいような形を、仕組みづくりが必要かなというふうには思っているところで

す。

国のモデル事業につきましては、引き続き、ちょっと研究をしていきたいというふうに思っております。

それから、RPAの話がありましたけども、RPAについては、その業務の効率化といいますか、コスト削減も含めて取り組むのは当然なんですけども、その仕組みづくりをどうしていくかということにつきましては、今回、新年度予算に上げさせていただいているものですね、まず、トライアル的に2、3カ月間ですね、職員が、いろんな業務がありますけども、どういった業務がそのRPAに向いているかと、することが向いているかということで、それはやっぱりそれぞれが事業の洗い出しをしないといけないと思いますし、おっしゃったように、棚卸し的なものが必要だと思いますので、その辺を棚卸しをするための一つの取り組みとしてRPAというのは重要じゃないかなとは思っています。今後につきましては、2、3カ月のトライアル期間を予算で計上させていただいておりますので、いろんなところで、今、関係課で集まっているような協議をしておりますので、これをさらにプロジェクトチームを組ませて、どういった業務ができるのか。そして、トライアルでやってどういった事業効果が出るのかを踏まえる中で、当然、そういったものを検討して、必要な時期で予算措置当たりを検討していきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 答弁いただきましたけども、まず、空き家関連に関して、先日、役場のほうにも相談あったかと思っておりますけど、外の方が空き家を探してもなかなか見つからないと。で、我々もちょっと仲間間でいろいろあたってみたんですけども、なかなかやっぱり折り合いつかなくて全然まと

まらないという状況でございまして、やはりそういった状況も踏まえて、いかにその難しい空き家の発生を抑えていくのが重要だと思っておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

また、乗合タクシーの件ですけれども、こちら私も随分前に業者さんのやり方を見に行かせてもらったんですけど、やはりかなりアナログなやり方でやってまして、そういう状況でなかなか乗合率も高まってこないと思います。また、おっしゃるとおり、高齢者の方と話す、乗合に乗りたくないという方もいらっしゃるんですけども、これはあくまでも公共交通の置き換えですので、そこは十分ご理解いただきながら進めていく必要があると考えています。

また、RPA関連に関しましては、あくまでも業務改善、業務改革、業務、そういったものがあって、その手法の一つとしてのRPAとっておりますので、ご答弁いただきましたけれども、ぜひよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 予算書の109ページの民生費、児童福祉費で保育所関係の予算についてお尋ねをいたします。待機児童が大変大津町、今この近辺では非常に深刻な問題となっていて、そのためにも、保育士の確保が欠かせないということで、力を入れられているとは思いますが、一つはですね、110ページですね、前年度に引き続き、保育補助者雇上強化事業ということで、先ほど質疑がございましたが、先ほど議決された補正予算では1千500万円予算が減額されているわけです。今度は、新年度予算で1千800万円予算化されている。

それから、その下の5番ですかね、保育体制強化事業補助金1千80万円予算化されておりますが、先ほどの補正で約500万円近く減額されていると。要するに、せっかく保育士確保を願って予算化されたものが大きく減額をされているということは、今度、新年度にまた予算化してもまた使い残しになってしまうということで、要するに、使い勝手が悪いのではないかと。その内容を見直さないと、また同じ轍を踏むのではないかとということで、そういう問題はございませんかということで、改善点などがあればお尋ねをしたいと思っております。

それから、新規で7番の予備保育士雇上補助金ですかね、これは手を挙げる保育所があればですね、確かに効果はあるかと思っておりますけど、どういった効果を見込んで予算化されたのかお尋ねをします。

それと、問題はその待機児童がですね、解消できるかどうかということですね。こうした補助金に、補助制度をすることによって、4月からまた新年度が始まるわけですけど、今度のコロナウイルスの関係でもますますこの保育所の需要が高まるのではなからうかと思う。今どうなんですかね、4月からのその待機児童は解消されるのかどうか、お尋ねをします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

まず、最初に、保育補助者雇上強化体制事業ですかね、この辺が今回残額が多かったということでの質疑でございます。一応、新年度につきましてもですね、各保育園の要望を踏まえた上で計上さ

せてもらっています。雇上強化事業につきましては、今年度よりもですね、申請のほうはちょっと下がってきている状況ではあります。保育体制事業のほうはですね、下がっておりませんが、事業の内容としましてはですね、国・県の補助をいただいてやる事業ですので、この要件をですね、変えるというのは非常に難しいところではございますけども、先ほど申し上げましたように、例えば、雇上強化事業でございますと、やはりその時間、何時間以内とかですね、そういった制限が一つあるということで、例えば、その実習生あたりをですね、例えば、週何時間、数時間でもいいんですけども、そういった形でも雇用のほうもできますので、そういったところも含めてですね、先月、幼稚園のほうともちょっと打ち合わせをさせていただいたところで、できるだけこういった事業については活用していただきたいというところで話はちょっと進めさせていただいているところでございます。

それから、予備保育士雇上補助金でございますけども、一応こちらについても、保育士を確保するための事業ということで、今年度新たな事業でございます。一応こちらにつきましては、町内ですね、保育園会からの要望等もございまして、いわゆる0歳児というのが、4月以降からですね、増えてくるということで、保育士を、例えば、4月1日現在の雇用であれば当然それから受け入れができないということでございます。当然、4月以降増えてきますので、例えば、途中で雇用するのは非常に難しいのですね、最初に、4月の時点で、例えば数名雇い入れることで、そこで、例えば6月、7月年度途中からの0歳児の受け入れができるということになりますので、そういったところで待機児童のほうはですね、解消にはつながるものというところで考えております。

それと、今年度の見込みということですけども、現時点では、今年度ぐらいの、今のところですね、数の見込みのところでございます。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 国・県の補助が入っているということでいろいろ制約はあるのかもしれませんが、なるべく工夫をして、使い勝手がいいようにお願いをしたいということ。問題は、今のお答えでは、待機児童は心配いらぬということでもいいんですかね。今、コロナウイルスで、それだけでなく保育所や幼稚園の定員をどんどん目一杯増やして、詰め込んだ状態になっていると。そうなりますとますますその子どもが危険にさらされるという心配も、学童保育なんかでもされているわけですから、何ですかね、今の時点でその何て言うかな、待機児童が発生するようであれば、大津町はもう何ていうかな。町の責任で保育体制をもっと拡大をする、そういうことも求められている状況ではないかと思いますが、そういう心配は、そういう必要性は感じておられるかどうかお尋ねをします。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） まずは、待機児童の解消ということでございますけども、今の時点ではですね、今年度当初ぐらいになるのではないかなというところで、先ほど言いました、補助者の補助金ですとかですね、そういったことで保育士の数をですね、増やしていただけることで少しでも受け入れのほうをですね、増やしていただきたいというところで考えております。

それから、コロナウイルス関係での保育園での対応ということで、こちらにつきましては、学童保

育と保育園も一緒なんですけども、それと小中学校のほうではですね、預かりのほうをさせてもらっています。日々状況変わっておりますけども、毎日お互い学校の情報、学童の状況あたりはですね、連絡を取りながら、いろんな課題があればですね、対応できるように対応しているところでございます。

○15番（荒木俊彦君） 終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 概要の36ページの補助整備費の中で、矢護川地区経営体育成基盤整備事業ですけども、補正の中で1年先送りして、令和2年度採択申請が令和3年度ということになっておりますけども、その中で、採択に向けての全体の同意率がわかればということと。

個々の農家が土地の相続の登記をするわけですけども、それがどこまで進んでいるかをお聞きしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 矢護川真木地区の圃場整備事業についてご説明を申し上げます。

現在の進捗状況について、簡単に数字を申し上げたいと思います。1年遅れましたけども、これ県営事業になりまして、採択要件が県の要件を満たすことということになっております。大きく分けますと、4つ採択要件がございまして、一つが仮同意率、もう一つが相続率、3つ目が文化財の調査率、それから、4つ目が集積率と、農地の集積率ということになっております。仮同意率につきましては、一時期95%を超えたこともあったんですけども、仮同意をいただいた方が亡くなられて、民法の規定上、相続人の方からもう1回仮同意を取り直さなければ仮同意は有効でないという指導を県から受けておりまして、現在の仮同意率が91.9%でございます。この91.9%といいますのは、矢護川真木地区で上中のコミュニティセンターから東を一つの工区として、一番同意率なり調査が進んでおりますので、そこを進めていくということで、県と、それから地元と協議をした結果でございます。それから、相続率につきましては、現在、48.3%、農地の集積率については53.5%ということになっております。一番課題になっておりますのが、相続率ということになっております。現在、不動産登記法では、相続が法律で定められて義務化されておられませんので、あまり評価の価値のない田舎の農地についてはですね、相続をしなくても実害がないということで、なかなか相続をしていただけない農地がございまして、個人的な部分もございしますが、一応地元の役員さんと町職員、県職員と一緒に今推進に回っているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 大変なご事業でございまして、推進員の方も大変苦慮されておりますけど、やはり、それと筆数が多いということをお聞きしておりますので、多分そのあたりで相続率が上がってないんじゃないかなと思いますけども、大変ですけども、どうか一つよろしくお願いします。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 2点質疑いたします。

まずはじめは、8ページの債務負担行為についてであります。予算書に、今後、将来負担、要するに、今後の予定ですね、これは、いう形で将来負担率に関わるものなので掲げられております。気になるのが、先ほどからいろんなところから質疑が出ておりますが、小中学校やそういったところのパソコンとか、いろんな形で電子機器の借上料があがっております。こういった形で時代の流れに対応するのは当たり前かと思いますが、要は、これはハードのもんでありまして、こういったものを将来負担しますよって、予算措置でお願いしますよって言ったときにはですね、この事業を成功させるためには、必ずといっていいほどそれに対応したソフト事業がいるんです。ですから、これはあくまでもハードを借り上げますよというようなことですので、そのきちんとしたここに令和3年度から令和7年度までというような4年間を示すんであるならば、そういったソフト事業もイコールできちんとした下地ができておらなければならないと、そういうふうに考えます。その点についてお聞きしたいと思います。

2点目がですね、小中学校の増築事業についてであります。この小学校、中学校の増築事業で、あわせて9億3千万円ぐらいの事業になるわけですが、例えば、この増築するにあたってですね、児童数の増加、そして、また減少するところもある。そのいろんな地域性が出てきて、校区の中で出てきて、頭が痛いところではあります、それには良好なる教育の環境を整えなければならないので、やはりこういった形であげられてきたのかなと、そういうふうに理解するところではあります。ところがですね、2週間ほど前、15日ほど前に、この学校区区域のですね、その検討、言うならば教育施設とあわせて検討委員会というものが開催されました。ここで我々もその委員でありますので、参加させていただいて、いろんな話を、そこで初めて増築の話はお聞きしました。ところが、この検討委員会というのは、そういったですね、この増築に値するのか、それとも校区を変えてそういった調整をするのか、いろんなそういった検討の委員会でありまして、今この設置要綱を開いて見ております。趣旨のところを読み上げるまでもありませんけれども、健全な育成ですね、というものを目指すというようなやはりこう趣旨からして、そしてまた、町のそういった財政状況というものも勘案しながら進めなければならないが、その時に指摘したのは、そういった校区というものの調整によって今後3年間、5年間というものを先を見越せばこういった増築は必要ないような、そういった計算にも成り立つのではないかとこの指摘をその時にしました。そしてまた、今回の3月定例議会におきましては、町長の施政方針の中でもできるだけそういった効率的に支出をやらなくてもいいところはきちんと精査して進めていって、町財政が窮しないように努めていきますという宣言まであっているわけです。その中で、どうしてもタイムライン、時系列的に考えても、この今回の予算をあげるというものと、この検討委員会を開催というものが合致しないんですよ。本来ならば、そういった増築事業で行いたいというふうならば、その下地ができる前に検討委員会を開いて、多くの方々から意見を集約して、それから、やはりやむなく増築に至ったなど、至しかやむを得ませんというのが時系列な形ではないでしょうか。ですから、もう建築ありきでいってるんですね、増築ありきで。増築ありきでいって、

形上、こういった検討委員会があるからその検討委員会を2週間ほど前に行いましたという作りつけなんです。私はそういうふうに感じます。ですから、本当にその検討委員会は機能してないんです。ただ開催しましたということで、これはあげられてきているということです。これはですね、教育委員会の内部で勝手に決めたことというふうにとられても仕方ないでしょう。その流れの中、流れのですね、いきさつというものを明確に示していただきたいと思います。

以上、質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 永田議員の質疑にお答えいたしたいと思います。

まずは1点目ですね、ICT機器の整備をずっと進めていっております。ハード部分と、あとソフト面もですね、あわせてちゃんと進めているのかということだと思います。現在ですね、国の計画に基づきまして、計画的にパソコン、電子黒板等の導入は進めさせていただいております。あと、ソフト面につきましてはですね、例えば、先生方の研修ですとか、具体的な内容あたりについてもですね、当然、整備とあわせて進める必要がございます。町としてもですね、そういったところは当然計画をもって進める必要がございますので、それは推進計画ということで、ソフトの研修の部分、先生方への研修の分、それとハードの整備の部分、あたりも含めたところで計画のほうをつくって、それに基づいてですね、研修のほうも進めさせていただいているというところでございます。

それから、増築関係で、先だってですね、委員会のほうを開催させていただいて、その時点では、こういった形で増築をしますよという報告になっております。今回、今年度1回目の会議でございましたけども、一つは、新年度から小規模特認校のほうを導入します。こちらについては、昨年度から校区の検討委員会のほうにもですね、お願いして、新年度から導入という形になっております。その結果あたりもちょっと報告できておりませんでしたので、その状況あたりも踏まえたところですね、あわせて小中学校の増築あたりについてもご説明をさせていただいたというところでございます。ですから、当然、予算等につきましてはですね、今年度設計、次年度増築ということで、増築について検討委員会にお諮りして進めているというところではないんですけども、そちらについては、例えば、校区の見直しですとか、そういった整備も含めてですけども、いろいろ検討が必要なきにですね、随時、検討しながら協議のほうを進めさせていただければというところで考えています。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

増築についてですけども、債務負担行為のことというのは、よくよく先のことを、数年度先までこういった予算措置をお願いしますという形を言われてるんですから、きちんとした対応がなされなかった場合は責任問題になってくると思います。

そしてまた、増築の問題もしかりです。これってこの検討委員会というものがですね、もう全く無力なんです。もう頭ごなしの作りつけですよ。単なる質疑というのは疑義ですけども、このところをはっきり答えてもらいたいのは、全く聞く耳がなくてですよ、自分たちだけで検討したということなんです。ねっていうことをはっきり聞きたいんですよ。だってだれにも聞いてないわけでしょ

う。検討委員会があるにも関わらず聞いていない。そして、そこで示されたときには、もうすでにできあがっているということですから、もう自分たちで勝手に予算措置をこういうふうにお願ひしたいというのはもう作ってしまったということなんですよ。ということは、もう頭ごなしなんですね。何のための検討委員会かがわかりません。ですから、そういったところは大問題ですよって言っているんですよ。それもこの検討委員会では校区とかそういったものを適正な配分のために検討しましょうよと言ってるんですよ。ですから、その時の質疑なんていうのはこれに全然反映しないし、答弁もいただけてない。ですから、全くこういったものをですね、ぼんと出されてきても、えって、その9億円どうやって調達するのって、いや、国が半分出しますよとか、県がどれだけ出しますよって、自己資金がどれだけですよという問題ではないと思うんですよ。問題はそこなんです。検討委員会は何のためにあって、そして、それを加味して、それを踏まえて、いろんな方々の意見を踏まえてこういったものができあがりましてというのが、その流れではないですかという質疑なんですよ。これをただ単に、いや、これはもう増えたけん増やすだけというだったなら、これはこう何ていうか、効率化なその教育施設とか、そういったものにはならないのではないですかって、余分な負担はしたくないということですね。この点について再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 質疑にお答えいたします。

当然、整備あたりも含めてですね、いろいろ審議をお願いする部分については、また検討委員会のほうにお願ひしたいと思えますし、特に一番は校区をですね、当然、今後全体的な校区の見直しあたりの検討も必要になってきますので、その分については、事前にですね、検討委員会にお諮りしながら、校区の見直しについてはですね、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

3度目ですが、答弁がもうなっていないとか、今後、そういったものに進めたいと、勝手に9億円の予算をあげてきたじゃないですか。問題はそこですよって言ってるんですよ。だれが負担するのってという話です。これが、例えば、うちには子どもはおりませんという人たちなんか、もう高納税者である方々、おい、ちょっと待てよって、いろんなですね、納税者の方々の立場というのは主権在民ですから、我々はその中の代表ですよ。ですから、そこを聞いているんです。いきなりぼんと9億何千万円というのをですね、出されてからですね、えって、それってどういった検討してそこがきたのって、その数字がってということなんですよ。ですから、ただ単にそのこの区域が、現在の校区の中で増えたから増築という、言い方悪いですけど、もう何も周り全体を考えないで、その地区だけ考えたようにしか見えませんよって。教育施設の整備は必要なんです。ところが、そのときにも指摘しましたよね、そこをマンモス校にしたら、例えば、屋内運動場、屋外運動場にしても、どうしたって1人に体積的に分けた場合狭くなりますよと、ローテーションも難しくなりますよという指摘をまずしているんですよ。ですから、この9億うん千万円をですね、だれが負担するのって、あなたが負担するわけじゃないんでしょう。だから、そういった質疑に対して、きちんとそのこの数字が出てきた経

緯というものが、ただ単に増えたけんこう出しましたじゃ弱いじゃないですか。公金の出動というのは、そういったところを明確にしなければいけないという原則があるんです。その点をお聞きしているんです。

再度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の小学校、中学校の増築関係について、大変、私の判断ミスというか、ご指導できなかったことを深くまずもってお詫びしたいと思います。

その前にいろんな状況もあるし、もちろん、大津町全体の校区の問題も相当前から検討させていただいておまして、東小の問題や、あるいは北小学校の問題いろいろある中で、我々として、街中の人口増関連等を考えて、どうするかというようなことも、そして南小の問題も出てまいってきておりますし、大津中学校もしかりでございますけども、今の状況の中で、大津小、室小ということにつきましては、もう時間が延ばされないという学校当局からの要望でございました関係で、それはもうここ1、2年で教室が足りない、そしてまた、人口増というようなことで、時間を延ばす時間帯がないというようなことで、じゃあ増築をやる場合に、プレハブ関連ではちょっとまずいなど、健全育成教育をやるためにはという課題もございまして、今回、増築関連については、どれくらいの教室がいつて、どれくらいかというのは、教育委員会のほうで検討して、今回、建築の方法に進んだというような状況でございますけども、まだまだ学校の増築でなく、建て替えや大規模改修関連等の課題もたくさん出てきておりますので、全体的にそれを検討しながらいろんな形で解決するような方向を今していただいておりますけども、大津小、あるいは今年は室小もそうだったんですけども、北中は再度の増築というような形になってきておりますので、ただ、その辺の長期的な計画と財政計画の中で、なかなかうまくいってなかったことにつきまして、大変町民の皆さんにその辺の示しをつけなかったことを深く反省をしておりますし、今後の学校設備関連等についてもしっかりと取り組んでいかなくちやならないというふうに思っておりますので、教育委員会のほうとも十分今後相談しながら、前向きにしっかりと進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長（桐原則雄君） それでは、少しまだ12時過ぎてますけども、あと残りの審議の部分の内容もどうかということで、一応そのまま引き続きいきますので、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第41号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第45号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

## 日程第2 委員会付託

○議長（桐原則雄君） 日程第2 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第10号から議案第47号までを、お手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後0時08分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 令和2年第1回大津町議会定例会会議録

令和2年第1回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第3日)

令和2年3月16日(月曜日)

出席議員	1番 三宮美香      2番 山部良二      3番 山本富二夫 4番 金田英樹      5番 豊瀬和久      6番 佐藤真二 7番 本田省生      8番 府内隆博      9番 源川貞夫 10番 大塚龍一郎      11番 坂本典光      12番 手嶋靖隆 13番 永田和彦      14番 津田桂伸      15番 荒木俊彦 16番 桐原則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 矢野好一 書記 府内淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入勲      総務部総務課主幹 伊東正道 兼 行政係長 副町長 田中令児      総務部 本司貴大 兼 財政課財政係長 総務部長 藤本聖二      教育長 吉良智恵美 住民福祉部長 豊住浩行      教育部長 市原紀幸 経済部長 田上克也      教育部次長 野村宗生 土木部長 村山龍一      農業委員会事務局長 荒牧修二 兼任工業用水道課長 総務部総務課長 坂本光成 兼 選挙管理委員会書記長 総務部財政課長 白石浩範 会計管理者 坂本一正 兼 会計課長

## 一 般 質 問

15 番 荒 木 俊 彦 君 p 115～p 119

1. 国道57号バイパス等にからむ町の施策見通しはどうか

(1) 今年度、57号、北回りバイパス、豊肥線が同時開通見通しとなっている。

① 国道、県道の青写真を町民にわかりやすく示して合意納得できる説明責任があると思う。また全町的な重要問題であり議会にも質問と回答の機会が必要ではないか。

② 豊肥線の特に踏切改良などは、現在の不通期間にするべき箇所があるのではないか。

2. 復興基金（市町村）創意工夫分の活用

(1) 施政方針で「復興基金創意工夫分の活用を検討する」「安心・安全な生活を送ることのできる」「夢のある将来を描くことができるよう」努める。と述べられているが、具体策として新年度事業の整合性はどうか。

5 番 豊 瀬 和 久 君 p 120～p 125

1. 新型コロナウイルス感染症への対応について

(1) 収束の見通しが立たない中で町民の不安を和らげるには町による正確な情報発信が何より重要である。例えば、確定申告受付期限が4月16日までに延長されたが、そのような情報をLINEによる情報発信を用いて早急に行うべきではないか。

(2) 町内から感染者が出た場合の対応について。

13 番 永 田 和 彦 君 p 125～p 131

1. 新型コロナウイルスへの対応

(1) 熊本地震の傷も癒えぬままの更なる試練である。「生まれ育った人材が地域の職場で働き大津町に住み、将来の大津を背負ってもらえるよう雇用の場の確保に努める」との施政方針は根拠に乏しく現実とのズレが生じている事態である。今回の非常時において、公金出動準備を明確に町民に示し、行政が万全の体制を備えるとともに想定外の状況にも柔軟に対応する用意がある事を説明責任の発信とし町民の不安を少しでも取り除く努力を行わなくてはならない。

2. 役場機能の充実に欠かせない取り組みとは

(1) 時代に沿ってRPA（ロボットを使ったオートメーション）に取り組み役場

機能の効率化を掲げられるのは良いが、その手前に人事体制を整えなければならない。RPAは単純ではあるが人間が行えば時間がかかることの効率化と理解するが、今の時代においては回り道になりかねない代物でもある。AI（人工知能）を使うには至っていないが、次を見据えた取り組みでないと逆に振り回される可能性も考えられる。よって優れたSE（システムエンジニアやプログラマー）を擁する体制が今後の未来を形成すると考えられる。

4 番 金 田 英 樹 君                      p 131～ p 137

1. 新型コロナへの対応

(1) 新型コロナウイルス（COVID-19）によって、住民生活の様々な面に影響が出ている。国・県でも様々な対応をおこなっているが、本町も住民に最も近い基礎自治体として、様々なケースを想定して先を見据えながら対処しなければならない。

町としては、①町内における感染防止策、②役場の業務遂行（住民サービス提供）体制の維持、③既に滞在化、顕在化して課題への対応等を整理するとともに、住民に対しても迅速かつ分かりやすく状況を伝えることで不要な混乱等を防ぐ必要がある。全国的にも各市町村の対応はまばらだが、基礎自治体として果たすべき役割・責任は非常に大きい。

- ① 役場庁舎内（職員・来庁者）における感染防止策
- ② 抵抗力の低い高齢者への感染防止策、および外出自粛（引きこもりによる孤立・運動不足）の長期化による健康状態低下への対策
- ③ 児童・生徒間における感染防止策、および長期化した際の対応想定（臨時休校による学習の遅れや保護者負担など）
- ④ 大きな打撃を受けている農工商業者等への支援策

議 事 日 程 (第 3 号) 令和 2 年 3 月 1 6 日 (月) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

なお、執行部の教育部次長、野村宗生君より午前中欠席の届けがあつてますのでご報告申し上げます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

今回の一般質問者は 4 名ですので、本日 1 番から 4 番まで行い、明日 1 7 日は休会といたします。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

荒木俊彦君。

○1 5 番 (荒木俊彦君) 私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表して一般質問を行います。

皆さんご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染症がまん延し、大変不安な日々が続いております。一刻も早く収束することと医療の確立を望むところであります。そういう大変な状況の中ではありますが、今日一般質問します項目につきましては、新年度予算が審議をされますこの 3 月定例会でぜひとも質問をしておきたい、そういうことで質問席に立ったところです。

第 1 点目は、皆さんご承知のとおり、国道 5 7 号、またその北回りルート、さらには豊肥線が大変待ち望まれながら今年度中、3 ルートが開通予定だということで、大変喜ばしいことではあります。

一方で、熊本地震からもうすぐ丸 4 年になるところです。4 月 1 4 日の前震、1 6 日の本震、なかなか収まらない余震にだれもが不安な日々を過ごしたことを思い出しております。自然災害で地震ばかりはだれもが予測できず、突然の大災害に騒然とする中、国道 5 7 号の立野斜面の崩壊、阿蘇大橋の崩落で阿蘇方面、大分との交通が遮断をされ、緊急対策としてミルクロード、県道の北外輪山大津線が国道 5 7 号の代替道路、う回路に指定をされたところであり、熊本地震という未曾有の大災害であり、だれもが我慢をしあつて、譲り合うことは当然ではあります、代替道路となったミルクロード沿線や高尾野集落、また、三吉原北出口線の沿線住民は、連日大型トラックや工事車両などの騒音や振動に悩まされ続けました。その後、長陽大橋の開通で交通量は幾分緩和をされましたが、しかし、それでも国道並みの大型車両の交通が続いております。そういう中で、国は国道 5 7 号の機能を復旧するため、現在の国道の北側に位置する北側復旧ルートを決出し、もうすでにトンネルが貫通し、突貫工事で建設が進められております。北側ルートの最初の説明会では、現在の 5 7 号、ミルクロード入り口交差点から阿蘇谷の赤水まですべて立体交差となり、信号は一つもないという説明であ

りました。当然、立体交差になれば既存の道路は側道などで確保されると聞いていたところであり  
ます。ところが、先の国交省の説明会で、これは平川の仮宿集会所でありましたが、ミルクロード入り  
口交差点から高尾野の新小屋桜山線までのルートが変更され、三吉原北出口線とミルクロードの交差  
点平面交差に変更になったというふうに説明されたわけではありますが、私もこの説明会に行きまし  
たが、いわゆる工事用の等高線が入ったような大きな地図であり、その大きな地図を見たばかりでは  
とても新しい道路のイメージを描くことはできない状況でした。そういう中で、高尾野や新小屋、あ  
るいはその周辺の方々からの不安の声を聞いております。一つは、高尾野の中央から南に出てくる交  
差点が国道交差点とのすぐ間近であり、安心して通行できるのか。また、ミルクロード沿線の住民は、  
これまで工事に協力、我慢してきたのに、国道の代替道路にされたミルクロードは、今でも歩道は  
ない、きちんとした水路もないと、このまま安全対策はなされないまま放っておかれるのか。また、  
3つ目に、美咲野の住民の方からも国道57号への交通量の増加が、また道路の振動が続くのではな  
いかという心配の声、さらには、スポーツの森まで歩いていけるようになるのでしょうか、国道だか  
ら当然歩道ができるのでしょうかと、こういった疑問の声を寄せられたところでもあります。

ところが、国はこの高尾野のこの周辺、交差点付近のきちんとしたですね、我々にもわかるような、  
住民にもわかるような青写真をきちんと示しておりません。先の限られた時間の説明会では、ミル  
クロード入り口から途中までは歩道はつくが、あとは歩道はつくらないと、そういう説明でありました。

それに対して、私は、国はこうした高尾野や新小屋の住民の皆さんはもちろん、美咲野周辺の住民  
にも丁寧な説明と意見の受け付け、また、それに対する丁寧な回答をする義務があると思います。特  
に、ミルクロード入り口から工業団地まで歩道と排水路整備の責任があると思います。また、熊本県  
は、県道のミルクロードを国道のう回路としたのでありますから、沿線住民の安全対策の義務がある  
と思います。また、町は、町民の不安や疑問を解決するため、国や県に対して意見と回答を求める権  
利があり、また、町民に対して義務があると思うところでもあります。

さらに、この57号の北側復旧ルートは、町の都市計画の大幅な見直しにつながると思われます。  
近い将来は、高規格道路がこの北側復旧ルートを使ってつながると思われるからであります。そうい  
う意味で、全庁的な問題として議会での丁寧な説明もあわせて求めたいと思います。

もう1点は、豊肥線の開通に絡む問題であります。特に線路の踏切改良などが必要なところがあ  
るのではないかと。現在、線路が使われておりません。この機会に踏切や、あるいは線路と町の境界  
など改修すべきところがあるのではないかと。例えば、今度庁舎東側の踏切、豊肥線の町内の踏切の  
中で、まさに町一番の交通量があり、また、大津町にとっては表玄関であり、小学生、中学生、また  
高校生の通学路でもあります。この踏切の歩道部分の拡幅など、必要なことではなからうかと思いま  
すので、お尋ねをするところでもあります。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） まずもってコロナ感染防止対策につきまして、議会をはじめ、町民の皆さん  
のご協力に対しまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。今後と同僚議員関連等からコロナに対  
する一般質問が出ておりますので、そちらのほうでお答えをさせていただきたいと思ひます。

では、荒木議員の国道57号に絡む質問でございますけども、議員おっしゃるように、本年度につきましては、北ルート、あるいは57号の立野大橋関連、そしてJR、それぞれの復旧の完成が予定されております。大津町関係におきましては、瀬田吹田間の57号の4車線拡幅工事がこれも終わる予定になっております。これは災害関係と別でございますけど、常日頃からそれぞれの関係の皆さんに要望してきて、立野のほうから順次ゴルフ場までできておりましたけども、今回、吹田団地までの4車線拡幅工事が完成をみるというような状況でもあります。

もう一つ、その前にもうご心配をかけております。57号の街中の香梅から大津文化ホールの歩道関係関連までの歩道工事関係も予算をいただいておりますけども、なかなか地権者のご協力ができなく、予算を流したというような状況もございます。そういう意味におきまして、57号の北ルート関連等については、もう将来的には中九州高規格道路ということで、あの道路については、各町村1カ所のインターチェンジができるというような状況でございましたけども、今の段階では、大津には3カ所の予定がされております。もちろん、今の高尾野の平川関連等のところで、多分1カ所、それから、トンネルのところに登り口だけが1カ所、そして325号に1カ所ということで、大変インターが多くできるということは、大津町の将来の交通の利便性がどんどんあがり、その地域の活性化に役立ってくるものということで、今後のまちおこし関連等についてもしっかりと取り組んでいかなくちやならないんじゃないかなと思います。

議員心配されておられるところの57号からの今回の北ルートの入り口、北側ルートとの関係につきましては、途中までは用地交渉が大体ご協力できたんですけども、おっしゃるように、三吉原等関連等については、用地交渉ができなかった関係、あるいは急いでおった関係の課題もございまして、途中とりやめいただきまして、町道からの付け替え、そしてまた、途中までは吹田団地からの北側までの町道を認定していただきましたけども、あの道路の周辺までは歩道ができると。これは国交省のほうでやっていただけるというような状況でございます。もちろん、そのあとの北外輪山線は、県が管理しておりますので、今のところ再三県のほうには歩道関連等についてもお話を進めてきましたけども、なかなか厳しい状況であります。

もちろん、議員のおっしゃるように、通学路あるいは運動公園というような形になりますと、今後、その中九州クボタの農機具の北側、町道が走っておりますけども、あの町道の先、河床道路で吹田団地までつながっていきますので、あれからの上のほうへの元種苗場跡関連等のほうへの道路を1本つくらなくてはいけないんじゃないかなというような思いもしておりますけども、それと高尾野の中央に美咲野への通学路として今盛土がどんどん進んでおりますけど、再三計画をしましたが、なかなかうまくいきませんでしたけども、今回はどうにかいくんじゃないかなということで、関係区長ともご相談しながら、今後の事業推進を図っていかなくちやならないんじゃないかなというような思いをしております。その辺につきましては、もう荒木議員等には前々からいろいろとお話をさせていただいておったような状況でございますので、歩道の関係については、県のほうで今までもお願いしておりましたし、道路構造上の問題でなかなか大々的やらずにちやならないちゅうことで、やるならば歩道だけしかできませんよというようなお話ですけど、今後、大型車両とか、いろんなものが通ると、

歩道だけではなかなか厳しいんだなというような思いをしておりますけども、内容につきましては、また、担当のほうからご説明させていただきますとともに、JR関係については、もう長年いろいろとJRとはいろんな形で街中の踏切についてご相談をしておりますけども、一方を改良すれば一方の方を外してくれとか、いろんな条件がございまして、なかなかJRさんも交通関係の事故防止のために踏切を減らそうというのがJRのお考えのようでございますので、これについてもなかなかJRとご相談しておりますけども、そう簡単にできるようなものではないというふうに思っております。これまでの状況、関連等についても担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） おはようございます。私のほうから荒木議員の国道57号バイパス等に絡む町の施策見通しはどうかという質問について説明いたします。

町長の答弁にもありましたように、令和2年度には、国道57号北側復旧ルートの開通のほか、JR豊肥本線の復旧、既設の国道57号の復旧が予定されております。中でも、国道57号北側復旧ルートについては、特に近隣住民の皆様のご協力とご理解をいただきながら施工を行っている状況であります。完成予想図など可能な情報を国土交通省熊本河川国道事務所と協議しながら、新年度になりますが、町広報誌等で特集の記事の掲載を計画しております。

そして、大津町議会に対する説明は、国土交通省熊本河川国道事務所、町議会事務局と日程を調整させていただきます。

次に、県道北外輪山大津線（通称：ミルクロード）の歩道整備ですが、現状は、国道57号の交差点付近の（株）中九州クボタの西の両側には歩道が整備されております。そこから中核工業団地入り口の区間には、ほとんど歩道は整備されておられません。

今回、国道57号の復旧により、交通量に変化はあると思いますが、工業団地もあることから交通量については地震前から多い箇所でもありますので、北側復旧ルートを施工している国と管理者である熊本県に対して要望を強く行います。

なお、中核工業団地入口から阿蘇方面については、熊本県が計画的に側溝整備を実施しております。

また、JR豊肥本線の踏切を拡幅する場合は、町長の説明にもありましたように、過去の事例では、拡幅と同じ幅を他の踏切で廃止する必要がありました。

踏切の廃止を行う場合でも、そこをご利用している皆様のご理解を得ることが非常に厳しいのが現状でございます。

以上で説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 北側復旧ルートに絡んでのこの道路整備であります。私が言いたいのは、沿線住民の人たちに対する丁寧な説明ですね。説明をしたから、じゃあ終わったじゃ困るわけですね。説明をして、疑問や意見に対してきちんと答えるかどうか、これが一番の問題なんですね。それは高尾野でも、また平川でも2回説明会がありました。聞きっぱなしですよ。こういう意見がございました。じゃあそれに対してどうなのかという回答は全く示されないと、これが一番の問題です。

我々も、私も地元ですから、地震のときはですね、お互いさまで我慢に我慢をみんな重ねてきたわけです。ましてやですね、高尾野は町道がですね、国道になっちゃったんです、いきなり。ミルクロードも、いわゆる農道がいきなり国道になってしまったということです。今年度中にその復旧ルートが完成したと。それは喜ばしいことでしょうけど、じゃああそこで迷惑を被っているところはもうほったらかしにされるのかということですよ、私が心配するのは。だから今質問をしているわけです。今年度中に終わればそれまでにちゃんとした約束を取り付けなくちゃいけないと、そのためには、住民の皆さんの意見、疑問をちゃんと受け付けて、きちんとした丁寧な回答が得られるかどうかということです。

先般、現地視察もありましたが、山のほうは全部見ました、トンネルとかですね、トンネルを過ぎた阿蘇谷のほうはですね、全部立体交差なんですよ、交差点はありません。ところが、大津だけではですね、この肝心な入り口のところで、市街地があることに平面交差になってしまったわけですから、そういう意味で、町としてですね、関係住民の皆さんに対してきちんとした説明会をやる、意見・疑問を受け付けて丁寧に回答をする、そういう機会、これをきちんと、何ていうかな、住民代表として、町として、国や県にちょっと約束を取り付けていただきたいと、これが一番の問題です。もう一度お答え願いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員の言われるとおりでございますので、今後についてはしっかりとその辺の問題については十分国土交通省と相談しながら説明をもっていきたいというふうに思います。

途中の区間、例えば、平川のところまでは、あれは復旧道路というような形ですけども、将来は高規格になる、あれから真っすぐ325まで通っていくというような形になると、そのような役目になるともうそのまま高速80キロぐらいの高速道路になってまいりますので、そこには平面交差というような形は一切取られないというような状況になってまいりますので、説明関連等につきましては、十分国交省との打ち合わせをしながら地元でしっかりと説明、ご希望をとということで大変今までも地元の皆さんの信号を付けてくれとか、いろんな形で言われてきておりますので、なかなかうまくその要望が叶えていない状況でございますので、今後もしっかりと地元の意見を取り入れながら、県・国のほうへしっかりと要望をさせていただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 新しい立派な道路ができれば地元は喜ぶだろうという、一般的には思うわけですが、新小屋桜山線も高尾野の住宅街の真ん中で広い道ができましたが、町長もご承知のとおり、5月5日の子どもの日に幼い子どもが交通事故で命を奪われてしまったわけです。道路が広がれば安全かということは絶対あり得ないということですね、今度の北側復旧ルートがいくら立派な道路が通ったからといって住民の安全が確保されなければ町としての責任は果たせないと、町民の命を守るのが第一でありますから、強い決意でですね、住民の安全、利便性を最優先に国・県と交渉をしていただきたいと、このことを重ねて申し上げて質問を終わりたいと思います。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。10時40分から再開します。

午前10時26分 休憩

△

午前10時40分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 皆様、おはようございます。1階の談話室で傍聴をいただいている皆様もお忙しい中、朝早くからお越しいただき大変にありがとうございます。報道関係の皆様もありがとうございます。5番議員、公明党の豊瀬和久です。本日は通告にしたがいまして、新型コロナウイルス感染症への対応について簡潔に質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まずはじめに、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、入院治療されている方々にお見舞いを申し上げます。

昨年来、世界で猛威を振るっている新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、見えないウイルスへの不安や何が危険か明確にはわからない状況で人々の不安や警戒心が増しています。今がまさに感染が拡大するか終息できるかの瀬戸際で重症化しやすい高齢者や基礎疾患のある人への感染を防ぐために重要な正念場です。無症状者からの感染もあり、人と人との接触を避けるために外出の自粛や休校の延長など、やむを得ない状況となっています。そのような中、熊本県内で感染者が出られたことを受け、2月23日には、いち早く家入町長を本部長とした大津町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置されました。そして、町長のリーダーシップのもと、最前線の職員の皆様の一致団結した対策訓練が行われるとともに、重症化のリスクが高い妊婦さんなどに対し、町が備蓄していたマスクを郵送により配布されるなどの対応策を着実に進められていることや、経済対策など近隣自治体に先駆けた機敏な取り組みに対して心から敬意を表します。

しかし、インターネット上では、2月下旬ごろから中国から輸入ができなくなる、マスクと同じ原料などの誤った情報が出回り、これによる品薄情報がSNSなどで拡散してスーパーやドラッグストアでゴミ袋やトイレットペーパーが一時品切れになるなど混乱をしました。また、ウイルスは27度で死滅するため、防ぐにはお湯を飲んでくださいであるとか、高熱がある場合は、身体を温めて生姜スープを飲めばいいですなどといったデマ情報も拡散されました。WHO世界保健機関は、ウイルスの感染や対策についての間違った情報や噂が広がっているとして注意を發表し、虚偽の情報の拡散は新たな病気が見つかった際に、これまでも起きていたが、最近ではネットを通じて、世界のあらゆるところに届くと述べられています。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大は、世界的な大流行を意味するパンデミックにあたるとの認識を示すとともに、根拠のないデマ情報が大量に拡散するという意味のインフォデミックが起きているとし、正しい知識をもって適切な対策を行うよう呼び掛けています。

ネット上の不正確な情報は国民の不安をいたずらにあおるものであり、社会を混乱に陥れかねません。

不安な心理状況に付け込んで金銭や個人情報を要求する詐欺も各地で相次いでいます。未だ収束の

見通しが立たない中で、町民の不安を和らげるには正確な情報提供が何より重要であると思います。

町では、ホームページや防災行政無線、からいも君だより、回覧文書などを通じて情報を発信をされていますが、情報拡散の規模やスピード、多様性を考えると、熊本地震の際の情報発信の教訓である、幅広い年代の住民に対して情報をくまなく届ける課題に対する解決方法として、以前より提案してきたLINEなどのSNSによる情報発信と情報収集を今のような非常事態にこそ行うべきではないかと思っています。

現在、LINEについては、準備を進められている状況だとは思いますが、一日も早く情報を提供することと、逆に、LINEで町民からの情報提供が受け付けられるようにするべきだと思います。

例えば、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から確定申告期限が延長されたことや、国が緊急対応策の第2弾として打ち出した、臨時休校に伴う保護者への給付策や経済対策などのような、国や県と連携した支援情報を住民に確実にお伝えするとともに、デマ情報が広がった場合は、即座にLINEの拡散性とスピード感を持ってリアルタイムで正確な情報を提供してデマを打ち消すことが重要です。

もう1点は、人権への配慮という観点から町内から感染者が出られた場合の情報公開のあり方についてお伺いいたします。

感染拡大の防止や憶測やデマを広げないためには、一定の行動などの情報の公表も必要だと思いますが、患者さんやそのご家族に対して、情報公開について事前の相談を十分に行って、いじめや差別、偏見が生じないように配慮するとともに、患者さんがよりよき治療を安心して受けられるようにあらゆるケースを想定して町としての意見や要望を取りまとめた上で、県や菊池保健所と協議を行うなど、事前に万全の体制を整えておくべきだと思います。

新型コロナウイルスによる感染者の拡大をめぐっては、中国から帰国した人やクルーズ船の元乗客、さらにその手当にあたった医療従事者などに対し、いじめや人権侵害にあたるような言動が各地で報告をされています。患者さんの情報の公表に関して、町の役割と情報公開に関する考え方をお伺いいたします。

この非常事態に対して、町民の命と人権を守り抜き、一人の町民も取り残さないためにあらゆる対策を講じていくべきだと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員の新型コロナウイルス感染症についてのご質問の情報が一番だというようにのご質問でございますけども、もう議員おっしゃるように、昨年11月に中国で発生いたしまして、今ヨーロッパのほうで大変流行し、本当にイタリア関連等についてはもう2万1千157人近くの感染者がおられるというようなことで、世界におきましても14万人以上、あるいは5千393人近くの亡くなられた方がおられるということございまして、日本におきましても1千514人の感染者の中で31名の方が亡くなられておられるということございまして、大変心よりご冥福とお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

このような形で議員おっしゃるように、経済関連もなかなか終始がつかない状況の中で、今後の経

済対策についてもしっかりと取り組んでいかなくちやならないということで、まずは我々としては、感染防止のために全力を尽くしてやっていきたい。その後、国が今後大企業や関連等についての対策を今練られて、2弾、3弾というような形で出てくるかと思っておりますので、その辺を精査しながら、そして町でできるものは町でしっかりと対応することについても国の支援をお願いしていきたいというようなことで、我々町村会のほうからも国のほうにしっかりと今要望をしておるところでございます。現状等につきましては、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。私のほうからは、LINEによる情報発信に基づいて早急に対応していくべきじゃないかということのご質問についてお答えをいたしたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症の関連情報につきましては、現在、町のホームページの中で各種の行事、あるいはイベントの延期、中止の情報、それから小中学校の臨時休校の情報、中小企業、小規模事業者支援情報等を発信をいたしてございまして、感染者の関連情報についてはトップページにバナーを配置し、情報の一元化を図っているところであります。議員おっしゃいますように、正確な情報を発信することはとても重要なことでありまして、また、そのことによりまして住民の方々の不安を和らげることもつながるといふふうに私も思います。

議員ご提案のLINEによる情報発信につきましては、すでに地方公共団体アカウントの取得など今準備を進めているところでございまして、現在、LINEにて情報発信を行えるように様々な設定作業にあわせ、テスト配信を行うなど動作確認を行っているような状況でございます。まさしく、今、新型コロナウイルスの関連情報が求められている中で正確な情報発信のため、早期にLINEによる情報提供ができるように進めてまいりたいと思っております。

また、LINEの開設の情報提供につきましては、多くの方々に使っていただけるように、町のホームページ、からいも君メールはもちろんのこと、4月号の町の広報誌あたりでも周知をするようにしておりますので、そういったところで進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 皆さん、おはようございます。私のほうからは、町内で感染者が発生した場合の情報公開に関する町の役割や考え方についてご説明いたします。

まず、新型コロナウイルス対策の根拠法である感染症法では、感染者情報の公表に関する規定があり、国と都道府県に対し、積極的な公表を求める。一方で、個人情報の保護にも留意するよう求められています。

感染症が発生している都道府県では、法律が求めている感染拡大防止と個人情報の保護のバランスに考慮しながら、公表の内容をそれぞれ決めているため、都道府県間で公表内容のバラつきが見られる状況でございます。

熊本県の場合、県内で感染者が発生した場合、熊本市を除き、県が感染者情報を公開することになっています。個人情報保護の観点から、性別、年代、管轄保健所名に加え、可能な範囲での行動歴を

公表して、感染者の住所や関係施設の固有名称などの情報については、県は公表しておりません。

しかし、先日、有明保健所管内で発生した事例のように、感染者の勤務する高齢者施設の名称について、感染拡大防止の観点から施設側が同意して公表したケースも出ている状況でございます。

菊池保健所内で感染者が発生した場合、県から町に連絡がありますが、県の公表内容と同様に、感染者についての氏名や住所などの個人情報には伝えられない扱いとなっております。

また、感染者の対応と濃厚接触者の特定と健康観察は、県が対応しますが、濃厚接触者の名簿などの情報も町には提供されません。

しかし、感染者が保育所等の園児や学校の児童、社会福祉施設の利用者などの施設関係者である場合には、感染拡大防止の観点から、必要に応じて施設の休業やサービスの停止などの措置が行われることとなりますので、感染者本人または保護者、家族の同意を得て、県から町に感染者の個人情報が連絡されることになっております。

感染者情報の公表内容につきましては、感染者やその家族、濃厚接触者などの関係者の人権侵害や偏見、風評被害などが生じないように十分な配慮をしたうえで、その時点での感染の広がりや、様々な状況を勘案し、県と相談し、発生ケースごとに判断していくことになると考えております。

こうした状況を踏まえまして、全国知事会から公表に対する統一的な対応方針を策定するよう政府に提言書が提出されたという動きも出ているところでございます。

また、町におきましても、熊本県に対しまして、感染者情報については、県と熊本市の情報提供量（医療機関名や感染経路等）が異なっているため、個人情報への配慮は理解できますが、なるべく多くの情報を提供していただくよう要望をしたところでございます。

職員に対しては、町対策本部の訓練の中で、個人情報の取り扱いについて啓発を行っているところでございます。また、あわせて、住民の皆様に向けても風評被害や人権侵害の発生を防ぐため、町や県が発信する正しい情報に基づき、冷静な行動をとっていただきますよう啓発を行っているところでございます。

今後につきましても、菊池保健所及び管内市町と連携をとりながら、感染対策の徹底を基本に、感染防止について万全を期して取り組んでいくところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 3点ほど再質問をさせていただきます。

1点目は、LINEでの一番最初の情報発信としまして、いつも町民に寄り添われている家入町長からの町民に対するメッセージを送っていただきたいと思います。現在の取り組み状況とともに、励ましを送っていただくことで、町民が安心感や希望、思いやりの心をもって大津町民全体が一致団結して新型コロナウイルスに立ち向かい、この戦いに勝利することができるのではないかと思います。ぜひ町長よりメッセージを送っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

2点目は、LINEでの情報収集に関して、電話で受け付けるよりも様々な業務の内容の軽減ができて、自治体がLINEを活用するメリットだと思いますので、そのLINEで情報収集もあわせて

行なうべきではないかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

3点目は、人権とか、今個人情報については配慮をされていると思いますけれども、もしも感染された本人やご家族に対していじめや人権侵害にあたるような言動が起こった場合には、町としてどのような対応をされるのか、お伺いをいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の町長のメッセージにより住民に不安を払拭するためにぜひということで、これはもう熊本震災のときの折にも議員からご指摘を受けておるような状況でございますので、今後につきましてメッセージを送るようにしっかりと住民に勇気を与えるようにしたいというふうに思っております。

L I N E 関係等につきましても、もう日頃から豊瀬議員のほうからいつもおっしゃっておるように、情報発信につきまして、現在、準備を進めておりまして、早急に住民の皆さんに周知を行い、L I N E での情報提供ができるよう進めていければなというふうに思っております。L I N E 関連等についてのその状況については、また担当のほうから説明をさせていただきます。

人権関係が及んだときは、即人権学習関連等についてしっかりとその辺の指導をやっていきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 2番目のL I N E 関係で情報の提供が収集ができるような形ということで、今回、L I N E でアカウントを取りまして、いろんな情報をですね、プッシュ型で皆さん方にお知らせをするということで、当然今までもからいも君メールあたりでも、ホームページでもやっておりますけれども、さらにその内容を充実するような形で、そしてまた、情報手段の一つとしてL I N E で情報提供をしてやっていきたいというふうに思っております。今回、L I N E につきましてはですね、特に防災関係、あるいは緊急時の緊急連絡先、病院関係のですね、そういったところから、まず、それから、ホームページのリンクですね、そういった関係も含めてやっていきたいと思っております。当然、L I N E の双方向についてはですね、将来考えていかなければならない課題だと思っておりますけれども、まずはですね、例えば、そのお金がかからないような形で、例えば、今のコロナウイルスということで、例えば、単語、キーワード、コロナウイルスと打ったときに、返信がコロナウイルスのホームページへ飛ぶというようなこともできるでしょうし、あるいは、議会と打ったときに、議会のほうのホームページにリンクすると、そういうような形で、まずはできるところからですね、L I N E についての情報がお互い交換できるような形をやりたいなというふうに思っております。

人権につきましては、先ほど町長が申し上げたように、もちろん起こった場合は早急に対応していくということですが、まずは起こらないためにどうするかということで、しっかりと個人情報の取り扱いですね、情報提供のあり方については、当然個人情報の取り扱いに十分注意しながら、なおかつ住民の方が混乱しないように正確な情報をですね、きちんと伝えていくことが大事じゃないかというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 新型コロナ感染症に対する正確でスピード感のある情報提供と人権を守る万全な態勢の構築をよろしくお願いいたします。

私も公明党のネットワークと小さな声を聞く力を最大限に発揮して、新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息と社会の安定化に向け、全力で頑張ってもらいますのでよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時15分より再開します。

午前11時00分 休憩

△

午前11時15分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 通告書にしたがいまして一般質問を行います。今回は、毎年ではありますが、町長の施政方針を聞いて、その中から2点質問を行いたいと思います。

まず、コロナウイルス関係であります。もちろん、今回の事件は緊急事態でありまして、もう世界で大変な状況になっております。町長が施政方針を行う、ちょうど同時ぐらいですね、それぐらいにこういったパンデミック宣言やいろんなものが出てきまして、多くはその施政方針の中にはなかなか盛り込まれていなかったのではないかなということ質問を行いたいと思います。

その中でも町長が施政方針の中で申し上げられました、生まれ育った人材が地域の職場で働き大津町に住み、将来の大津を背負ってもらえるよう雇用の場の確保に努めると言われました。非常にいい言葉だなと感心した次第であります。やはりこの大津町が住みよくて、職もあって、生業を立てることができる。これは大前提でありまして、魅力ある大津町の発信を今後も行いたいというふうな施政方針の一節であったかなと、そういうふうに考えます。しかしながら、事態は大きなうねりとともに変化をしております。コロナウイルスの今後の動向によりまして、この町長の施政方針をやむなく別の方向に向かわなくてはならないような事態が発生するかもしれません。よって、現状認識と今後の大津町の作り方、この構築の仕方というものが変わってくるものと私は考えております。

ということで、緊急対策本部を立てられたということは、ごく当たり前の流れでしょう。ただ、現状認識を考えますれば、私が考えますのは、町民に対してどういった備えをしているかという発信ですね。それと、またいろんなその雇用の場を提供しておられる方々に対するいろんな補助や施策を駆使して、この難局を乗り切るというようなそういった市政を町長自ら発信すべきではないかなと思います。この点につきましては、先ほどの豊瀬議員とかも指摘しておられました。やはり町のトップの自らの発信というものは、非常にこういうときには大切だと私も考えます。現状認識ということと、そしてまた、このぶれが生じたであろうと雇用の場ということについてお聞きしたいと思います。

そしてまた、私の現状認識を申し上げますれば、このコロナウイルス関係におきまして、飲食店やいろんな物販店あたりのその人の動きというものが非常に鈍っております。今週、先々週ぐらいからですね、もう予約の取り消しや、そして、そういった一見さんやいろんなものが入店されないという

ような形で飲食店業あたりは大打撃があつて、それこそそういった仕事というものは、その日銭というものがですね、回転資金であります。ですから、こういった業者、小規模企業や商店や小売業、飲食店、こういった事業所に対するフォローは緊急を要すると私は考えております。ですから、じゃあどういった対策を行政でできるのかということになりますが、ここが知恵の出どころでありまして、私は、こういった中でも経済活動は日本全国、世界で経済活動はありますけれども、かなり制約が各国起きてきているのが現状ではないかなというふうに思っております。

しかしながら、この熊本、そして大津町を見てもみすれば、私の息子たちも当たり前前に会社に出かけて行っております。もちろん手洗いをし、そしてまた消毒をし、マスクをして出かけて入社するという形を取っていると聞いておりました。ですから、経済活動はあつておりますが、この町内の商店街、そういったものにお金が降りてこない。人が動かないということになっておりますので、こういったことに対してもフォローをするべきではないかなと思います。

そこで私はいろんなことを考えたんですが、やはり人が動くためには何をすればいいのか。ということは、きちんとしたこのウイルスに対する知識というものをマニュアル化して、そして、そういったものの対策をきちんとやっているうちは飲食店業です。例えば、お一人お一人の空間を確保するために、入店の規制をかけます。そういったですね、例えば、大津町独自のそういったマニュアルを作成して、各店舗にのぼりやポスターなどを貼って、少しでも安心してその入店していただいて、そして、そのお店も活性化させるというような、それぐらいのですね、やはり英知を集めてフォローしなければならぬというふうに考えております。これは私がただ単に考えただけですので、たくさんのそういった知恵や英知が本当に今必要になっていると思います。飲食店業あたりが特に厳しい話を、私は職業柄聞きますので、本当にもうお金が回転しない。物が買えない、そういった材料が買えない、もうそういったですね、お金の流れが止まってしまっているんですね。

ところが、じゃあほかの仕事を見てもみましょう。そのときに、この役場の職員、我々議員、考えたときに、こういった状況でも当たり前報酬や給与は支払われるというシステムです。ですから、今のこのコロナウイルスによって非常に苦しんでいる方々に対して、私はもう非常に気の毒な感じのほうが強いです。ですから、そういったことを考えますれば、我々は我々の持った今までのキャリアと知能をですね、集結してこの難題を乗り切らなければならないと、そういうふうに考えます。

まず、最初に、そのことについて、町長に質問をいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の質問、町内の企業をはじめとする飲食業関連等についての大変厳しい状況で今あると、収入がゼロというようなところもあるようでございまして、また、例えば、道の駅に行きましても、もう町外の客、あるいはバス、いろんな方がお見えになられないというような状況でございますので、売り上げも半分以下というような状況を聞いております。そういうような状況の中で、JAの総務部長をはじめとし、あるいは、商工会の事務局長といろいろと現状のところをご相談をさせていただいております、いろいろな話の相談があつておるといふような状況でございます。もちろん、金を貸す側についても大変厳しい状況であるといふようなことで、肥後銀行のほう

ともご相談をさせていただいたけども、いろんな問題をクリアしていかなくちやならないというような状況でございますけども、大津町としても独自のものを何かできないかなというような状況を今把握をさせていただいております。

もちろん、国・県のほうでは第2弾、第3弾というようなことが今後出てくるものと思いますけども、そういう状況についても担当のほうでしっかりと今精査しながら、町独自で困っておる方々のその国・県からの対策が漏れたものについてどう取り扱うかというようなことをしっかりと今調査させていただいておるような状況です。そういう関係で、農業関係では、和牛や消費者の低迷や給食飲用乳の出荷停止、あるいは野菜は外食の減少で需要減となっております。

また、企業関係では、中国とのサプライチェーンの寸断による生産調整、在庫不足が生じ、国内生産に大きな影響を及ぼしております。

商業・観光関係では、小売店、あるいは飲食業、宿泊業で多数の行事中止等で大幅な売上減少が続いております。

政府は、3月10日までに2回の緊急対応策を公表しておりますが、県も同日までに中小企業及び農林漁業者向けの金融支援策を公表し、県内各自治体では、熊本市が県の金融円滑化を特別資金と連携する3年間の利子の全額補助制度を公表しております。

WHOの世界保健機関がパンデミックを宣言すると同時に、円高が進展し株価が暴落する状況であります。町内企業での経済活動や雇用へのさらなる影響を食い止めるためには、議員ご指摘の早期支援策が必要であると判断し、中小企業及び農林業者の支援策として、熊本市と同様の県資金と連携する利子補給を含む補正予算の追加提案を予定しております。

現在、町内の商工業事業所数は約1千事業所あり、そのうち7割が小規模事業者です。このうち影響の大きい宿泊・飲食業は約80事業所となっております。今回の支援策の主な内容ですが、中小企業支援については、多くの相談が寄せられている運転資金繰りに寄与することを念頭に、県の金融円滑化特別資金の貸付実行に伴う利子の全額補助を予定しております。

農林業者向けの支援につきましては、同じく、県の新型コロナウイルス対策資金貸付実行に伴う利子及び保証料の一部補助を予定しており、その一部補助は県・市町村・金融機関の負担割合が義務づけられており、県と金融機関が補助を行うことで無利子となります。

熊本地震での事業用施設の復旧では、高率の国補助事業を活用してきたことから、利子補給までいきませんでした。今回は早急な対応の必要性があるため予算措置を検討するもので、県の資金制度と連携でより効果が高まることを考えております。

今後の終息が見込めない現状において、その他の支援策の検討も必要になりますので、感染拡大により企業活動や雇用情勢等は日に日に悪化していることから、政府は、4月の緊急経済対策の取りまとめを行っており、子育て世帯への現金給付、個人事業主への支援拡充が検討されているようです。

今後の町の支援については、国、県の情報収集はもとより、金融機関、商工会、JA、企業連等の町経済団体との連携により、敏速な情報収集と正確な実態把握に努め、国・県の支援策と重複せず、公平性と効果の見込める支援を検討いたします。

その際、緊急性の高いものにつきましては、予備費を活用させていただき、また、国・県の動向を踏まえ、町としてやるべきことにつきましては、財政調整基金を取り崩すなど、支援をしっかりとしまいたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

町長の答弁はある程度予測はしましたが、大体それはまず出てくるだろうと思いましたが。実際の経済を見てもみすれば、商工業者の方々、例えば、小規模業者の方々がですね、企業者が、どういった事業内容かというものを深く考えたときに、無借金で経営されているとこってというのはほとんどないんです。ですから、今も借金は持っておられる。それも熊本地震を我々は経験したんですね。ですから、すでに返さなくてはならないものというものは熊本地震において、それから膨らんでいるんです。そして、今回、利子やいろいろな保証料を補てんするといっても、元金は増えるわけですから、ですから、返す金っていうのはやっぱり増えるんですよ。だから、それが回転資金や運転資金となったときに、お金を借りました。しかし、それは自分が食うためのお金を借りたんだということになるんです。ですから、経済を動かすには人が動くしかないんです。お金を動かすしかないんですよ、実は。ですから、例えば、FRBがもう実質的なゼロ金利に踏み切りまして、好感してニューヨーク市場は1千700ドルぐらい上がりました。ところが、今日になったならば先物はもう1千ドル以上下がっています。ですから、政策金利を下げたとかですね、そういったものはもう債権市場でも流れないんですよ。実際、結局それっていうのは、もう早くから指摘している、エコノミストもおりました。もう金利を下げ、そこから株を買うとかですね、そういったものはもう連動しなくなったという指摘が実際あるんです。じゃあ大津町の経済をどう立て直すかを私は議論したい。そのときに、この議会でもできたじゃないですか。止めようか、延期しようかと言いましたよね、この議会。けどちゃんと空間を広めて、そして空気を入れ替えながらやっています。これを大津町の経済に充てはめなきゃいけないでしょうということです。要するに、我々は消費しなければならないんですよ、こういうときに。ここが非常に重要なんです。この理解をしなければ、だから、もう本当に言いづらいですけども、いろんな飲食店が持ち帰りできますとか、そういったことを言ってる、のぼりを。これは効きません。持ち帰りはその辺に行けば、弁当でも何でも買えますもん。それと競争しようとしたってだめなんです。そこの店で温かい、そのタイミングで出さなきゃだめなんです。お店の存在価値がなくなるんですよ、そしたら。だけん、あれはもう今できることって思っているんですけども、本当は我々が行って食べたり、飲んだりしなければならぬんですよ。ただ、それにはお店がきちんとしたそういった用意を、体制整備をしなければならない。それに対して出動したほうがいいですよ。こういったことの方がですね、实体经济を知るか、知らないかです。そのことによって、消費がいろんなものが回るんです。肉や魚、野菜、いろんなものが回ります。これを回さなきゃ、ここが問題だと思うんですよ。こういったことを議論しないと、町長がもちろん説明やってくださいと、我々はこれを乗り切りましょうと、これも大切です。しかしながら、人間は食べられんならば生きていけないんですよ。そのための生業としているものが今危ういんですよってということです。

ですから、多くの商工業者に聞きましたならば、こう言われるんですよ。もう金利とか、保証料とかよりも、もうそれこそお金をもらわん限りは、自分たちはもうだめだもんで、こう言われる方、実は多いんですよ。もう借金するしこしとるって。だからそういったことで、じゃあ金利をみますって、金融機関、金融機関査定しますよね。金融機関はですね、自分たちが返済の能力のないと査定した場合は貸しません。こういうときは特にです。だって、もうすでに借金膨らんでいるんですから。熊本地震のときから。私はこの点を、この一般質問の通告書に込めたつもりです。これがお金の流れです。ですから、そういったことをきちんと踏まえた上で、我々役場の人たちも、議員ももう危険なところにはいかんでいいですよ、そんな混み合っているところなんて、ああ空いてるねって、じゃあちよつと1杯飲んでいこうかって、じゃあおい定食ば1回食べて行こうかぐらいの気持ちをやっぱりしていんですよ。これがですね、全体の奉仕者です。経済も知っている、世の中の流れを知っているっていう形で公務員たる役割は、今、この200人プラス、今度はまた増えましたよね、ただのあれじゃなくなりましたよね。だから、いろんな形でここに役場関係の人というの、もう何百人ですか、もう300人、400人ですぐなるんですよ。そういった方々に店に行ってもらいましょうよっていう形ですよ。じゃないと、そしたら、おそらくほかの自治体も真似すると思います。大津町ってやってみるねって、いや、こういったとき、自分のへそくりでも1千円、いや定食食べに行ったらって、それぐらいの気持ちあっていいと思いますよ。こういったものは、食べに行けというのを、例えばですね、飲みに行け、食べに行けを町長が指示するのはおかしいかもしれません。しかし、違うんです。大儀としてそういった方々が苦しんでおられるから、皆さん、考えましょうよって、君たちは当たり前給料もらっているよねってということを書いていただきたいんですよ。だから、町民の方々だけでなく、組織の方々にも言ってほしいんですよ。消費をやってくれと。そうして、物を回そうよって。これ大切だと思いますよ。ここがリーダーたる由縁だと私は思いますんで、この点について、再度質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 町長。

○町長（家入 勲君） 永田議員の再質問にお答えします。

本当に飲食業関連等の店におきまして、大変収入が半分以下ちゅうか、もう客が来ないというような状況でございますので、町としましても、この3月いっぱいになるだけ、なるだけちゅうか、危機期間として捉えながら対応をしてきたわけでございますけれども、状況を見ますと、3月の終わりにはおてつくかと思ったんですけども、今のような世界流行ちゅうか、広く広がる中におきまして、10年前のあのときと同じように、この感染は1年かかるんじゃないかなというような専門家の話も出ております。そういう中におきまして、世界中の皆さんがワンチームとしてしっかりとこの拡散防止に努めていこうというような流れが今大きな流れになっておきまして、大きなスポーツのイベントははじめ、いろんな形で行われておるのが中止になったり、延期になったり、小規模、縮小したりされております。

我々も、大津町においても、大変歓送迎会、あるいは歓迎会の異動の関係で大津町に役場職員が金を落とすというような大変な時期にこれを止めるというようなことになると、大津町の商工関連等に

については大変な痛手であるというようなことは、もう重々わかっておりまして、大きな20人以上とか、15人以上関連等につきましては控えていただきますようにと職員のほうにも指示しております。もちろん、10人前後につきましては、それなりの対策を自分で取りながらしっかりとその辺の感染にならないような形でやることについては、十分検討をしていただければなというようなことで指導はしております。

しかし、我々としては、やっぱりその辺の課、係関係で小さくやるのが一番ベターかなというような思いをしておりますけども、それはもう担当課、課長のほうで検討をお願いし、大きいものについては、今回の議会、あるいは大津町職員の全体の歓送迎会については、一切取りやめと。4月に入ってから幹部の交流会関連等についても止めさせていただいております。そういうもしものことがあると、我々としては、大変な批判を浴びるちゅうか、大津町だけでなく、この近郊からも非常な非難を浴びないようにしっかりとその予防対策を十分取りながら、今後について、しっかりと対応をしていくためには、それぞれの町民、あるいはそれぞれの職員関連等が自覚を持って危機対応にしっかりと取り組んでいただけるよう指導、検討をお願いしております。

もちろん、利子補給、金を借られないというような状況も中に出てくるということを、今日、商工会の事務局から聞いておりますので、その辺の金の借り入れ、借り換え、あるいはその金額、そういうものもこの前の対策会議でいろいろと今検討をさせていただいておりますので、できない人たちについてはどのような形で支援するかというようなことも今考えておりますけども、見舞金の1万円ぐらいやってもどうしようもないというような状況でございますので、何らかの支援を今後検討をしていくことをしっかりと国のほうにも、今、町村会を通じながらいろいろと要望をしっかりとやっていただいております。しっかりとこの期間を乗り切るように町民共々頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） もう答弁の時間はなくなるとと思いますが、3度目の質問をいたします。

町長が大きな批判を受ける。それは立場上そうでしょう。やっぱり失敗したくないですね。我々だって怖いですが、それ。しかしながら、人をこういったときには信じるしかないんですね。各位が公衆衛生に気を付けて、そして、振る舞うということは非常に大切です。ですから、そういったものの集まりでしょう、役場の人たちっていうのは、職員で。でなければならぬんですよ。ですから、控えろというそういった指示をするのであれば、もう収まったならばどんどん飲みに行けて、食いに行けてというような指示もしてこれは当たり前ですよ。右があつたら左がありますよ、表があつて裏があります。それぐらいの指示していいと思いますよ。じゃあどうするかって、じゃあ3月いっぱい動くなとか行ったならばですね、今、たった今ぼく考えました。じゃあお金を回すためにはどうするかで、まず商品券か何かもう発行してもらって、まず先に買いましょうよ。そうしたらお金入りますから回せますよ。して、この商品券はそのあと使えますとか、まず今生き延びなきゃっていう状況ですよっていうことです。この点を今考えたばかりなんで、根拠はありませんので、そういったことも非常に、もっともっと知恵を出しましょう。そういった形で乗り切りたいと思います。

また、次回、しっかりと質問をさせていただきたいと思います。終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時44分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 皆様、こんにちは。モニター越しになりますが、傍聴の皆様もお忙しい中、ご来場いただきまして誠にありがとうございます。それでは、お許しをいただきましたので、通告にしたがい、議席番号4番、金田英樹が一般質問いたします。

本日は、通告書に記載のとおり、同僚議員からもいろいろなご意見や提案、質問等出ておりますが、新型コロナウイルスへの対応ということさせていただきます。

新型コロナウイルスによって住民生活の様々な面に影響が出ております。先行きの見えない状況において、国や県でも様々な対応を行っていますが、本町も住民に最も近い基礎自治体として、様々なケースを想定して先を見据えながら対処していく必要があります。例えば、不特定多数の住民が訪れる庁舎内における感染予防策、職員感染時の業務遂行体制の維持、町が提供する介護予防などの福祉の取り組み、小中学校の休校期間及び当該期間における学習の遅れや保護者へのフォロー、さらには農工商分野における国や県の支援との連携や上乗せなどは基礎自治体だからこそより具体的に取る項目だと考えております。

新型コロナへの対応としては、すでに国や県でも、大津町においても様々な検討や対応がされておりますが、今回の一般質問においては、町が一義的に果たすべき役割や財政状況、職員体制を踏まえた上で、基礎自治体だからこそより高い効果を発揮できる項目、そして、より大きな責任を持たなければならない項目に焦点を当てて質問いたします。

具体的には、町内における感染防止策、役場の業務遂行（住民サービス提供）体制の維持、すでに潜在化、顕在化している諸課題への対応策を整理するとともに、住民に対して迅速かつわかりやすく状況を伝えることで不要な混乱等も防ぐ必要があります。学校の休校要請を受けての対応に象徴されるように、全国的にも各市町村の対応は様々であり、家庭にも大きな影響を及ぼしています。基礎自治体として果たすべき役割、責任は非常に大きく、だからこそ、その取り組みで住民の暮らしは大きく左右されます。

以上を踏まえ、以下の4点について、町長及び教育長の答弁を求めます。

まず1点目は、不特定多数の住民が訪れる役場庁舎内における職員及び来庁者への感染防止策について伺います。また、あわせて、仮に職員の感染が確認された場合の対応及び業務遂行体制、いわゆるBCPについて伺います。

2点目は、町が直接に行う介護事業などにおける抵抗力の低い高齢者への感染防止策について伺います。また、今回の外出の自粛やジムや公民館などの各施設の一時閉館、自主的なグラウンドゴルフ

などの活動休止などによって、特に高齢者における引きこもりによる孤立や運動不足が危惧されます。現状、そして、今後事態が長期化することも踏まえ、自宅内で可能な運動の呼びかけやプランの提供などが必要であると考えていますが、健康状態低下への対策についての町の取り組みを伺います。

3点目は、学校での児童生徒間にける感染防止策について伺います。また、大津町では、近隣自治体に先駆けて速やかに特別支援学級の児童生徒及び小学校3年生までの児童などの受け入れを行っておりますが、臨時休校による学習の遅れへの対応及び今後さらに臨時休校が長期化した際も踏まえた保護者負担の軽減策について伺います。

4点目に関しては、こちらは先ほど同僚議員のほうで詳しい答弁ありましたので、答弁のほうは結構でございますが、意見として、上乘せ策の話がございましたけども、例えば、熊本市はいち早く方針と方策を打ち出しました。もちろん、国が状況を見ながら、順次新たな支援策を検討している段階のため、町独自の支援や上乘せが勇み足になる可能性もあります。しかし、やはりほかに先駆けた支援は既存企業や事業者への安心や信頼感にもつながります。また、今後の企業誘致などを考えた際にも、企業にやさしい町としてのブランディングにつながるため、素早い対応、さらに、現場の状況に寄り添った中身の充実は今後の町の財政や雇用発展のためにも重要であり、町としても確たる理念、思想感を持ちながら速やかな対応ができる体制を整えておくことも大切だと考えております。コストだけではなく、投資という意味もあるという形で考えています。

以上、3点について、以上、町長及び教育長の答弁を求めます。

○議 長（桐原則雄君） 町長。

○町 長（家入 勲君） まずもって金田議員の新型コロナウイルス感染症の対応についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず第1点目は、役場庁舎等における新型コロナウイルス感染症の感染対策につきましてでございますけども、厚生労働省、国立感染症研究所などが示しております、専門家の知見に基づく感染対策を着実に実践することが一番効果的かつ重要であると考えております。

また、役場仮庁舎や町施設等で働く職員に感染者が出た場合や、感染拡大防止のため多くの職員が自宅待機となった場合なども想定し、住民生活に支障が生じないよう組織全体としての必要な業務体制の確保を図ることが必要であると考えており、具体的には、一部窓口業務の縮小や従来どおり継続する業務、あるいは中止・中断する業務との区分けを行うなど、非常時における優先業務の整理とあわせて職員の配置計画などの組織的体制づくりに取り組んでまいります。

業務継続計画につきましては、すでに策定しております「大津町新型インフルエンザ業務継続計画」をもとに、全庁的な見直し作業を終えておまして、組織全体としての業務体制の確保に努めているところであります。

今後につきましても、町の庁舎等における感染対策が町内の様々な施設や事業所等の手本となるよう、職員一丸となって取り組み、感染防止に万全を期してまいります。

次に、「高齢者の感染予防対策及び外出自粛による健康状態の低下への対応について」のご質問にお答えします。

全国的、また熊本県内の新型コロナウイルス感染症発生を受け、本町におきましても、住民の皆様にはもとより、関係団体の皆さんにもご協力をいただきながら感染予防対策に努めているところです。

今回、感染症にかかることを予防することが第一義的な町の使命であることから、町から各事業対象者へ不要不急の外出自粛や各種行事の中止をお願いしております。

それに伴い、高齢者を含め、多くの住民の皆さんが自宅において外出を控えるなどの感染予防に協力をいただいております。感謝を申し上げます。ご質問の中にありました高齢者等への健康・介護予防に関する支援に関しましては、現在、担当課をはじめ関係機関へ町民への支援を細やかに行うべく指示を出しているところであります。

議員おっしゃった、ご意見いただきました、農工商業者への支援については、今後しっかりと国・県、あるいは町独自の支援関連等を十分検討しながら、大津町商工の大事な中小企業、零細企業をしっかりと立ち上げていくことが我々の一番の義務と、また、大津町に求められておる大事な商業の活性化の一環だと考えておりますので、十分その辺は関係機関の状況を把握しながら、しっかりと取り組みをさせていただければというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） こんにちは。私からは、金田議員の新型コロナへの対応の質問に関しまして、児童生徒間における感染防止策及び長期化した際の対応想定についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染につきましては、先日、WHOからパンデミックとみなせるとの表明がある中、ヨーロッパ各国をはじめ、今大変な状況になっております。このような状況におきまして、町教育委員会としましても、児童生徒の安全確保のための感染予防対策が最重要であると考えています。

安倍総理の全国一斉の臨時休校の要請後、町教育委員会も、翌日の午前中には臨時校長会を開催し、まずは3月2日から15日までの2週間の臨時休校を決定したところです。また、先週、全国の感染状況から判断し、3月24日までの休校延長を行っております。この措置により感染拡大を防ぐ意義は大きいと考えておりますが、児童生徒は、長期の家庭での生活となります。議員ご指摘のとおり、学力の保証をどのように行っていくか、また、家庭で児童生徒をみることができない保護者の負担等をどうするか、あわせて対応すべき重要な事項であると捉えています。随時、臨時校長会等で情報収集を行いながら、各小中学校と連携し、具体的な対応を進めているところでございます。

なお、詳細につきましては、このあと担当部長から説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 私のほうから3点ご質問があった中で、1点目の役場庁舎内における感染防止対策、それから、仮に職員の感染が確認された場合の対応、そして業務の遂行体制について説明をいたします。

まず、庁舎内での感染防止対策についてですけれども、2月の27日付けで、全職員に対しまして、庁舎内での職員の感染予防・感染拡大について通知をしているところでございます。

感染予防・それから拡大防止のために、窓口にはアルコール消毒液の配置、そしてまた、来庁者の

方への感染予防のご案内等、そして、また、庁舎内の清掃・消毒体制の強化を行っているところであります。

会議につきましては、緊急を要するものに限定をし、電話、メールなどを活用するなどとしております。

窓口職員には、咳エチケット、それから感染防止の対策としてマスクの着用を徹底をしておりますし、また、自宅での体温測定を徹底させるとともに、発熱や咳などの症状がある場合には、職員の出勤自粛の要請もしているところであります。

庁舎内での感染が疑われる体調不良の方への対応につきましても、例えば、マスクをされてない場合には、マスクをお渡しし着用していただくなど、感染が疑われる体調不良者が発生した場合の対応につきましても職員へ通知をしているところでもあります。

一方、仮に、職員の感染が確認された場合の対応につきましても、同様に、職員のサービスの取り扱いについて、例えば、出勤停止、あるいは濃厚接触者の取り扱い等について周知・徹底を図っているところですが、万が一に備え、県の保健所ともですね、十分相談・連携をしながら進めていくということになるかと思えます。

また、役場の業務遂行体制の維持につきましても、先ほど、町長のほうが申しあげましたように、町の業務継続計画に基づいた体制をとることとしておりまして、先月の29日には課長級以上の職員を中心とした行動計画に基づいた訓練を実施したところでもあります。

今後につきましても、あらゆる状況を想定しながら、迅速かつ的確に対応してまいりたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 私のほうからは、本町における介護保険関連事業の現状についてご説明いたします。

2月22日金曜日の熊本県内での新型コロナウイルス感染症の発生報告を受け、翌日より町内におきましても感染症対策関連について、関係機関への対応、周知、啓発など迅速に対応をしているところです。

ご質問にありました、介護保険給付サービスにつきましては、現時点では、感染症対策を徹底したうえで、全サービス継続実施をしているところでございますが、町が実施しております介護予防はつらつ元気づくり事業をはじめとする健康教室などの介護予防事業につきましては、2月22日の熊本県内発生報告を受けて、各団体や受託事業者へ連絡し、事業中止をしているところです。

このような事業中止に関して、影響のある対象者には定期的に電話で体調管理や心配ごとの把握などを個別に行うことが重要となります。そのため、現在、各委託事業所や担当ケアマネージャー、町の地域包括支援センターより安否や体調確認など、高齢者の不安軽減のため個別に電話や訪問などで対応しているところでございます。

また、第一弾としまして、先日、要介護認定受給者など、感染症に対してハイリスクな状況にある対象者へは個別にマスクの送付とともに、感染予防のチラシを同封し、不安なことがある場合にはご

相談いただけるよう周知・啓発を行っているところでございます。

さらに、今月12日より第2弾として、高齢者施設などにマスクを配布し、重症化リスクの高い高齢者への感染予防の徹底を図っているところでもございます。

今後、先の見通しが不透明であり、現在のような活動自粛の状況が長期化することもあります。このような状況の下で、高齢者が長く自宅へ引きこもることがないようにですね、悪影響も少なくなるよう十分に認識しているところでございます。

感染症予防に関するパンフレットやチラシ、町ホームページを活用した介護予防の動画の紹介や広報などへの掲載・啓発をアナログ、デジタルの双方向から行い、住民の皆様積極的に家庭内でご活用いただけるよう努めてまいりたいと思っております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けているのは高齢者だけではなく、休校による活動量が減少した子どもをはじめ、様々な年代の町民の皆様も同じように外出自粛の影響を受けていると考えております。こうした幅広い年代の皆様の引きこもり対策としまして、健康推進事業を委託しておりますNPO法人と連携した取り組みを行っているところでございます。

小学校などで実施している「からいもくん体操」をホームページにアップし、運動不足の解消に努めていただくとともに、筋力が弱った高齢者の方をはじめ、幅広い年代の方ができる簡単な筋力維持、アップのための筋トレの簡単な方法などについても、生涯学習情報誌の3月号で紹介をしているところでございます。

従来、地域での介護予防における活動を推進してきました介護保険課と、住民全体の健康増進を推進しております健康保険課をはじめ、関係団体とも十分な連携を図るとともに、高齢者の介護予防・健康づくりをはじめとした住民全体の健康づくり、感染予防に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） こんにちは。最初に、本町における新型コロナウイルス感染防止の対応でございますけれども、2月初めから校長・園長会において、学校及び家庭での感染防止について、学校保健安全法上の対応や、児童生徒の心のケア、人権的側面からの配慮等について指導を行うとともに、新型コロナウイルス感染症に伴う学校の対応について通知文を全保護者に配付しているところでございます。その中には、感染予防、感染が疑われる際の出席停止等について周知を図ったところでございます。

次に、臨時休校における学習の遅れへの対応についてでございますけれども、3月2日から15日までの休校につきましては、事前に各学校で感染防止や休校期間中の家庭での過ごし方等について指導を行うと共に、学習プリント等を準備し、家庭でも計画的に自主学習ができるよう配慮したところでございます。また、休校延長につきましても、休校期間中に学校登校日を設定し、児童生徒の健康面、生活面のほか、学習面について確認しながら、必要に応じて個別指導などを行う予定でございます。

学習内容の未習状況につきましては、中学校3年生では未習状況はございませんが、中学校1年生、

2年生及び小学校の主要教科においては、未習状況が見られます。これらの未習部分につきましては、休校期間中の予習的学習も入れながら、各学年で十分な引き継ぎを行い、新学期に学習時間を確保し補っていきます。特に、現6年生に対しましては、進学先の中学校に具体的な引き継ぎを行い、各教科担当が学力低下に繋がらないよう十分な対応を行っていくところでございます。

次に、休校措置における保護者負担への対応について説明いたします。町では、休校期間中に保護者が家庭等で面倒を見ることができない低学年の児童のほか、対応が困難な児童生徒を対象として3月3日からの休校期間中、午前8時から午後3時まで、各学校での受け入れを行っております。受け入れにあたりましては、1教室で対応する児童生徒数を少人数にし、定期的に換気を行う等、児童生徒の感染防止に十分配慮しているところでございます。

また、長期にわたる休校が児童生徒の心身の不調に繋がらないよう、家庭訪問や校区の見回りなどを行うとともに、全小・中学校のメールやホームページでも情報提供等を行うなど、学校再開後、児童生徒がスムーズに学校生活が送れるよう配慮しているところでございます。

今後も学校や関係機関とも連携し、感染防止の継続と休校に伴う課題に対し、先を見通した対応ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 時間もあれですけども再度質疑させていただきます。

まず、BCP関連について、このウイルスそのものがですね、なかなか今その感染力だとか、潜伏期間だとか、あるいは一度治ったと思って治ってなかったとか、いろんな情報ある中で、対策練りにくいところであると思うんですけども、やはりちょっとインフルエンザを準用する自治体が多いとも聞いています。ただ、今回の場合、その事業所から出てしまった場合に、周りも2週間、長ければ、それ以上休まないといけないような状況の中で、その業務をどう維持していくかだとか、あるいは、どの業務は絶対止めてはならないか、2週間とか長期間にわたってですね、そういったことの整理ができていくのかというのを伺いたいと思います。

2番目の高齢者への対応に関しましては、やはり本当にこちらもなかなかバランスが難しいと思うんですけども、その外に出ないことによる健康被害というののもかなりあると思っています。それはもう子どもたちもそうですし、我々年代でもやっぱりストレスを感じていますし、特に高齢者の方、環境が変わると本当にいろんな変化が起こりやすいと言われておりますので、そのところは引き続き進めていただければと思っています。これは特に答弁は結構でございます。

3番の学校関連につきましては、1点伺いたいのがですね、仮に、特定の学校から、もうないのが一番なんですけども、まあ感染する子どもが出てしまった場合にどうするかというのを伺いたいと思います。

もう1点ですね、やっぱり保護者さんとか、子どもが気にしているのが、こちらもこれから対応練る部分もあると思うんですが、その自分たちの夏季休暇だとか、そういったものが短くなってしまうのではないかと、そういったことを非常に危惧されておりますので、現段階での検討状況というか、そうい

ったものを伺えればと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） BCPについて、インフルエンザ対策にあるんだけど、今回のコロナウイルスについてどう対応しているかということのご質問だと思います。

当然、まず職員の感染被害を最小限に止めることが一つで、そういう中で、限られた人材の中でコロナウイルスの対策をどうやっていくかということと、その中で重要事項をどう進めていくかということが大きな観点だと思います。実は、平成21年にインフルエンザの業務継続計画をつくってございまして、そのときに各課ごとにですね、当然やらなければならない業務、あるいは、まずは先送りできるもの、あるいは中止できるものということの中で洗い出しをしております。で、先ほど町長も答弁の中で申し上げましたけども、このインフルエンザの業務計画に基づきまして、各部課ごとにさらに今回のコロナウイルスの行動訓練を29日にやりまして、新たな課題あたりを整理しましたので、それを踏まえて、このインフルエンザの業務計画を見直して、コロナウイルス対策でやっていくということで、それぞれ業務の洗い出しをやっているところです。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 金田議員の再質問にお答えいたします。

まず、一つ目が学校の児童生徒に感染者が出た場合の取り扱いということでございますけども、一つの学校から出た場合でも、町内の小中学校、2週間程度になるかと思っておりますけども、休校措置ということで考えております。

それから、現在の状況で夏休み等への影響があるんじゃないかということでございますけども、現段階で春休みまでですね、臨時休校としております。これまでの休校であれば夏休みまでの影響は今のところないというところで考えておりますけども、また、4月以降の状況次第でですね、その辺は変わってくるかというところで考えています。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） この新型コロナウイルスに関しましては、先ほど申し上げたとおり、なかなかその正体が不明というか、不確かなところもありまして、行政の職員の皆様としてもなかなか対策には苦慮しておることと思います。また、対応等も状況にあわせて、国の状況だとか、あるいは新たな学説研究の結果だとか変わってくると思います。やはり大事なことは、いろんなパターンを想定して何かあったときにすぐ動ける。あるいは、職員さんの中でもし発覚した場合にも、その職員さんたちとか、担当の方がこられてる間に対策を練っておく。そういったことが大事だと思っています。

また、同僚議員からもありましたけども、少しでも住民の方に安心していただくために情報発信も適宜しっかり詳しくやっていって、かついろんな呼びかけですね、運動等のそういったこともしっかり進めていただければと思います。私のほうもしっかり頑張っていきますので、頑張りましょう。

以上で終わります。

○議 長（桐原則雄君） これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 1 時 2 7 分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

# 令和2年第1回大津町議会定例会会議録

令和2年第1回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第4日)

令和2年3月18日(水曜日)

出席議員	1番 三宮美香      2番 山部良二      3番 山本富二夫 4番 金田英樹      5番 豊瀬和久      6番 佐藤真二 7番 本田省生      8番 府内隆博      9番 源川貞夫 10番 大塚龍一郎      11番 坂本典光      12番 手嶋靖隆 13番 永田和彦      14番 津田桂伸      15番 荒木俊彦 16番 桐原則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 矢野好一 書記 府内淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入勲      総務部総務課主幹 伊東正道 兼 行政係長 副町長 田中令児      総務部 本司貴大 兼 財政課財政係長 総務部長 藤本聖二      教育長 吉良智恵美 住民福祉部長 豊住浩行      教育部長 市原紀幸 経済部長 田上克也      教育部次長 野村宗生 土木部長 村山龍一      農業委員会事務局長 荒牧修二 兼任工業用水道課長 総務部総務課長 坂本光成 兼 選挙管理委員会書記長 総務部財政課長 白石浩範 会計管理者 坂本一正 兼 会計課長

## 会 議 に 付 し た 事 件

発委第 1号	「新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書」の提出について
議案第48号	令和元年度大津町一般会計補正予算（第7号）について
議案第49号	大津中学校屋上改修工事請負契約の締結について
議案第50号	大津町長等の給料の特例に関する条例の制定について
同意第 1号	大津町副町長の選任につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 4 号) 令和 2 年 3 月 1 8 日 (水) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 4 令和 2 年度議員派遣について 議決

日程第 5 発委第 1 号 「新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書」の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 6 議案第 4 8 号 令和元年度大津町一般会計補正予算 (第 7 号) について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 7 議案第 4 9 号 大津中学校屋上改修工事請負契約の締結について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 8 議案第 5 0 号 大津町長等の給料の特例に関する条例の制定について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 9 同意第 1 号 大津町副町長の選任につき同意を求めることについて

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1、諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、ご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第22号、23号、32号、33号、34号、37号、40号関連、42号、45号、46号、47号の11件であります。

当委員会は、3月9日、審議の前に、6カ所の現地調査を行い、その後、役場分庁舎3階のミーティングルームにおいて、執行部より付託議案の説明を求めながら審議を行いました。審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につつまして報告申し上げます。

まず、議案第22号、大津町立公園条例の一部を改正する条例についてであります。

経済部商業観光課におきましては、委員より、陽の原キャンプ場は壊して何もなくなったのかとの問いに、執行部より、建物構築物を解体し、更地にしてお返しします、と答弁がありました。

議案第22号におきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第23号、大津町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

土木部工業用水道課におきましては、委員より、工業用水道の給水能力が増加することでどの程度の余力ができたのか、執行部より、現在1日当たり3千850立方メートルの契約水量となっており、それから最大1日当たり4千700立方メートルまでの部分が余力となります、とありました。

議案第23号は、討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次の議案、議案第32号、大津町総合交流ターミナル条例を廃止する条例についてから、議案第34号、大津町市民リフレッシュ農園条例を廃止する条例についてまでの農政課所管の3議案については、さしたる質疑もなく、また、討論もありませんでした。3議案とも採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてであります。

土木部下水道課におきましては、委員より、内示なしによる施工不可とはどういうことかとの問いに、執行部より、浄化センターの工事について、国からの補助金を県が割り振ることになっていますが、国からの補助金が減額となったために、県の内示額が減り、補助金を部分的にしか交付できない旨の通知があったものであります、とありました。

また、委員より、内示額で減額となったということは、工事を認められるものと、認められないものがあつたと考えるべきか。それとも、県からの内示額の範囲内で、町において優先すべきものを判断し、充てることができるものであるか、また、委員より、補助が付かず、事業実施ができなかった場合、メンテナンス費用が嵩むのではないか。メンテナンスで乗り切れる機器更新をすべきかについては、費用的なものを考慮し、どちらが経費を抑えることができるのか、経営的な考え方をしなければならぬのではないかと質疑に対し、執行部より、補助金の内示がつかなかったものについては、下水道事業団との協議の上、メンテナンスを行い、施設の延命化を図ることとし、引き続き、予算要

望をしていくこととしております。経営的な視点から、経費の負担を減らすことを検討しながら進めなければならないと考えております、答弁がありました。

議案第37号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。続きまして、議案第40号関連、令和2年度大津町一般会計予算についてであります。

農業委員会におきましては、委員より、委員の成果はどのようにして測るのかとの問いに、執行部より、農地パトロールなどの活動日数、担い手へ集積した農地の面積などを年1回熊本県に報告することとなっており、それらを成果としております、と答弁がありました。

意見として、これからの農業を考えると、農地の集約化や経営の法人化は必要不可欠である。委員の改選もあるので、新しい考え方を取り入れて、町の農業を発展させていただきたいとありました。

また、経済部農政課におきましては、委員より、街中などで農業用水路か生活水路か不明なものがあるが、多面的機能支払交付金を活用できるのか、町全体が区域として交付金は使えないものかとの問いに、執行部より、もともと農業用水路だったものを、現在、受益がなくなった分については建設課に移管しております。町中の農業用水路について、活動組織がない地区については、おおきく土地改良区に管理してもらっております。申請があれば7割補助の土地改良事業補助金で対応しております、と答弁がありました。

また、委員より、矢護川の基盤整備事業の進捗状況はどうなっているのかとの問いに、執行部より、現在、186人中171人の91.9%、相続数60人中29人の48.3%、事業計画を作成する来年度中には、事業着手できるよう100%になるよう努力していきます。国の事業としては、仮同意率が100%を求めていますがいませんが、裁判事例なども考慮して、県は100%を求めてきます。最終的には計画地を絞り込むことなどでも100%を達成したいと考えております。矢護川地区は、町内で唯一の水田未整備地区であります。後継者が減る中、農業の担い手に農地を任せようとしても基盤整備されてない農地の借り手もいなくなります。少しでも広範囲での基盤整備が達成できるよう頑張りたいと思います、と答弁がありました。

また、委員より、仮宿地区のため池整備工事について、水位計の設置など内容を詳しく聞きたいとの問いに、執行部より、水位計と監視カメラの2台体制で管理していきたいと考えております。水位計については、町と地元地区と管理組合が情報を把握できるようにいたします。監視カメラもライトを付けて、夜間でも状況がわかる態勢をとりたいと思います。浸水地域のハザードマップもつくっていますので、タイムラインについても整備をしていきたいと考えます、とありました。

また、委員より、全体的な人口が減る中、木材の需要はどういう状況かとの問いに、執行部より、全体の需要はわかりませんが、大きい木材については、需要は減って、価格が低下しております。梁などで大きい柱を使う家が少なくなりましたし、加工がしやすい合材などの活用が進んでいるようがあります。森林所有者の意向などを踏まえ、作業道などを整備し、森林保全に役立てていきたいと考えております、と答弁がありました。

また、委員の意見として、町有林を多く抱える町だからこそ、そういった木材の需要についても見通しを立てておいてもらいたい、と意見がありました。

経済部商業観光課であります。

委員より、無料職業相談はどんな年齢層が相談に訪れているのか。また、相談方法が今の時代にあっているのかとの問いに、執行部より、40代後半から50代、60代が多い分布になっております。相談件数は、去年172件、今現在が238件と増加傾向にあり、マッチング件数は微増しております。また、ハローワークの雇用手続きは4週に2回求職活動が必要であり、1回を町の相談で行うことも可となっております、菊池まで行けない方へも対応をしております、と答弁がありました。

また、委員より、地蔵祭りや明日の観光大津を創る会などから補助金の増額の要望はなかったのかとの問いに、執行部より、地蔵祭りについては増額の要望がありましたが、決算の状況を見て、前年同額としております。明日の観光大津を創る会からは増額の要望はありませんでしたので、前年同額としております、と答弁がありました。

また、委員より、観光協会のWebでの発信について、最低件数や目標設定をしないと成果が出ないのではないかとの問いに、執行部より、あらゆるSNSを活用し、昨年度以上に情報発信のツールを増やしていきたいと考えております。今後は、最低数以上を設定して委託し、モニタリングをしていきたいと思っております、と答弁がありました。

また、委員より、スポーツ文化コミッションについて、人員体制、体験プランの周知や販売方法についてどのように行うのか、また、販売開始はいつかとの問いに、執行部より、コミッションの事業展開の管理運用をする1人と、会計1人を事業的人件費として計上しております。収支については、体験プログラムを販売している東京の体験情報サイトを運営する業者に掲載、観光協会ホームページ、また、チラシの配付などを考えております、と答弁がありました。

4月から販売予定ですが、コロナウイルスの状況でプランの中身を検討し、状況を見て販売します、とありました。

また、委員より、ビジターセンターの管理委託について、例えば、0円委託や500万円で観光案内や駅改札あわせて委託し、代わりに観光とか、物品の販売などはできないのかとの問いに、執行部より、駅南は人の動きも交通量も多いと感じており、今後、特産品の物販はできないかと検討しております。施設は、国補助があるため、面積やカウンターなどを撤去することはできませんが、物販については、許容範囲ならよいと回答をいただいております、と答弁がありました。

また、委員より、ビジターセンターの駐車場について、取り壊してイベント会場にするなど、検討はされているのかとの問いに、執行部より、現段階では駐車場として来年度も使用するところであり、しかし、ビジターセンターの南側の活用については、いろいろな意見を参考にしていきたいと思っております、と答弁がありました。

経済部企業誘致課におきまして、委員より、合志市と菊陽町にまたがるセミコンテクノパーク隣接地で、合志市と菊陽町が新たな工業団地整備計画を進めていると報道されているが、大津町では、工業団地での計画はあるのかとの問いにおきまして、執行部より、大津町は、民間主導型で工業団地を造成し、町は道路整備など社会資本整備を支援する方向で進めています。現在、杉水公園西側において、民間主導で約3ヘクタールの造成が予定されており、町としての工業団地の受け皿は確保されて

おります、と答弁がありました。

また、委員より、もし企業の設備投資で5ヘクタールの希望があった場合、民間がすぐに準備してもらえるのか。企業はすぐに投資し、進めたいと思っているので、要望があつてからの準備では遅くはないのかとの問いに、執行部より、工業団地整備は給水から排水、道路などすべて整備されたところであり、企業が求める区画面積に応じて進出することが期待できます。菊陽町は21ヘクタール、合志市は10ヘクタールの工業団地を計画しておりますが、どちらも小さく区画割がされると思われる。大津町としましては、利便性が良い場所で民間で開発していただき、町は道路整備などの協力を行いますので、整備済みの工業団地よりも値段に有利性があるということで企業誘致を進めていきたいと思っております、と答弁がありました。

また、委員より、大津町企業連絡協議会との意見交換会での企業からの意見で、新たに増設をしたときに土地がない状況であったと。農業振興地域の除外など、土地利用のあり方について、農業を維持するためにも工業推進を行っていく必要がある。農地を工業化する方策はないのかとの問いに、執行部より、農地法、農業経営基盤強化法など多くの法律があり、農業振興地域の除外と農地転用は一体的にであります。農業を守るためにも企業誘致が必要であり、今回の農業振興地域の全体見直しでは、本田技研周辺等の10ヘクタール未満の農地は外している状況であります。また、企業の増設においては、2分の1面積拡張など、例外規定に照らし合わせて、法律の範囲内で柔軟な対応をとっていきます、と答弁がありました。

土木部建設課におきましては、委員より、町道に立木が覆いかぶさっている場合があり、基本的に木の持ち主が伐採を行うべきだと考えるが、町から伐採を促す通知などを行っているのか。また、民地から張り出した木が何らかの原因で道路を走行している車に損傷を与えた場合は、持ち主の責任となるのかとの問いに、執行部より、町内在住の方には、直接伺い、町外の方には文書で伐採等のお願いをしております。伐採通知の文書については、事例を掲載するなど通知文の研究を行っています。責任の所在については、木の状況にもよりますが、町がその危険性を予見しており、放置してあったならば、管理瑕疵の部分で町の責任が生じることもあります。ただ、普段から危険性がない木であれば持ち主のほうの責任となります、と答弁がありました。

また、委員より、区長からの要望事項についてどういった対応をしておるのかとの問いに、執行部より、区長及び住民やPTA、学校関係からの要望につきましては、早急に対応できるものに関しましては、その都度対応しております。ただし、大規模な工事が必要な場合もあり、要望者に説明を行い、事業化までに時間がかかることを伝えております。道路新設の要望は、地権者の同意を区でとりまとめてから要望書を提出していただくようお願いしております。ただし、場合によっては、地元だけで同意を得ることが難しいこともありますので、建設課と地元と一緒に地権者に同意をお願いするといったこともしております、と答弁がありました。

土木部都市計画課におきまして、委員より、清正公道公園のトイレの改築について、1棟にしては金額が高いように思うが、なぜか。また、撤去分の金額は幾らぐらいなのかとの問いに、執行部より、清正公道公園は、現在、トイレが3カ所ありますが、すべての解体を含んでいるのと、1カ所に集約

をしますので、便器の数も増えたところの金額となっております。また、解体につきましては、アスベストの調査を行っていないため、1棟当たり300万円の3棟で900万円を計上しております、と答弁がありました。

委員より、あけぼの団地の上層階はあまり募集がないと聞いている。将来的にエレベーターの設置がないと高齢者には厳しいのではないかとの問いに、執行部より、長寿命化計画の見直しを含めて今後検討していく必要があると考えております。今後、高齢者用の住宅にエレベーターを設置し、若い世代向け住宅には設置しないなど、住み分けをする方法もあるかと思えます。また、構造的な問題や耐久年数も考慮していく必要があります。平成26年度当時の計画で、階段室が3カ所あり、概算工事費で3カ所エレベーターを設置する方法で約9千万円、エレベーターと鉄骨の片廊下を設置する方法で約1億5千万円となっております。現在の単価にするともっと高額になります。そのため、設置は行われておりません、と答弁がありました。

意見としまして、あけぼの団地の上層階は家賃を安くしてはどうか。学生などを住ませ、家賃を安くして寮代わりにしてはどうか。寮に改修するのであれば、1階に食堂を設けてはどうか。また、あけぼの団地では、駐車場が不足していると聞いている。全棟を改修するのではなく、昭和園側の棟を解体し、駐車場にするという方法もあるのではないかなど、様々な意見が出ました。

土木部下水道課におきましては、さしたる意見はありませんでした。

議案第40号関連は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号、令和2年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてであります。

経済部農政課におきましては、議案第42号は、さしたる質疑、また討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号、令和2年度大津町工業用水道事業会計予算についてであります。

土木部工業用水道課であります。さしたる意見はありませんでした。

議案第45号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号、令和2年度大津町公共下水道事業会計予算についてであります。

土木部下水道課であります。意見といたしまして、下水道は直接使用者から集金すれば、水道企業団に委託する必要がないのではないかと。委託するのは合理的だが、もっといい方法はないのか。企業会計に移行することによって、柔軟な事業を展開することができるようになる。企業会計に移行することでメリットが現れればと考えている、など意見が出ました。

議案第46号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号、令和2年度大津町農業集落排水事業会計予算についてであります。

土木部下水道課であります。委員より、農業集落排水施設について、早めに公共下水道と接続したほうがいいのか、今のまま維持したほうがいいのか、どう考えるのかとの問いに、執行部より、将来計画として、数年先にはなると思いますが、処理施設の重要な機器などの更新時期がきて大きな更新

費用がかかるよりも、前に何らかの手を打ちたいと考えております。古い矢護川の処理場については、比較的新しく余裕のある杉水処理場に接続し、錦野については、白川を挟んで森地区が公共下水道であるので、公共下水道につなぎたいと考えております。森橋は、県事業で架け替え工事の時期もあり、橋に下水道接続の工事ができるタイミングを計っていきたいと考えております、と答弁がありました。

議案第47号は討論はありませんでした。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、その他の所管事項といたしまして、肥後おおづ観光協会の運営状況報告について、経済部商業観光課より報告並びに質疑を行いました。

報告の要旨は次のとおりであります。

令和元年12月から令和2年2月の実績について、情報発信について、地域イベントの連携について、観光振興コンベンションについて、各実績報告がありました。

令和2年度の事業予定についてであります。現在行っている日曜市の継続、町内祭りとの連携と団体間の連携、近隣市町村との連携事業の実施を行う予定であります。イベントでは、本年度も行いました、大津物産展の開催や町内施設を活用した町のPRを実施予定であります。また、SNSを活用した情報発信の強化を図ります。レンタサイクルを導入し、財源のアップも検討を行っていきま、とありました。

また、令和元年度の振り返りと令和2年度の方向性について説明を受けました。

令和元年度は、運営体制の部分で事務局に会計システム導入を行い、管理運営を強化し、部会には副部会長を配置し、事業企画、実施は部会長、副部会長を中心に行い、組織のさらなる強化を行いました。また、部会会議の頻度を増やし、内容の検討の充実を図りました。令和2年度は、事務部分と事業、組織運営の方法は継続して行うと同時に、観光状況に応じた町の観光PR方法を検討していきます。また、令和2年度末の法人化に向け、観光関係団体と町の観光事業の発展について、課題等の抽出、検討を行い、今後の事業内容に取り組んでいきますとありました。

各委員から質疑があり、委員より、びふれす広場のイベントについて、町特産品を理解する機会として、町職員の町を知る研修の場とすることを検討してはどうかとの問いに、執行部より、よい機会だと思いますので、今後検討します、とありました。

また、委員より、観光協会の旅行業取得の方向性、他団体との合併、統合、法人化についての進捗状況はどうなっているのか。また、町も参画し、方向性を示す必要があると思うがどうか、など意見がありました。

意見といたしまして、観光協会というものは、町外からの誘客、集客をすることが一番の役割だと思われる。まずは町外の方々からの入り口であるホームページの観光サイトを見栄えのする魅力あるものに充実することから取り組んでいただきたい、と意見が出ました。

最後に、菊池山鹿地域自転車ネットワーク推進協議会について報告がありました。

報告の主旨は次のとおりであります。

令和元年10月に熊本県北広域本部を事務局とする菊池山鹿地域自転車ネットワーク推進協議会

が発足されております。この協議会は、菊池山鹿地域にはサイクルルートが設定されている地域資源、菊池溪谷、八千代座、世界かんがい施設遺産などがあり、サイクルツーリズム向上のため、自転車利用者が安全かつ安心して走行できる施設等の整備を進め、一つ、菊池山鹿地域への来訪者の増や地域振興、また、自転車活用による健康増進などの取り組みを推進することを目的としております。同協議会では、菊池山鹿地域自転車ネットワーク計画を策定し、ハード整備などを行ってまいります。第1段階として、大津町は白川水系を中心としたネットワーク路線の設定を行っております。施設整備には、植樹帯のサイクリングロードへの転用やラインの引き直し、舗装・補修、また路面標示や案内板の設置を行います。第2段階は、ルートの連結や阿蘇、玉名地域とのネットワークの拡大を行っていく計画でありますと説明を受けました。

以上、報告は終わります。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 文教厚生常任委員会委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） おはようございます。ただいまから、本定例会において文教厚生常任委員会に、令和2年3月6日に付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第10号から12号、19から21号、24号、27号から31号、35号、36号、38号、40号関連、第41号、43号、44号の19件です。

審議の経過につきましては、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告をいたします。

まず、議案第10号、大津町立保育所の延長保育事業、一時保育事業及び休日保育事業の利用者負担に関する条例の制定についてであります。

保育園の業務量の増減と保育士の配置や確保について十分であることを確認しまして、討論はなく、採決の結果、議案第10号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第11号、大津町病児・病後児保育事業の利用者負担に関する条例の制定についてです。

改正について、委託先との打ち合わせの状況、生活保護世帯の減免の手続きの具体的なやり方について確認し、討論はなく、採決の結果、議案第11号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次、議案第12号です。大津町立幼稚園預かり保育事業の利用者負担に関する条例の制定についてです。

これまでの取り扱いに問題があったため、整合性を図ることが目的であったということを確認し、討論はなく、採決の結果、議案第12号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第19号、大津町収入証紙条例の一部を改正する条例について及び議案第20号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についての2件は、関

係があるため一括して審査しました。

改正内容は、資源物ごみと不燃埋め立てごみのごみ袋の極小サイズを作成するというのですが、不燃物や資源物は大きい袋では重たくなり、高齢者などが苦勞されているということ。住民からの要望があること。そして、近隣の市町ではすでに作成されていることなどが理由であることを確認しました。また、関係として、今回の新型コロナの問題によるごみ袋の買い占めと今後の対応についての説明を求めました。

議案第19号、議案第20号ともに討論はなく、採決の結果、この2件については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、大津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これが法改正に伴う全国一律の改正であること、片仮名表記については、これまでは運用上で行っていたものを明文化するものであることを確認し、討論はなく、採決の結果、議案第21号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号、大津町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例については、延滞利息の利率は誓約書を提出する際のものであるため、わかりやすくするために様式の改正が必要であることを指摘し、今回の民法改正で同時に義務化されている極度額の設定を今年度中に行うことを要望し、討論はなく、採決の結果、議案第24号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号、大津町子育て・健診センター条例の一部を改正する条例については、質疑討論はなく、採決の結果、議案第27号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号、大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

改正の結果として、支援員として採用されたら、この研修を1年以内に必ず受けることになるということを確認し、討論はなく、採決の結果、議案第28号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第29号、大津町町民交流施設条例の一部を改正する条例について及び議案第30号、大津町町民集会所条例の一部を改正する条例の2件についても関係があるため、一括して審査をしました。

議案第30号で、大津町町民集会所を通称で文化ホールとするが、中央公民館や生涯学習センターの呼称もある。住民から一番わかりやすい呼び名になるようお願いしたい、との意見がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第29号、議案第30号ともに、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次、議案第31号、大津町公民館条例の一部を改正する条例について及び議案第38号、財産の無償譲渡についての2件も関係があるため、一括して審査しました。

公民館の建物を譲渡するとして、土地は町の所有であること、行政財産使用許可か土地貸付にするかの検討を確認し、討論はなく、採決の結果、議案第31号、議案第38号ともに、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第35号、大津町乳幼児健康支援訪問ヘルパー事業手数料徴収条例を廃止する条例についてです。

これにつきましても議案第11号と同様に、減免手続きの方法について検討が必要との意見がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第35号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第36号、大津町子育てサポート事業手数料徴収条例を廃止する条例についてです。

利用料を免除する場合、その利用料は町が負担するとの説明に対し、町が負担するというのであれば、要綱などに明記すべきとの意見がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第36号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第38号の財産の無償譲渡については、先ほど議案第31号との一括審査で報告したとおりです。

ここから予算案についての報告です。

議案第40号関連、令和2年度大津町一般会計当初予算についてです。

住民福祉部福祉課の部分です。他機関の共同による包括的支援体制構築事業委託というものがあまして、それについては、事例や実績の確認、相談の経緯等について概要を確認しました。困難事例については、毎月担当者会議で進捗確認を行っているとのことでした。

また、社会福祉協議会の事業委託について、成果があがっていないものに毎年同じ規模の予算が充てられているということについては、現在の第2期計画の中で毎年計画の進捗状況を行うことにしていたが、熊本地震もあり確認が難しい状況だった。PDCAサイクルの考え方はあったが、細かい部分まで協議することができず、来年度からの第3期計画では反省を踏まえ、毎年の実績と進捗確認を行うということで計画を進めていくとの説明がありました。

また、相談事業、相談員配置など多くの相談に関する事業があるが、集中させたほうが効果的ではないかと問いには、相談窓口は高齢、障がい、子どもなど分野がわかる相談内容については、その窓口による相談が早く解決に結びつくと考える。複数の分野にまたがる相談については、暮らしの相談窓口で一括して受け止め、各分野の支援を取りまとめる役割となっているとのことでした。

また、災害公営住宅の見守り事業の継続体制については、相談員5人で見守り活動、入居者同士のコミュニティづくり、地域とのつながりをつくるための地域行事などに参加できるような支援を行うとのことでした。

続いて、住民福祉部環境保全課です。水質等の分析調査業務委託の内容を確認しまして、データをホームページ等で公表するように要望をしました。

再生資源回収助成金については、買い取り価格が下がっているため、回収の意欲が下がっていると考えるため、申請の仕方や軽トラックの貸し出しなど、団体が取り組みやすい環境づくりを検討していきたいとのことでした。

ゼロカーボンシティ宣言について、具体的にどのような計画になるかは今後詰めていくが、町としては、これまでも地下水の保全活動やCO2吸収源となる森林保全活動などに積極的に取り組んでお

り、そういったことがアピールできるものと考えているとのことでした。

雨水貯留タンクや雨水浸透枡の補助金が年々下がっていることについては、よい制度であるため、周知を頑張っていきたいとの話がありました。

続いて、住民福祉部住民課です。中長期在留の外国人の数について、1月末で436名であり、昨年より125名の増で、かなり外国人の転入が増えているとのことでした。また、今年から始まった住民票等のコンビニ交付事業については、平均で1日1件程度で、今後普及を進めていくとのことでした。災害公営住宅などへの転居費用助成金の活用状況についても確認をしました。

関連として、立石団地の空き家で増築部分が残っている場所の今後の扱いについて真剣に考えている時期であるとの指摘があり、今後、弁護士などと相談しながら進めるとのことでした。

住民福祉部介護保険課関係では、新たに設置されるグループホームの場所を確認しました。

住民福祉部健康保険課関係です。高齢者用肺炎球菌の予防接種事業、3歳児眼科健診機器のリースにより、3歳児健診で健診ができるメリット、子育て健診センターの管理等について確認をしました。

また、昨年開始したピロリ菌検査の助成について、その結果とさらに周知を図る必要性を確認しました。フッ化物洗口を実施していない保育園1園では、むし歯の状況は問題ないのかとの問いに、本年度も実施されていない状況で、園児のむし歯の状況については把握していないとのことでしたので、データによる事業効果の検証の必要性を指摘しました。

また、健康保険課は、新型コロナウイルス対策に最も関係する部署であることから、この件に関する質疑を行いました。内容が多岐にわたりボリュームもあること、また、先日の一般質問での答弁でも同じような内容が多くありましたので、この件については、お手元の審議記録のほうをごらんいただきますようお願いいたします。

続きまして、教育部の学校教育課です。大津小、北中の増築について、本会議で質疑があった点などについて議論をしました。その中で、当該の検討委員会の位置づけ、検討委員会での説明はあくまで情報提供であったことなどの説明を受け、教育委員会としては、こうした案件について、検討委員会において議論するものではないが、情報の提供をして、その中で何か意見を伺う必要があればそのときは検討委員会に相談するという意識でいいと思うという意見で集約しました。

教育委員会としては、説明不足で誤解を招いたことを反省するとのことでした。

また、この増築の件については、ほかに、増築ではなく、校区の見直しで対応することができなかったのか。または、鉄筋コンクリート造りの合理性というものは検討はなされたのかなどについて議論をしました。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法、いわゆる給特法というものですが、の改正への対応については、新年度に入って本当に必要なのかという議論をしていかなければならないと考えているとのことでした。導入については、心配される部分もあるので、慎重に検討してほしいとの意見でした。

プログラミング教育については、来年度から実施できる状態になっていることを確認しました。

また、新規事業の適応指導教室児童生徒支援事業業務委託は、教育支援センターの適応指導教室に

通う児童生徒に学習を支援する体制を整えるため、民間の事業者を週に1回程度授業をしてもらうとの説明でした。これに対し、遠隔授業ですべての授業を網羅しているものの提供を受けることもできるのではないかと。あるいは、子どもに寄り添った支援が業務委託でできるのかなどという視点が示され、今後こういった形がいいかということ状況をみながら検討するとのことでした。

次に、教育部学校教育課の給食センターです。来年度から牛乳パックの洗浄、乾燥を学校や園で行うことになったとのことで、幼稚園など年少の子や衛生面に配慮した取り組みを行うことを求めました。

教育部子育て支援課です。厚労省が20年度から多胎児家庭支援のための育児サポーター事業を始めるとしているが、実施するののかとの問いに、今回は実施の検討をしていないので、今後検討するとのことでした。

このほか、今年から実施している子育てカフェの状況と今後の進め方、室小学校に新しく整備する放課後児童クラブ、指定管理のモニタリングのマニュアル策定の現状、子育て世代包括支援センターの設置の前倒しの要望などについて確認をしました。

また、本会議でも質疑のあった、保育士等の確保のための保育補助者雇上強化事業と保育体制強化事業について、利用の条件が厳しく、本年度は結果として人員を確保できていなかった。今後も園長会議で打ち合わせをしながら考えていきたいという説明がありましたが、園との打ち合わせをしたところで解決する問題ではなく、補助金の使い勝手が悪いのであれば、使いやすいように変えていくことを模索していなければいけないのではないかと。具合が悪いというやり方を考えていかなければならない、それが保育士の確保のために町が独自にやるべきことではないかとの意見がありました。

教育部子育て支援課の天津幼稚園、陣内幼稚園については、購入する備品の内容、今年度修繕した雨漏り対応の結果、負担金の費目による副食費の利用者負担金が副食費の免除分を町負担で対応することを確認しました。

天津保育園では、副食費について保護者対応の状況で、特に問題はなかったということを確認しております。

それから、教育部生涯学習課です。子ども会連絡協議会とPTA連絡協議会の補助金額が児童数の変化等に関わらず長い間変わっていないことについて。それから、費目の変わった野外作業手数料は、以前、埋蔵文化財試掘作業員の賃金であったこと。それから、地域学校協働本部の取り組みの今後の方向性について確認をし、また、今度から始まった学童スポーツクラブについては、サポートする人の不足が心配であり、充実をするようお願いしたいと要望がありました。

そのほか、弓道場の空調の設置方法、文化協会の現状等の確認がありました。図書館では、教育費寄附金が図書館で計上されている点について確認を行っております。

すべての質疑を終えたところで討論はなく、採決の結果、議案第40号関連、令和2年度大津町一般会計当初予算については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第41号、令和2年度大津町国民健康保険特別会計予算についてであります。

主管は住民福祉部健康保険課です。まず、高額療養費の動向についての確認があり、現在は落ち着

いた状態で推移していること。また、病気予防の取り組みの成果の検証については、分析が難しく進んでいないが、健診の受診者と未受診者については、国保データベースを活用し、分析する方針であることなどを確認しました。

討論はなく、採決の結果、議案第41号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号、令和2年度大津町介護保険特別会計予算についてです。

低所得者保険料軽減負担金の繰入金が前年比で増大している点について、政令改正の反映を行う時期のずれである点を確認しました。

それから、今年度からの在宅医療介護連携事業の実施状況、また、郡市医師会との連携について確認をしました。

介護サービス等諸費の負担金について、サービスごとの内訳が計画に即したものであることを確認できるような記載にしてほしいとの要望がありました。

このほか、高齢者訪問サポート事業、まごころ生活支援事業などの地域事業の要綱について、実態とのかい離がないかを確認しております。

討論はなく、採決の結果、議案第43号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号、令和2年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてです。

会計年度任用職員報酬1人分の30万6千円の雇用形態、人間ドックの補助実績と周知の方法について確認をしました。

この保険証の交付式を利用しての周知方法は、大津町独自の効果的な取り組みとのことで、後期高齢者医療広域連合が県内の市町村に紹介していくとのことでした。また、交付式にあわせて、身体測定や体力テストを行い、保険証の交付と制度の説明や健診の受診勧奨を行っているとのことです。

普通徴収保険料の滞納繰越分の収納率は60.4%で、高額滞納者の納付等が反映されているとの説明でした。

討論はなく、採決の結果、議案第44号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

11時5分より再開します。

午前10時56分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員会委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に、令和元年3月6日におきまして付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第13号、14号、15号、16号、17号、18号、25号、26号、39号、議案第40号関連の10件であります。

当委員会は、審議に先立って3月9日の午前中、関係する4カ所の現地調査を行い、その後、仮庁舎2階会議室Bにおいて、執行部より説明を求めながら、審議を行いました。審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告をいたします。

まず、議案第13号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。また、及び議案第14号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、改正理由が共通するため、2議案まとめて審議を行いました。

両議案とも職員の育児等々と仕事の両立を支援するための環境整備のために、地方公務員の育児休業などに関する法律に準じ、条例の一部を改正するものです。

委員より、今回の改正に係る対象職員は現在何人該当するか。また、制度を利用した場合、職員の確保はどうするかとの質疑に、執行部より、対象職員は現在40名ほどいます。取得予定の3カ月から6カ月前までに相談を受けることで、短時間の任期付き職員等の確保が可能になると考えています、との答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第13号及び議案第14号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び大津町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についてであります。

委員より、今回の改正で、技能労務職と公営企業職員の会計年度任用職員について定めているが、今後、このような職が想定されるということかとの質疑に、執行部より、技能労務職は、現在、学校給食センター調理員など、公営企業職員は、工業用水道の事務補助を想定しており、現在も雇用をしています。技能労務職と公営企業職員については、規則等に給与の明細を委任することも可能ですが、全国町村会の法務担当弁護士等と協議し、別に定めることがより適切ということで、今回、条例改正するものです。

討論はなく、採決の結果、議案第15号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、職員を派遣すると業務を行う職員が減り大変ではないか。派遣する意義はあるのかとの質疑に、執行部より、定員管理の中で退職者や派遣等の人員の増減を考慮し、必要な人員の確保を行っており、全体的な影響は特にないと考えています。熊本県市町村振興協会の事業の一つとして、県市町村研修協議会の研修事業をもっており、そこで2年間業務を通じて研修事業を学ぶことで、町に

帰ってきたときに、町の人材育成にもしっかり取り組んでもらえると考えています、との答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第16号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

特に質疑もなく、採決の結果、議案第17号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、大津町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、ヘイトスピーチやLGBTが社会問題となっているので、条例改正は必要なことと思う。第4条に、部落差別等撤廃のためにとあるが、差別はほかにもあるので部落差別だけと誤解するのではないか、撤廃という言葉が固く感じるが、他市町村の条例は参考にしたのかの質疑に、執行部より、菊池市の条例を参考に改正を行っており、全国的にも撤廃という表現を使用しているため、その表現を用いています、との答弁でした。

採決の結果、議案第18号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、大津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

特に質疑はなく、採決の結果、議案第25号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

現在、町村の監査委員定数は2人であり、法の改正以前は、1人は議員のうちから選任しなければなりませんでした。今度の改正で、議員のうちから選任しないこともできるようになったということです。現在のところ県内で議員から監査委員の選任を廃止している自治体はないということです。

討論はなく、採決の結果、議案第26号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号、損害賠償額の決定及び和解についてであります。

委員より、町が損害賠償を払うこととなっているが、操法大会に町の代表として出るのであれば労災ではないかとの質疑に、執行部より、消防団としての公務ではありますが、町が加入している自動車保険での対応となり、また、単独事故なので運転手を加害者、同乗者は被害者という分け方になります、との答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第39号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号関連、令和2年度大津町一般会計予算についてであります。

議会事務局関係では、特に質疑はありませんでした。

総務部総務課関係で、委員より、行政区嘱託員制度の変更に伴い、呼び名や契約内容は決定したのかと質疑に、執行部より、行政区嘱託員という名称をこれまでどおりとすることを説明し、了承を得

ています。従来の条例で定めていた業務内容を明記するとともに、委託額や個人情報の取り扱いにあたっての注意事項等を含めた内容で構成して、現在、最終段階で精査をしているところです、との答弁でした。

委員より、まちづくり推進費工事請負費の桜並木工事の内容について質疑があり、執行部より、かぶとむし公園の前の区間約140メートルに11本程度の桜を植樹します。令和3年度には残りを植樹し、県道交差点まで完了する見込みです、との答弁でした。

委員より、震災関連イベント等事業補助金について、一つの復興イベント等実行委員会で57号復旧イベントやゾロ像除幕式など、すべてのイベントを検討するののかとの質疑に、執行部より、実行委員会は一つですが、イベントに応じた部会を設け、その中で検討を進めてまいる予定です、との答弁でした。

議長より、昨年、まちづくり懇談会を開催しながら地域の課題解決の取り組みを進めたが、どのようなことが進んだか。また、令和2年度の取り組み方針はどう考えているか。予算的なものはどうかとの質疑に、執行部より、懇談会で課題として地域からあがった高齢者の買い物支援については、JAと協議し、移動販売が北部地区で始まっています。令和2年度において、今年度の四者協議で決めた取り組みを具体化するための支援が必要な地区、地域のつながりが活発でなく、取り組みに至らない地区など課題も見えてきたため、地区担当職員とともに、社協や包括支援センター等が介入して、地域の取り組みを支援していきたいと思えます。2年度の予算で既設の予算の活用となりますが、JAの移動販売の拡大を望む声も多く、南部や中部の一部に新たなコースを導入する場合は、初期投資費用等の支援も視野に入れているところです、との答弁でした。

意見として、地域づくりは、今後とても重要となる取り組みであり、区長会の中でも取り上げてもらい、しっかり取り組んでいただきたい、との意見でした。

次に、非常備消防費について、委員より、退職金や幽霊団員の問題など、消防団からの要望は出ていないかとの質疑に、執行部より、1月の総務常任委員会と消防団との意見交換会後に幹部会議を行い、まず、団員定数を見直し、各地域を守る団員数の精査を行う予定です。また、出勤費や年報酬についても、県全体において低い状況ですので、総務省の指導に習い、近隣市町村と協議しながら進めてまいりたい。また、令和3年度には、定員の改正等ができるよう進めてまいります、との答弁でした。

総務部総合政策課関係で、委員より、令和2年度のふるさと寄付業務委託料が予算額2千39万6千円に対し、今年度の寄附実績はどうか。執行部より、2年度の寄附金額は3千759万7千円を見込んでいます、との答弁でした。

また、空き家対策について、委員より、熊本市が特定空き家の公費解体を行ったが、町として強制撤去等についてどのように考えているかとの質疑に、執行部より、今後、空き家等対策推進協議会に諮りながら、空き家等対策計画策定を予定していますので、その中で強制撤去についても検討を進めます。また、熊本地震により大きな被害を受けている家屋については、解体の財源等も含めたうえで検討をします、との答弁でした。

次に、バス補助金と乗合タクシーについて、委員より、バスの生活路線維持補助金と乗合タクシー運行費補助について、今年度と比べてどう推移しているかとの問いに、執行部より、生活路線維持費補助金については、内牧環状線の廃止により、予算額500万円の減額となって、乗合タクシー運行費補助については、4月から対象エリア拡大により予算額860万円の増額となっており、補助金全体では360万円の増額です、との答弁でした。

委員より、バス路線が走る地域に乗合タクシーを導入すれば、バスの利用者が減るのではないかとの質疑に、執行部より、バス路線を調査した結果、利用者は学生が多く、高齢者の利用者は少ない状況で、よって、高齢者の利用がメインである乗合タクシーとの住み分けができており、バスへの影響はほぼないとする、との答弁でした。

委員より、乗合タクシーについて、乗り合い率を高めるには、予約配車システムなどの導入が必要ではないとの質疑に、執行部より、乗合タクシーは町周辺部の地区と町中心部を結ぶ交通機関であり、ルート設定も単純であります。また、4月よりエリアを3つに分けることで1社当たりの担当範囲も狭まるため、今のところ現在の受け付け体制で対応可能と考えています。今後、利用者数の増加により、対応が難しくなった場合は、予約システム導入についても検討を行います。なお、他自治体の例で、予約配車システムに年間600万円ほどの維持費がかかっている事例もあるため、費用対効果も十分に検討する必要があります、との答弁でした。

委員より、中部地区の巡回バスなどの検討は今年度中に結論が出るのかとの質疑に、執行部より、課内で検討を進めていますが、今年度中の決定は難しいところです。今後、乗合タクシーのエリア拡大の影響も見ながら検討していきます。

意見として、町民グラウンドの災害公営住宅や室地区の北部周辺には高齢者が多く、中心部からの高低差もあるため、公共交通の乗り入れを検討してもらいたい。県北観光協議会が県北エリアから空港までシャトルバスの施行運転をされているとのことだが、バスが国道325号を運行可能であれば、菊池・山鹿方面からの路線バスもそちらに回して、大津町内は乗合タクシーを充実させるなど、利用者にとって使い勝手のよい交通体系の整備をお願いしたい、との意見でした。

次に、行財政改革費について、委員より、RPAとOCRについての説明が求められ、執行部より、RPAとは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略であり、職員が行っている定型業務の一部をパソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行自動化することにより、効率化を図ることで、OCRとは、手書きの文字を読み込み、文字コードの列に変換するソフトウェアのことです。この2つを使って業務の効率化を図りたい、との答弁でした。

総務部庁舎建設推進課関連で、委員より、新庁舎東側に計画している倉庫にはどのようなものを保管するのか。執行部より、各課の要望により、道路補修材や補修用の道具、家畜伝染病対策資材、ボランティア用ゴミ袋、消毒用動力噴霧器などを保管する予定です。

委員より、消防等防災倉庫について、東側道路に面しており、目立つ場所と思われるが、ほかに候補地となった場所はなかったのかとの質疑に、執行部より、建設中の新庁舎は災害に強い庁舎をコンセプトに計画しており、初動を考えると災害や火災に出動する緊急車両のため、早急な出動が可能な

ように道路に面した場所に設置する予定としています。また、倉庫については、外部検討委員会においては、景観に配慮した建築物とするよう意見をいただいていますので、今後も議会特別委員会と外部検討委員会にもご意見を聞きながら検討させていただきたいと思っております、との答弁でした。

意見として、今回、消防等防災倉庫の設置場所、計画場所を初めて現地視察をして気が付いたことだが、新庁舎の南東の角地は、大津町の玄関口とも言える場所なので、公園など町民が憩える場所として活用できないか。消防等防災倉庫の設置場所、災害時の初動の防災対策は重要なことだが、設置場所については、特別委員会や全員協議会で改めて協議をしていただきたい、との意見がありました。

総務部財政課について、議長より、熊本地震の対応も進み、今後新たな事業展開を見据えないといけない。様々な事業を予定されている中、財源的に厳しい部分があると思うので、今一度全体的に今後の方向性を整理するべきと思われる。財源的な問題も含め、総合的な見通しをどのように整理しているかとの質疑に、執行部より、これまでの地震の対応としましては、復旧・復興計画に基づき対応し、地方債についても、国や県の支援により有利な地方債を活用してきたところです。しかし、優位な地方債としながらも、起債残高は増加し、公債費についても、ピーク時には21億円ほどに増加すると見込んでいます。現在のところ、財政健全化に関わる指標については、健全な状況であります。現在、策定中の公共施設個別計画の中で優先順位を整理し、復興計画の中に盛り込んでいく予定です、との答弁でした。

委員より、熊本地震大津町復興基金活用創意工夫事業の方向性についてどのように考えているとの質疑に、執行部より、この創意工夫分の活用については、既存制度で対応できない。被災者のきめ細かなニーズに対応するため、一定のルールをもって活用するよう県から指導を受けているところです。大津町においても、これらのルールに沿って事業を展開しており、現在までの活用の実績は約半分が被災者への直接的な支援となっています。熊本地震発生から4年が経過し、今一度支援を受けられていない方などの調査も行い、引き続き、ハード面、ソフト面での両面で支援事業を展開し、復興基金を有効に活用していきたいと考えています。

なお、この創意工夫の基金については、お手元の資料をごらんいただきたいと思っております。

委員より、令和2年度の創意工夫事業の中で、みんなの家集会所の移設事業があるが、移設後の管理方法はどうかとの質疑に、執行部より、今回の移設事業は、岩坂地区仮設住宅にある談話室の移設に係る設計委託費と室仮設住宅の集会所を岩戸の里温泉跡地へ移設する工事費です。管理方法については、地元と協議を行い、調整しています。

意見として、岩戸の里温泉跡地への移設については、利活用や防災面に十分注意して場所を決定してもらいたい、との意見がありました。

討論はありませんでした。採決の結果、議案第40号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

次に、当委員会が閉会中の継続審査の申し出により実施しました意見交換会についてご報告します。

去る1月31日に大津町消防団との意見交換会を役場仮庁舎2階大会議室で行いました。今回が初めての開催であり、消防団幹部からの意見をいただくとともに、課題の共有及び情報交換を行いました。内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

○議 長（桐原則雄君） 以上で、各常任委員会の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員会長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで、各常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第10号、大津町立保育所の延長保育事業、一時保育事業及び休日保育事業の利用者負担に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、大津町病児・病後児保育事業の利用者負担に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、大津町立幼稚園預かり保育事業の利用者負担に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び大津町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、大津町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、大津町収入証紙条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定するこ

とに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、大津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、大津町立公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、大津町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、大津町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、大津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決し

ます。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、大津町子育て・健診センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、大津町町民交流施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、大津町町民集会所条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、大津町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、大津町総合交流ターミナル条例を廃止する条例についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、大津町農畜産物処理加工施設条例を廃止する条例についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、大津町市民リフレッシュ農園条例を廃止する条例についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、大津町乳幼児健康支援訪問ヘルパー事業手数料徴収条例を廃止する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、大津町子育てサポート事業手数料徴収条例を廃止する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第37号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、財産の無償譲渡についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、令和2年度大津町一般会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第40号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、令和2年度大津町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、令和2年度大津町外四ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、令和2年度大津町介護保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、令和2年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、令和2年度大津町工業用水道事業会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、令和2年度大津町公共下水道事業会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、令和2年度大津町農業集落排水事業会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（桐原則雄君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

#### 日程第4 令和2年度議員派遣について

○議長（桐原則雄君） 日程第4、令和2年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議席に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、令和2年度議員派遣については、議席に配付しましたとおり、派遣することに、決定しました。

#### 日程第5 発委第1号 「新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書」の提出について 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第5、発委第1号、「新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書」の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。発委第1号提出者、議会運営委員会副委員長源川貞夫君。

○議会運営委員会副委員長（源川貞夫君） 皆さん、こんにちは。新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書につきまして、3月9日開催の議会運営委員会において、出席者の同意を得ましたので、議会運営委員会津田委員長名で、発委第1号として提出させていただきました。

提出者の津田委員長に代わりまして、副委員長の源川がその案文を拝読し、趣旨説明とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書。

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、国は新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、帰国者等への支援、水際対策の強化、影響を受ける産業等への緊急対応などに取り組んできているが、各地で感染経路を特定できない可能性がある症例も報告されるなど、事態の収束が見えてこない。

新たな感染が確認されるたびに、国民の不安は増大する一方であり、地方公共団体においては、感染の拡大防止や高まる不安等への対応とともに、今後の感染者の増大に備えた体制の整備も求められ

ている。

そうした対応を確実に実施してくためには、根拠のある対策を国と地方公共団体が一体となって、迅速かつ適切に対応することが極めて重要である。

よって、国におかれては、国民の安心・安全を確保するとともに、不安を解消するため、感染症拡大防止に向け、地方自治体と連携・協力をし、次の項目について措置を講じられるよう強く要望する。

1、国内における感染拡大の防止に向けて、マスク等の必要な物資の円滑な供給体制の構築を支援し、感染者への人権への十分な配慮のもと健康管理を行うとともに、自宅療養、隔離、治療について、地域の実情に応じて、十分な対策を実施すること。

2、感染者の早期発見及び重症化防止のため、地方における検査・医療体制の強化に向けた支援を充実させるとともに、ワクチン及び簡易検査キットの早期開発を図ること。

3、公立・私立学校、幼稚園・保育園、学童保育施設、社会福祉施設等への正確な情報伝達とともに、感染予防並びに臨時休校間の学力の保障への取り組みを速やかに進めること。

4、感染拡大や風評被害による観光関連産業やその他企業を含めた地域経済への影響を的確に把握し、機動的に必要な支援対策を講じること。

5、地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症対策に要する費用などに対する十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

新型コロナウイルス感染症対策については、刻々と日々状況が変わる中、大津町も対策本部を立ち上げ、対応を図っているところですが、住民の様々な不安を解消するためには、国と私たち地方自治体が連携、協力して必要な措置を講じることこそが必要であるとの観点から、この意見書を提出させていただくことになりました。

提出先は、内閣総理大臣をはじめ、記載のとおりでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（桐原則雄君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発委第1号、「新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書」の提出についてを採決します。この採決は、起立によって行います。発委第1号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時52分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第48号 令和元年度大津町一般会計補正予算（第7号）について  
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第6、議案第48号、令和元年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

お諮りします。

議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。

本定例会に提案いたしました案件につきまして、皆様のご同意を得まして、今後、皆様のご指導、ご意見をしっかりと受けながら、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第48号、「令和元年度大津町一般会計補正予算（第7号）について」でございますが、今回の補正は、小中学校校内LAN整備事業で、国庫補助金の内示額の確定による財源組替、そして新型コロナウイルス感染症対策等を行うことに伴い、補正予算をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算額の総額に歳入歳出それぞれ1千242万7千円を追加し、歳入歳出予算額の総額を173億632万4千円とするものでございます。

議案第48号につきましては、補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます、詳細説明につきましては、担当部長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議案第48号、令和元年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げ

げます。

今回の補正につきましては、補正（第6号）でご議決いただきました小中学校校内LAN整備事業につきまして、国庫補助金の内示額の確定によります財源組替のほか、一連の新型コロナウイルス感染症対策としまして、中小企業や農林業関係者を対象としました業績悪化に対する融資の利子補給に係る債務負担行為の計上や、障害児支援事業におけます、臨時休校に係る放課後等デイサービス利用扶助費の増額、それから、学童保育や町内保育所における感染症対策事業に係ります補助金の増額等が主なものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。あわせて、別紙補正予算の概要をお願いいたします。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1千242万7千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ173億632万4千円とするものでございます。

第2条で、繰越明許費の追加を、「第2表繰越明許費補正」のとおりとしております。

第3条で、債務負担行為の追加を、「第3表債務負担行為補正」のとおりとしております。

第4条で、地方債の追加及び変更を、「第4表地方債補正」のとおりとしております。

8ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正の追加になります。

款の3、項の1の障害児支援費事業につきましては、臨時休校に伴います放課後等デイサービスの利用扶助費分でございます。

次に、項の3災害救助費、一部損壊世帯住宅補修見舞金は、県の義援金の受け付けが延長されたことに伴いまして繰り越すものでございます。

次に、款の6、項の1農業費の新型コロナウイルス対策経営安定資金保証料補助金は、農林業の収益減少に伴う融資を受ける際の保証料を補助するものでございます。

9ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正の追加で、上段の新型コロナウイルス感染症と融資資金利子補給は、収益減少となりました中小企業向けの融資に係る利子補給でございます。また、その下の新型コロナウイルス対策経営安定資金利子補給は、収益減少となりました農林業者向けの融資に係る利子補給でございます。いずれも期間を令和2年度から令和5年度とし、限度額につきましては、記載のとおりとしております。

10ページをお願いいたします。

第4表の地方債の補正ですが、冒頭でご説明いたしました、小中学校の校内LAN整備事業の国庫補助の内示額確定に伴う補正になります。国庫補助額が当初より減額となったことに伴いまして、変更で補助事業分を減額し、追加で単独事業分を新たに計上するものでございます。

それでは、歳出についてご説明いたします。

16ページをお願いいたします。

款の2、項の1、目の21新型コロナウイルス感染症対策費、節の11消耗品費につきましては、マスク関係でございまして、職員の庁舎執務用として購入をいたすものでございます。

次に、款の3、項の1、目の12、節の11消耗品は、こちらにもマスク関係でございまして、障がい関係施設、あるいは高齢者福祉施設の職員に対し配付をするものでございます。

その下の節の20扶助費の障害児支援費事業は、臨時休校に伴います放課後等デイサービス利用の増額分でございます。休校期間を平日単価から休日単価とし、差額の増額分を支出するものでございます。

17ページをお願いいたします。

項の2児童福祉費、目の7新型コロナウイルス感染症対策費、節の11消耗品費は、学童保育施設や町内の保育所等へ配付するためのマスク、それから消毒液等になります。

次の節の18備品購入費は、感染症対策としまして、空気清浄機、それから非接触式の体温計を大津保育園用に購入するものでございます。

その下、節の19補助金は、学童保育施設や町内保育所等が感染症対策として購入した備品等に対する補助金でございます。

次に、款の6、項の1、目の11、節の19補助金は、繰越明許費でもご説明いたしましたけども、新型コロナウイルス感染症の影響により、収益が減少しました農林業関係者がその運転資金として融資を受ける際の保証料について補助をするものでございます。

18ページをお願いいたします。

款の10、項の1、目の2事務局費の財源組替は、小中学校校内LAN整備事業の国庫補助金内示額の確定による財源組替になります。補助金が減額されたことにより、地方債を増額するものでございます。

款の13予備費で財源の調整をしております。

続きまして、歳入をご説明いたします。

14ページをお願いいたします。

款の15、項の2、目の1、節の1児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金は、学童保育施設等が購入する新型コロナウイルス感染症対策の備品等に対する補助金に係るものです。

その下の保育対策総合支援事業費国庫補助金は、同じく、感染症対策として購入いたします備品等への補助金に係るもので、町内の保育所分になります。

続きまして、目の4教育費国庫補助金は、小中学校校内LAN整備事業に係ります国庫補助金の減額分になります。

次に、款の16、項の2、目の2民生費県補助金は、臨時休校に伴います放課後等デイサービスの利用扶助費に係る補助金になります。

その下の目の4、節の2農業振興費補助金は、新型コロナウイルス対策の経営安定資金保証料の補助金に係る県の補助金になります。

15ページをお願いいたします。

款の22町債につきましては、10ページの第4表地方債補正でご説明したとおりでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） すみません、マスクの購入に関してちょっと質疑したいと思いますけれども、今ざっと見た感じで、大体これ購入しようとするものが約10万枚ぐらいになるのかなというふうな印象で見えますけれども、今、全体的にマスクの生産が追いついてないで市場にない状態ですよ。この中で、その10万枚を発注して、納期でどうなるんだろうかなというのがまず一つの課題、問題であることと。あと逆に、この時期にこういう形で自治体が、いろんな自治体が一斉に発注をしてしまうことで、逆に一般の人たちが購入できる、市場に流通する分がなくなってしまう、逆に、その自治体というか、行政が批判を受けることになりはしないかという懸念があるということです。

その2点から、例えば、その納期をうまくずらしていくやり方とかですね、その辺に関してどういうふうな考え方をもっておられるのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） マスクの納期関係についてですけど、確かに日本全国どこでも今不足しているような状況で、確かに、もともとこの予算措置につきましては、必要なものについては予備費で緊急的に措置をしております、すでに高齢者の施設関係、それから基礎疾患をお持ちの方については、約2万2千枚すでに発注とあわせて交付しております。そんな中で、今後の見込みにつきましては、当然国のほうもですね、これからコロナウイルスずっとしばらく続くんじゃないかという話もありますので、まずは、3月分については、当然予備費あたりを調整しまして補正あたりも組ませて、そして、4月、5月の分はですね、どうするかということで、その辺あたりの予算計上をしております。それで、確かに国のほうもですね、高齢者の施設関係については、国のほうからプッシュ式でくるという話は聞いておりますが、なかなか届いていないということで、国のほうからもできるだけ自治体の在庫がある分の中についても、必要に応じて出してもらえないかというような通達もきておりますので、今町のほうでもある程度在庫のある分は出しております。ただ、今後の発注につきましては、できるだけ、当然どこの町でも一斉に発注をしておりますので、うちのほうでも災害時の応援協定を結んでいるいろんな会社関係もあるんですけども、そちらのほうにも優先的に調達をしてもらえないだろうかというような要望も直接出しております。ただ、現実的に、やっぱり1カ月とかですね、あるいは2カ月かかるかもしれないということで、ただ、できるだけ早くできた分については、うちのほうに少しでも分けてもらえないだろうかということで考えているところです。

それと、全体的にその国とか県からの支援なんかもあるものですから、今、それぞれ各課のほうに照会をいたしまして、いろんな施設等で、国から、あるいは県からくる分と、当然、町から支援すべきものと、全体的にどれだけいるかというところの見込みを今全体的に調査しております、その中で今回必要最低限ですね、まず4月、5月を乗り切るためのマスク関係、それから消毒関係、そして備品関係の予算措置をしているところです。調達につきましては本当に厳しい状況ですけども、優先調達をってもらうようにですね、災害応援協定を結んでいる会社等については申し入れあたりも

しながらですね、やっているような状況でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 申し上げたいのは、早くということばかりじゃなくて、バランスをとりながらということをお願いしたいんであって、同じニーズに対してたくさんのチャンネルから注文が殺到することでパニックになってしまいはしないかということをお心配しているということですので、その辺にご配慮いただきながら進めていただければと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

国庫補助金についてでありますけれども、今回、教育債を立ち上げてあります。説明資料ですかね、これは全協の説明資料をちょっと今見ているんですが、その補助の額の内示がですね、3月6日ということで、非常に土壇場になって、年度が変わる前になってこういった内示をやってきたということ。何か国においても理由があると思うんですよ。どこでももう予算編成を終わる時期になってですね、土壇場になって変えてくるというのは、一つは、この国庫補助をあてにしていたけれども、人為的な計算ミスであったのか。それとも、その内示額というのは、もう強制的に頭ごなしにこれだけしか出しませんよというふうな国からの内示なのか。非常に重要でですね、私も長いその議員生活の中で、まだ新年度が始まってもないのに、その次年度のですね、補正予算を行うというのは、確か初めてじゃなかったかなと思うんですよ。その訂正とかは今までありましたけれども、この事態というのをきちんとその国が今どういう状況なのかというのを把握をしておかないと、いろんな面ですね、今後の町の計画にいろんな形で影響が出てくると思うんです。ですから、この内示額のその決定されて町まできた経緯というものを深く考えなければならないというふうに思いますが、この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 永田議員の質疑にお答えしたいと思います。

今回の補正でございますけれども、一応こちらにつきましては、国の経済対策ということでですね、事業のほうは打ち出されたわけでございます。その中で、文科省のほうからこの度のネットワーク環境について、各全国市町村のほうにですね、要望額の聞き取りをされたということで、最終的に町のほうでその額が、内示額が確定できたのは3月の6日でございます。その後の状況を聞きますとですね、やはり当初予定していたその国の予算をはるかに多い要望があったということで、その中で国のほうである程度基準あたりを設定した上でですね、再度内示額があったということで聞いております。

なかなか今回については、緊急なところで、国の情報がですね、全く入ってこなかったというところでございますので、こういった状況についてはですね、できるだけ早く県あたりも通じ、あるいはマスコミ等でもですね、そういった情報については早めに仕入れながらですね、対応できるように対応したいということで考えています。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

知り得る範囲というのが、この経済対策としてやったけれども、予想以上の規模に膨れ上がってしまっただけで配分が少なくなったというふうですよね。しかしながら、町としては、予算編成をするときに、やはりその支出のですね、適正なあり方というものを計算してこれ出しているわけですから、先ほどの総務部長のその説明によりますれば、単独事業というふうに変わって、教育債というものの発行に至ったと。この教育債というものがその例えば、地方交付税あたりの交付税措置されるとか、そういうふうになったならば、言うならば、ローンを組んだみたいな感じですね、後々そういった形で返しますよという形なのか。それとも、全く単独で、うちが負担しなければならないというふうなものなのか、再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 再質疑にお答えいたします。

今回ですね、補正予算債から補正予算債分の中の補助分単独分ということで、今回、単独分のほうがですね、増額しているというところでございます。最終的にこちらの起債につきましては、交付税算定をされないということで、まあ町のほうのですね、支出のほうが多くなるというところでございます。

今回はもう補正のほうで、今回、工事の分と設計もあわせてですね、予算計上させてもらっています。その中で、事業費についてはですね、設計の中で削減できるあたり等も含めましてですね、検討させていただきたいというところで考えています。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

交付税算定外という形になると、これ事業を進める上で、負担はそれ相応なりに町金でしなければならないという形ですよね。町は、その今後ですね、いろんな形で支出の増大が見込まれております。もちろん、大津小学校の増築とかそういったものも考えますれば、借金がどんどん膨らむわけで、それでは経済が膨らんでいるのか。大津町の場合は、その人口あたりは少しずつでも増えてますんで、どちらかと言えば右肩上がりの予算の組み方はしやすいとは思いますが、今後に与える影響というもの単独事業であるならば考えなければならないところに来たということですよ。例えば、この後にもいろんな形でその起債をしていく上で、その自由度が圧迫されていくんです。教育費だけをですね、町全体の予算の中で増やすわけにはいかんわけですよ。経済自体もおそらくこれから先は人口減がもう始まっておりますので、もちろんそういった形の経済活動というのは、もちろん小さくなるわけで、それに対して、その税収というものがただ増税だけで乗り切れるのか。そういった形というのはたくさん出てくると思うんですよ。ですから、この国が最初言ったのにのっかって、まあその国体のつくりかたですよね、そういったいろんなその社会に出て通用するような教育をやっていくというまではよかったです。ところが、いざ、今後借金が嵩むってなったときにですね、そのときに、ほかの事業を削るのか、それとも細らせるのか、いろんな形が出てくると思いますが、今後、出てくる

影響というものできちんと予測をしているのかということも出てくると思うんですよ。町の経営といってもですね、この先の、例えば、義務的経費がこれ膨らむわけですから、投資的経費はもうなくなっていきます。ですから、大津小学校の増築のときも、あれは校区を変えて増築しない方向でいけないのかというのは、私は指摘してますもんね。ですから、膨らませるのは簡単なんです。ところが、膨らまさなくてもいい方法というものがあると思いますんで、今後の教育費に与える影響はおそらく自由度は狭まった、狭まっていくでしょう。ということに対して、そういったものもきちんと計算に今後入っていくんでしょうね。ここです。問題は。そこのところをきちんとやっとなないと、お金がないからできませんと言ったときに、じゃあだれが負担するのって、増税お願いできますか。できないんですよ。ですから、そこまできちんと今後の方向性というものは見えていますか。この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今後、事業展開をしていく中でどういうふうに財政運営を考えているんじゃないかということのご質問だと思います。

確かに、我々事業をやっていく上で、財政計画に基づいているんな事業展開をやっておりますし、実施計画あたりとの連動してやっている。ただ、どうしてもですね、国の経済対策等で事業によっては、今取り組んで方が有利な財源というのは当然ありますので、そういった形で取り組ませていただいたということになります。ただ結果としまして、先ほどおっしゃいましたように、国全体としては、やっぱり予想しているよりも少なかったということで、財源的な内示額は減ったんですけども、当然、有利な起債あたりを有効に活用してですね、そして、単年度で負担が出ないような形での一般財源の負担は出てきますが、一気に出すのではなくて、平準化するような形の起債の借り換えをやったということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第48号、令和元年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第49号 大津中学校屋上改修工事請負契約の締結について  
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第7、議案第49号、「大津中学校屋上改修工事請負契約の締結について」を議題とします。

お諮りします。

議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 先ほど提案いたしました、本年度の（第7号）の補正予算につきまして、ご議決いただきまして、誠にありがとうございました。

続きまして、工事請負規約案件でございますが、大津町一般競争入札等に係る事務手続処理要項に定められております。予定価格が5千万円を超える物件です。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号、「大津中学校屋上改修工事請負契約の締結について」でございますが、1月15日に条件付一般競争入札の公告を行い2月26日に入札を実施いたしました。

入札の結果、肥後木村・岩下建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町大林310番地、肥後木村組株式会社、代表取締役澤村奈古様と5千335万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げ、詳細について、担当部長より説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） それでは、議案第49号の大津中学校屋上改修工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。

議案集は2ページと3ページ、それから説明資料集は1ページから5ページになります。

今回の工事請負契約関係につきましては、大津中学校の屋上改修工事ですけれども、工事の概要等につきましては、後ほど教育部長のほうがご説明いたしますので、私のほうから入札関係について説明をいたします。

大津町一般競争入札等に係る事務手続処理要領に基づきまして、条件付一般競争入札に実施をいたしました。

説明資料集の1ページをお願いいたします。

建設工事の種類は建築一式で、特定建設工事共同企業体への発注工事とし、大津町特定建設工事共同企業体事務取扱規定に基づきまして、甲型の共同施工方式とし、共同企業体の構成員数は2者もし

くは3者としております。

代表構成員は、町格付建築Aとし、構成員2は、町格付建築BまたはCとし、構成員3は、町格付建築Cとしております。

営業所の所在地は、代表構成員、構成員2、3とも町内に主たる営業所を有することとしております。

施工実績に関する事項では、代表構成員は、平成17年度以降、元請けとして熊本県内において完成したRC造の建築一式工事で、請負金額が4千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有することとしております。

また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件といたしまして、代表構成員は、左記の「施工実績に関する事項」同等以上の実績を満たす工事で監理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有すること。②としまして、建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者。③としまして、当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3か月以上ある者。このすべての案件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。

令和2年の1月15日に条件付一般競争入札の公告を行い、入札参加資格を確認し、2月の26日に入札を実施いたしました。

説明資料集の2ページをお願いいたします。

入札結果についてご説明いたします。

入札参加者は5者で、入札参加者及び出資割合、入札金額、入札比率につきましては、記載のとおりでございます。入札の結果、肥後木村・岩下建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町大林310番地、肥後木村組株式会社、代表取締役澤村奈古様が4千850万円で落札され、契約金額は5千335万円となっております。

工期は、議会議決承認を経まして、町長が契約を成立させる旨を意思表示を通知した日の翌日から令和2年の8月31日までとしております。

なお、予定価格等につきましては、左下に記載のとおりでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 工事概要について説明いたします。

これまで学校施設の雨漏りにつきましては、部分的な補修、修繕により対処してきたところであり、雨漏り箇所を補修しましても、別の箇所から雨漏りが発生するなど、根本的な解消ができず、部分的な補修では、施工後の保障も得られないため、今回、学校の屋上全体を一体的に改修するものでございます。

説明資料集3ページをお願いいたします。

工事名は、大津中学校屋上改修工事でございます。

工事内容は、校舎屋上の防水改修工事で、既存防水層補修及び塩ビ製シート防水は、既存のアスファルト防水の補修を行った上で、その上から新たに防水シートを張る施工法で、施設を使用しながら

施工ではもっとも一般的な工法でございます。校舎の屋上の平場2千571平米は、機械的固定工法で、立上がり部は273.9平米は、接着工法で施工し、一部外壁塗装を行います。

説明資料集4ページをお願いいたします。

今回の改修は、校舎の南側普通教室棟、北側の特別教室棟及び渡り廊下につきまして、建物全体の平場部分と立上がり部を一体的に改修を行うものです。

施工後、10年間の保障も資料に含めております。

契約後は、学校とも入念なスケジュール調整を行い、できる限り生徒への学習への影響を少なくしながら工事を進め、令和2年8月31日の竣工を予定しているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

提案理由といたしまして、今まで部分的な改修を行ってきたが、抜本的な改修に、雨漏り防止にはつながらなかったということであります。結局、保護者やいろんなその教育に携わった人たちからの文句が出てこういった形になったのかなというふうに感じるところでありますけれども、要は、間が悪い、タイミングが悪いという感じがします。要するに、箱物と言われる、その学校の構造物に対して、安全に、快適にそういったものを教育環境をつくりあげるのは、その町の責任でありますから。ですから、そういった雨漏りがもう早くからあって、例えば、その天井が落ちるとか、そういったものがあっているということはですよ、その判断基準がないのか。そういったものですね。それとも甘いのか。そういった管理能力の欠如のほうが強く感じるわけです。だから、今回の工事において、全面的にするから10年間の保障を得たいということですよ。ということは、ここで我々企業の考え方からするならば、減価償却という形で、10年後はまたしなければならぬというような計画をもうすでに頭の中ではもう組み上がっているんですね。現在のその建物をその何年使うかは、こういったメンテナンスの良し悪しが非常に左右されます。ですから、そういった判断基準というものは、どこでこういったものが判断基準というのはだれがすんですか。そういったものをはっきりしないと、またまた曖昧になって、多くの方々から文句が出て対応をせざるを得ないとか、恥ずかしい状況になってしまうんで、そういったものが出ないようにするのが教育サービスなんですよ。そういったものをですね、きちんと考えて町の教育環境を整えて、いい状況でそのたくましく育ててもらいたいというのが当たり前の考え方ではないでしょうか。ですから、こういった、こういった老朽化してきている建物に対してのそういった修繕やそういったものに対するメンテナンスのですね、サイクルあたりのその判断の仕方、そういったものはきちんとできあがっているのか、質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

議員おっしゃるようになりますね、子どもたちの教育環境というのは、非常に大事な部分で、当然、施

設については、計画的にですね、改修をしながらすべきものであるというところでございます。ただ、今までがですね、いろんな修理等に対しても事後保全的な部分で対応しておったというところで、その辺については反省しているところでございます。

現在、個別のですね、施設について、調査しながら、今年度から来年度に向けてですね、長寿命化計画あたりも含めて、その中で、例えば、その何年後にある程度改修をすとか、そういったところで計画を立てる予定でございますので、そういった計画に添ってですね、今後、維持管理のほうも含めて対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

答えもちょっと曖昧だなと感じました。実際ですね、この件については、いろいろ侃々諤々ありましたけれども、もう一つ原因は、現場におられる職員の方々ですね、こういった方々から町は金がないから仕方ないねって、見逃していたのか。これも大問題なんですよ。危険がその差し迫っているわけですね。その判断ができない現場の職員の人たち。これは大問題になりますよ。ですから、役場が町立ということで見ます、建てます、そしてそういった教育環境を整えますって言っても、現場の方が一番わかるわけですね。こういった声が高くあがってこない。それが、その生徒がお父さん、お母さんに言って、それが、例えば、そのいろんなその組織のほうに、PTAとか、いろんなところにこう広まっていったというの、これおかしいんですよ、実は。ですから、その現場の声というのはですね、これは現場主義ていうのは、あらゆるもので最たるものなんです。これが本当の情報なんです。その情報が発せられなかったという問題点も、私はこの工事になってきたのかなど。実際ですね、今度10年間の保障を得ると言いました。その手前で、この一つが悪くなったならばほかのところも悪くなっているかもしれないというような、もう年数が過ぎていってならばそういった予測を立てなければならぬと思うんです。ですから、これ遠回りしてきてここまで来たのではないですか。だから、本来ならば、まず一つ起こったときに、これは全体的にするべきなのか、部分的にするべきなのかという判断がまずできてないという点。それと、その後も雨漏りがあっても見過ごされていったという点。やはりそういったことを考えますれば、今回のこのここまで予算を要求するのならばですね、そこまで汲み上げてほしいんですよ。じゃないと、10年といってもそんなこと言ったっけになりはしないですか。ですから、きちんとしたそういった判断基準、管理基準、そういったものをつくりあげて、そしてまた、現場の声というものを常時吸い上げて、そのために教育委員会はあるんですね。で、それが議会にあがってきて、判断をお願いしたいというふうであるならば、我々はそういったきちんとした情報を収集して、それを積み上げて、やはりここは債費の支出は仕方ないというふうな判断を我々はくださるわけですから。ですから、その手前の積算根拠が曖昧ならばうんて言われんわけですよ。ですから、今回までのものと、今後、ちゃんとその10年後までには収集を、その手前で雨漏りがし出したりとかするかもしれませんもんね。だから、そういったものはきちんと構築されているんですか。現場の声をちゃんと吸い上げるような形はちゃんとできているんですかということ

ですね、この点について、再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 質疑にお答えいたします。

まず、まず、現場の声ということで学校からのですね、情報あたりの聞き取りの件なんですけども、通常、学校施設で緊急的な補修あたりが必要な場合については、補正予算という形で各学校のほうからですね、あがってくるというところなんです。

あと、大きい工事等につきましては、年度当初予算を積み上げ時に校長先生あたりも含めたところでヒアリングをしながらですね、予算の計上をさせていただいているところです。

今後につきましてもですね、そういったその現場の声当たりがしっかりとこちらのほうでしっかり確認ができる方法をですね、また再度ちょっと検討させていただきたいと思います。

それから、今後10年間の、屋根についてはですね、保障が得られるということで、そのほかの部分についても、当然屋根以外の部分についてもですね、改修の必要は今生じているところがございます。こちらにつきましても、先ほど言いましたように、長寿命化計画ということで、来年度までにですね、そういった計画を立てていきますので、その中で、当然優先順位をつけながらですね、例えば、大津中だったら学校施設の中でどのくらいぐらいいちちょっと緊急的にする必要があるのか。ほかの学校だったらどのくらいという、そういった部分も含めて計画のほうを立てさせていただいて、その計画に添って維持管理を進めていきたいというふうに考えています。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） いずれにしても、そういったきちんとしたフォロー体制を構築するように努力をお願いしておきたいと思います。

私もいろんなところから声は聞いておりますので、その学校の先生に言わせれば、お願いしても町は予算がないからと、予算主義でもう限られた枠しかないから蹴られるんだよってというようなことを、実際、この耳で聞いたこともあるんですよ。監査もやりましたし、させていただきまして、実際の声聞いております。ですから、そういったものの構築の仕方、予算主義であるけれども、柔軟な対応の仕方、そういったものをきちんと構築するようにお願いしときたいと思います。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 質疑を行います。

説明の中で、今回の補修防水工事で10年の保障を得るということで、これは施工業者の保障なのか、それとも設計業者の保障なのか。一体だれが、もし万が一、10年前に雨漏りをしたら、きちんと保障されるのかどうかということですね。これが1点。

それから、今、さっきの質疑で、10年保障てありますが、大津中学校のこの校舎はあと何年使う予定なのかと思ってですね。10年保障して、じゃあ10年経ったら、まあ雨漏りはじめたんじゃ、というのはですね、こういう設計上、これしか方法がなかったのかというのをちょっと疑問なんですよね。いわゆる陸屋根というのは非常に雨が漏りやすいというのは、もう素人が見てもわかるわけで

すから、設計上、例えば、屋根を被せちゃうと、そうすればもう半永久的に雨は漏らんわけですよ。設計上、ほかに方法がなかったのか、検討されたのかというのもあわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

まず、保障についてはですね、工事のほうの保障ということで、契約の中の仕様書の中にですね、うたい込みさせていただいております。

それから、工法につきましても、現状の天津中は、アスファルト防水でございますので、そういったところを補修しながらシートを張るということで、ほかの工法も含めたところですね、この工法が一番最適ということで採用したところでございます。

それから、あと何年使うのかということでございますけども、40年近くなります。建築後ですね。それから、結局どの時点で大規模改修化にすることによって、当然、この校舎が何年もつかというところになりますけども、近いうちにですね、ほかの学校の施設でございますけども、早いうちに大規模改修することで、あと20年、30年という形で延ばせるものというふうに考えています。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 公共施設の長寿命化ということでもう一度お尋ねをしますけど、先ほどのその保障ですね、業者が、施工業者が保障するんですか、それとも設計業者がこういう工法でやれば10年は保障しますよという設計をしたのかどうかというね。本当は2者とも保障してもらわな、設計が悪かったからだめだった、あるいは施工が悪かったからうちの責任ではないということになりかねないということですね。そこをちゃんと10年保障ということであれば、両者ともきちんと責任をとれるようになっているのかどうか、お尋ねをします。

それからですね、このアスファルト舗装の上にまたやるということですけど、要するに、担当の部長さんも多分建築のことはわからんですよ。我々だって、その鉄筋コンクリートのことは詳しいわけじゃないですから、何ていうかな、こうしたらどのくらいもちますよじゃなくて、本当の専門家を入れて、専門家の意見、今のコロナ対策じゃないですけど、建物に対しては、きちんとした専門家が見て、こういう方法を、いくつかパターンがあって、この方法が一番ベターでしょうということをお我々の前にも明らかにしてもらわんとですね、部長が言うことで、これは安心だからと言われてもね、なかなか信用するわけいかんということで、その裏付けとなるようなですね、職員を雇うわけにはなかなかいかんでしょうから、そういうきちんとした専門家にきちんとした調査を委託する体制が必要なんじゃないかということなんですけども。これは担当部長が何か総務部長かどっか、その体制ですね。今後とも、これから公共施設の再点検をやるということですから、教育部長にその設計上、これは安心ですよって、とてもなかなかわからないと思うんですよ。そういう体制も必要何ではないかということでお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 今回、設計につきましてはですね、当然、町の担当者も入りますけども、専門の設計業者、それから、都市計画のほうには1級建築士もおりますので、そういった部分も含め

てですね、しっかり施工方法については検討をさせていただいたというところでございます。

それから、10年保障につきましては、現在、工事の中でですね、10年保障のほうをうたわせていただいています。その設計業者のほうに、その保障をちょっとうたわせるのかについてはですね、ちょっとほかの部分も含めてですね、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 教育委員会のほうでいろいろ検討したと思いますけども、私のほうもいろいろと瓦ぶきにしたいんじゃないとか、いろんな形で問題提起はしております、そういう中で、都市計画の中で1級建築士おまして、そちらのほうのほかの業者とも相談しながら、今の陸屋根の中での新しい工法ができておまして、これならば10年以上絶対大丈夫ですよというような報告を受けておりますので、じゃあそれで大丈夫ということであれば、そのようなやり方でやりなさいというようなことで、一応許可をしたというような流れがございますので、その点については、しっかりした工事ができるものというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第49号、大津町中学校屋上改修工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

## 日程第8 議案第50号 大津町長等の給料の特例に関する条例の制定について 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第8、議案第50号、「大津町長等の給与の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

お諮りします。

議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 続きまして、議案第50号、「大津町長等の給料の特例に関する条例の制定について」でございますけども、2月17日に開催されました、議会全員協議会におきまして説明させていただきましたように、重度心身障害者医療費助成事業等と下水道使用料の消費税の取り扱いにおいて、複数年にわたり、事業の確認作業を怠るなどの不適切な事務処理等につきまして、職員を監督する立場であります、町長及び副町長の責任を取るために、町長につきましては、令和2年の3月、4月までの2カ月間、給料を100分の10、金額にして月額7万4千700円を減額し、副町長につきましては、令和2年の3月の1カ月間の間、給料を100分の10減額するというものでございまして、附則では、この条例の施行日を公布の日と規定しています。

今回の条例を提案するにあたり、今後、このような不適切な事務処理の再防止に努め、これまで以上に職員の綱紀粛正に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして提案理由の説明を申し上げましたので、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 議案第50号について質疑いたします。

こちらは先ほどあったように、重度心身障害及び下水道使用料関係の不適切な取り扱いに対して減額するというお話ですけども、町長も共同とおっしゃってる中で、こうやって減額して住民感情に応えるというのは、私は必要なことだと思っています。それはそれとしてですね、やはりほかに大事なこととして、住民にしっかり説明責任を果たして返金をするということはもちろんあります。また、再発防止策を打っていくと。今回質疑したいのがですね、こうした業務、特に今回下水道作業関係で、一昨日の全員協議会でありましたけども、返金の対象者が1万1千人、うち9千900人は住所等が変わっていないので将来の料金から差し引くというやり方をする。しかし、1千100件に関しては、住所が変わっていて、調べないといけないという流れでありました。こうした中、業務負荷というのはものすごい大きくなると考えておまして、こうしたことが起こったときに、いかにリカバリーをして、傷口を浅くしていくということは大事だと思っています。そこで、具体的にですね、今回、住所を調べても不明だった方に関して、どこまでやっていくのかということ。法律的にどこまでやらないといけないのかということ。住所わかった方に関して金額があまり大きくもないので、恐らく返してこない方、返送してこない方も多いと思っています。そうした方に対してどこまでやっていくのか。同じく、法律的にどこまでやらなければならないのか。その点について質疑をしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） こんにちは。金田議員の質疑に対してお答えいたします。

ご質問については、転居などで郵送で送った分で、返送無しの方については、ということと、それと住所不明の方ということの2つについてお答えしたいと思います。

返送無しの方については、通知については、何回出さないといけないということは決められておりません。1回でもいいというふうを考えてられています。ただし、その通知文書については、いつ、だれに出したからという記録を残して、手を尽くしたことを残しておく必要があります。

それと住所不明の方には、調査については一生懸命行いたいと思っております。

ただ、方法については、公示送達などの方法もありますので、機械も含めたところで法的にいろいろ調査研究を行いながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度確認なんですけども、今のお話だと、まあ法的にどうなのかというのは、現在、調査中で、それを見て動いていくと。ただ最大限の努力をしていくということによろしいでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 再度質問にお答えします。

金田議員おっしゃったとおり、最大限の努力をしていくということでございます。ただ、地方自治法上、使用料の時効は5年とされておりますので、予算については5年間は計上する必要があるということでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 今回の件に関しては、もうすべて調べて返すのが一番いいことであると思うんですけども、しかし、この住所調べだとか、返送無いものに関しても、0件にしようと思ったときの業務量はもう大変なことになってしまうので、そこは本当に法律とも照らし合わせながらですね、適切に処理していただければと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

この議案第50号について、町長に質疑いたします。

この2件の事例について、町長としてですね、このミスに対して、その当時、その任にあたった職員に悪意があると思われますか。それとも、人為的なただ単なるミスだと思いますか。この点についてははっきりお聞きしときたいと思います。悪意があるかないか。これは非常に大切な部分です。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員の質疑にお答えしたいと思います。

職員の悪意一切ないということで、町民に対してのその辺の責任につきましては、しっかりと責任

者である私がとらせていただければというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第50号に対して、反対の立場から討論いたします。

様々な仕事というものは人間ですからミスはあります。要は、職務怠慢で仕事をよくしなかったとか、そういったこう悪意に属するようなものであるならば、その職員を罰するべきあって、町長が示しがつかないというふうに、町長、副町長ですね、減給するのも一つのアピールにはなるかもしれませんが、改善には結びつかないというふうに思います。改善させるにはですね、やはり信賞必罰の概念をきちんと取り入れた条例が必要だと私は思っていて、リーダー、指導者、町長たるものはですね、そういった私情を捨てて、ミスをした、そういった職員に対しては罰則を与えなければならぬと思います。そのことによって、職員がその団体というこの役場の組織の規律が守られていくんです。そしてまた、そのことについて、本当に町民に対して詫びたい、悪意がありましたというようなことであるならば、町長自ら減給にはするのには致し方ないと思います。歴史上もいろんなリーダーというものは、部下が失敗したりとか、命令に背いた場合は、罰則を与えます。もうずっと昔になってくると、もう泣いて馬鹿を斬るという言葉がありますけれども、どんなに私事で可愛いそういった部下でも、そういった全体の任務を遂行しない、そして、全体、町民全体にですね、この場合は、町民全体に危うい状況にそのさせたというようなものであるならば、やはり町長も同等のそういった罰則が当てはまると思います。

今まで、私が長く議員をやっております、こういった職員の不祥事に対して、何度もこういったものはありました。そしてまた、職員というものは、今までの事例からするならば、まあ訓戒とか、そういったものもいろいろありましたけれども、ただ、それが本当にその組織自体をよりよきものに高めたかというふうなことを考えますれば、金銭的なものというものは、皆さん、やっぱりその生活をしていく上で大切ですから、そういったものを織り込んだですね、そういった条例なり何なりというものを仕組みをつくって、この役場という組織を高めるほうが得策だと考えます。今回のことにつきましては、どうみても単なるとは言い難いかもしれませんが、チェックの甘さ、そういったものが感じられて、悪意ある仕事をした、職員がしたというふうにはどうしても感じられません。ですから、今回については、示すとするならば、その職員、その部、課における厳しい指導と町長、副町長も含めてですね、町民に対してお詫びの言葉を発する、もうそれで十分だと思います。これを繰り返したら、本当町長になる人いませんよ。そうしたら、組織というものが逆にこれ何か崩壊するような感じがします。本当に信賞必罰はちゃんとありきで、そういったものを当てはめて処分して、それでも足りないならばこういった50号を出すのはいいと思いますけれども、それは今回は当てはまらないと、悪意はなかったというふうに私は感じております。

以上のような理由から、50号については、反対の討論をいたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） では、議案第50号について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、反対討論の中で悪意があるかどうかの話もあります。私もこちら悪意というものはなかったと感じております。ただ、先ほど質疑でも述べたとおり、やはり住民の方の感情というのは、今からまちづくりを共にやっていくためにもものすごく大事なものだと思っています。そうした中で、やはりこういった形でトップがしっかりと姿勢を示していくということというのはものすごく大切なことだと思っています。特にこの案件は続いておりますので、その点も踏まえてのことです。

ただ、これが減額をすれば済むという話ではもちろんないと思っております。ですので、先ほど同僚議員がおっしゃったように、職員に対しては、人事評価なり、いろんな評価というところで信賞必罰というんですかね、そういったものをしっかりとしていけないといけないでしょうし、住民に対しても謝罪なり、説明なりは徹底しないといけないでしょうし、また、再発防止策もそうですし、今回の膨れ上がる事務負荷というものを最小限に抑えるということもやっていけないといけないでしょうし、そうしたものをセットでやっていく必要があると思います。

そうした意味で、この議案第50号については、賛成という立場でございます。以上、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第50号、大津町長等の給料の特例に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

## 日程第9 同意第1号 大津町副町長の選任につき同意を求めることについて

### 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第9、同意第1号、大津町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） これまでの提案につきまして、ご議決いただきまして、誠にありがとうございます。

これからしっかりとまちづくり関連等につきまして、町民の皆さんとともに頑張っていきたいと思っておりますので、議会のご理解も、ご協力もよろしくまたお願いしたいと思います。

追加同意案の第1号でございますけれども、「大津町副町長の選任につきまして同意を求めることについて」でございますが、現副町長の田中令児様が、令和2年3月31日をもって任期満了となりますので、新たに、議案集記載の杉水辰則様を大津町副町長として選任したいと思うものでございます。

田中令児様は、平成28年4月1日から、4年間副町長として、行財政運営の全般に関して、町職員としての行政経験を活かし、優れた手腕を発揮されました。特に、熊本震災の発生から復興まで、住民の福祉などに尽力をいただき、誠にありがとうございました。

これからの人生も幸せに、ご健勝に、ご活躍にご期待を申し上げ、心から感謝をいたしたいと存じます。

今回、お願いしております、杉水辰則様は、長年、大津町役場職員として勤務され、住民福祉部長、総務部長を歴任され、行財政の事務全般にわたり精通されており、大津町副町長として適任と存じます。

選任につきましては、地方自治法第162条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上の提案理由を説明申し上げましたので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意第1号、大津町副町長の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

ここで、副町長を退任されます、田中令児君から挨拶の申し出がっておりますので、この際、これを許します。

副町長田中令児君。

○副町長（田中令児君） ただいま桐原議長から退任の挨拶の機会をいただきまして、ありがとうございます。  
います。

まずもって、議員の皆様、そして町民の皆様にお詫びを申し上げたいと思います。

一昨年来、先ほどちょっと話があったとおり、不適切な事務が相次いで発生をいたしました。その度にお詫びを申し上げ、その対策としてチェックリストの作成とか、条例や法令に基づいたきちんとした適確な事務処理、そしてまた、職員研修等も行っていました。そういう中に、今議会におきましても、町長等の給料の削減条例を提案すると、そういうことになってしまいました。これは事務方の責任者である私の指導不足であり、そしてまた、監督が行き届かなかったという点につきまして、深くお詫びを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

今の新型コロナウイルス感染症が全世界にまん延し、パンデミック宣言もされ、国はもとより、大津町もその対策に今全力をあげて取り組んでおります。そういう中で退任となりますので、心苦しいこともあるんですけども、これはもう町民、県民、そして国民一丸となって感染予防に取り組むと、そういうことで国難というべきこの感染症がですね、きっと乗り越えていけるものと信じております。

4年前副町長に就任いたしましたときに、恩返しをしたいという話もいたしましたけれども、熊本地震からの復旧・復興に手いっぱい何ら恩返しもできなかったこともお詫びを申し上げまして、最後になりますけれども、愛するこの大津町がさらに大きく飛躍発展されますことを心よりご祈念申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。

本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（桐原則雄君） 田中副町長、大変お疲れさまでございました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回大津町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後2時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年3月18日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 豊瀬 和 久

大津町議会議員 佐藤 真 二